

衆議院 法務委員会 議 録 第 十 四 号

平成十六年四月十四日(水曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長 柳本 卓治君

理事 塩崎 恭久君

理事 森岡 正宏君

理事 佐々木秀典君

理事 山内おさむ君

左藤 章君

桜井 郁三君

早川 忠孝君

保利 耕輔君

松野 博一君

森山 眞弓君

柳澤 伯夫君

井上 和雄君

枝野 幸男君

小林千代美君

田嶋 要君

中井 治君

西村 眞悟君

松野 信夫君

若井 康彦君

富田 茂之君

下村 博文君

与謝野 馨君

永田 寿康君

漆原 良夫君

佐藤 勉君

中野 清君

平沢 勝栄君

松島みどり君

水野 賢一君

保岡 興治君

山際大志郎君

泉 房穂君

鎌田さゆり君

小宮山洋子君

辻 恵君

中村 哲治君

細野 豪志君

山花 郁夫君

上田 勇君

川上 義博君

野沢 太三君

実川 幸夫君

中野 清君

中山 隆夫君

大野市太郎君

山崎 潮君

政府参考人

警察庁長官官房総括審議

安藤 隆春君

政府参考人
(法務省刑事局長)

参考人
(東京大学教授)

参考人
(株式会社読売新聞東京本社代表取締役社長)

参考人
(日本弁護士連合会司法改革特別顧問)

参考人
(前日本弁護士連合会副会長)

参考人
(社団法人日本新聞協会)

参考人
(個人情報問題検討会幹事)

参考人
(日本経済新聞編集局次長)

法務委員会専門員

横田 猛雄君

木舟 一郎君

委員の異動

四月十四日

松島みどり君

松野 博一君

泉 房穂君

加藤 公一君

河村たかし君

同日

松野 博一君

田嶋 要君

若井 康彦君

細野 豪志君

同日

松野 博一君

田嶋 要君

若井 康彦君

細野 豪志君

同日

松野 博一君

田嶋 要君

若井 康彦君

細野 豪志君

同日

松野 博一君

田嶋 要君

若井 康彦君

細野 豪志君

同日

松野 博一君

樋渡 利秋君

井上 正仁君

滝鼻 卓雄君

尾崎 純理君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

西村 眞悟君

河村たかし君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

補欠選任
山花 郁夫君

補欠選任
西村 眞悟君

同日

西村 眞悟君

河村たかし君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援、すなわち総合法律支援の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、総合法律支援の実施及び体制の整備については、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとするとともに、情報提供の充実強化、民事法律扶助事業の整備発展、国選弁護人の選任態勢の確保、被害者等の援助等に係る態勢の充実等が図られなければならないものとしております。

第二に、これらに関する国の責務について所要の規定を置くとともに、地方公共団体及び日本弁護士連合会等の責務についても所要の規定を置いております。

第三に、日本司法支援センターは、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とすることとし、その設立、組織及び運営に関し所要の規定を置くこととしております。

この支援センターは、その業務として、法による紛争解決制度の有効な利用に資する情報提供の充実強化の業務、民事法律扶助業務、国選弁護人の選任に関する業務、弁護士等を依頼することにより困難がある地域における法律事務に関する業務、犯罪被害者の支援業務等を行うこととしております。

その組織及び運営については、役員の任命や中

野沢 太三君

実川 幸夫君

中野 清君

中山 隆夫君

大野市太郎君

山崎 潮君

政府参考人

警察庁長官官房総括審議

安藤 隆春君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

同日

山花 郁夫君

西村 眞悟君

期目標を定める際等に最高裁判所の適切な関与を得ることとともに、その業務運営上特に弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、支援センターに審査委員会を置くこととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○柳本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○柳本委員長 次に、ただいま議題となっております各案について議事を進めます。

この際、お諮りをいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として司法制度改革推進本部事務局長山崎潮君、法務省刑事局長樋渡利秋君の出席を求め、説明を聴取いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柳本委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局大野刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柳本委員長 これより質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小林千代美さん。

○小林千代美委員 おはようございます。民主党の小林千代美です。

裁判員制度について、事務的なお話を少し教えていただければというふうに思います。

といいますのも、先日の公述人の質疑のときに私も質問をさせていただきましたけれども、私は全く司法、法曹の素人でございます。どちらかといえは私は裁判員に近い立場にあるのではないかとふうに考えております。その裁判員の立場から、一般の市民の、法律を知らない市民の立場から質問をさせていただきたいと思っております。

ぜひこの答弁を、国会議員に答弁するのではなくて、これから例えば制度が始まるということになれば、市民の方々にさまざまな説明ですとか講習会みたいなものを開くのではないかと思います。ぜひ、その予行演習と申しますか、そのようなお気持ちで答えていただければというふうに思っています。

一般の市民の立場として、どうやらこういう制度が始まるらしい、自分もひょっとしたら裁判員に選ばれる可能性があるかもしれない、仕事を休んで裁判所に行かなければいけない、一体どうなるんだろうといった不安があるのではないかと思います。そういった観点から、まず最初に、事務的な内容なんですけれども、お聞かせいただきたいと思っております。

一般的に市民に対して、そういった裁判員にあなたと呼ばれていますよ、当たりましたみたいなところから始まりまして、裁判員に選任されるまでの手順を、一般の市民に説明するつもりでお知らせいただきたいと思っております。

○山崎政府参考人 手順は幾つかに分かれます。まず、地方裁判所は、毎年、裁判員候補者名簿、これをつくるわけですが、それをつくったときには、そこに記載された者にその旨を通知するということになります。それがまず前提の作業でございます。

それから、裁判員の参加する合議体で取り扱ういわゆる対象事件につきまして、第一回の公判期日が定まったときは、裁判所は、その審理にどのぐらいの期間を見込むか、そういう期間その他のいろいろな考慮しまして、呼び出すべき裁判員候補

者の員数をまず定めるということになっております。具体的に言えば、原則形態でございます。裁判員六名の合議体とした場合に、補充裁判員の方も必要であれば選ぶということになるわけでございます。仮にそれが三名ということになりますと、九名ぐらいになるわけですが、その何倍かの員数、まずそれを定めるということになろうかと思っております。

そして、裁判員候補者名簿に記載されました候補者の中から、その員数分の呼び出すべき者をくじで選定するということになります。裁判所は、その選定されました候補者をその期日に呼び出す、選定期日に呼び出すということになるわけでございます。

この場合、裁判所は、必要な質問をするために質問票を用いることができるということでございまして、質問票等に関する事情があれば記載をしておいていただくということにもなるかと思っております。こういう質問票などによって、呼び出しの前に、いわゆる欠格事由だとか、それから辞退事由、こういうものがあるというふうに認めた者については呼び出しをしないということになるというところでございます。

その後、裁判員等の選任手続が行われるわけでございます。この選任手続においては、裁判所は、候補者に対して質問を行いまして、この法文にございまして、欠格事由だとか、それからあるいは辞退事由等、いろいろな選任されない理由がございまして、そういうものに当たるかどうかとか、その辺のところをそこで質問をして、最終的に決めていく手続になるわけでございます。あるいは、検察官や被告人側によって、理由を示さない不選任請求というのも認めているわけでございます。それぞれ四名ずつというのを認めているわけでございますけれども、そういうような手続を全部経るわけでございます。

そういうことをやって、不選任の決定をして、あるいは不選任の決定をするんですけども、されなかった者から、くじあるいはその他の作が

加わらないような方法で、最終的に裁判員を決定するというふうになるかと思っております。

補充裁判員を置くときも同様の手続を行ってやるということでございます。作業的には並行して行うという形になること、これが一連の手続でございます。

○小林千代美委員 ありがとうございます。

では、その一連の手続の中で何項目か確認したいことがありますので、伺いたいと思っております。

まず、対象の事件が決まったら、呼び出し状が来るということを行いました。それは、対象となった事件の期日のどのぐらい前に呼び出し状が裁判員候補者のところには来るのでしょうか。

といいますのも、先日の公述人の方、数田公述人から提言がございましたけれども、やはり、仕事の関係で、何日前には少なくともわかっていないと困るだろうと。例えば、仕事をローテーションで回している人もいるかもしれない。タクシードライバーさんですとか看護師さんですとか、そういう方々は、やはり一ヶ月ぐらい前には少なくとも、自分の休みですとかそういうことを、きつと、ローテーションで職場の働く勤務日程というものを多分決めていらっしゃると思います。そういった準備もあるでしょうから、ある程度の期間をいただかないと、なかなか休みを都合するというのは勤労者にとっては難しいのではないかと思います。期日よりものぐら前にこの呼び出し状というものは届くんでしょうか。

○山崎政府参考人 この法案では、選任手続の期日と候補者に対する呼び出し状の送達との間には、少なくとも最高裁判所規則で定められる猶予期間を置かなければならないものとしております。この猶予期間が具体的にどのぐらいの期間になるかということでございますけれども、今後検討しなければならぬということになりまして、現段階で確定的に申し上げることはできません。

ただ、先ほど委員の方からも御指摘がございましたように、それぞれ仕事の都合をいろいろ抱えております。そういう方でもなるべく、可能な限

り参加をしていただく、そういう趣旨を尊重しなければならぬということになりますので、そういう点で、都合をつけることができる十分な期間を置くという要請が片っ方でありません。片や、裁判は迅速にやっつけなければならぬという要請がございまして、そのバランスで決まってくるということでございます。ただいまちよつと具体的にとのぐらいいやうことはできませんけれども、支障のないような日程をとりたいということでございます。

それから、審理の期日の、どのぐらいかかるかということによつても、猶予期間は違ってくるんだらうと思ひますね。かなり日数を要するものであれば、かなり前からしないと仕事の段取りといふのはできないでしょうし、一日二日の話であれば、それは割合短い期間でも段取りがつく可能性もあるという、そういうことも相關的に考えるということでございます。

○小林(千)委員 勤労者の場合でも申し上げましたけれども、自営業の方でも、仕事の都合でどうか、店のあける閉めるですとか、そういうふうな影響は大きくあると思ひますので、ぜひ、実際のそういった環境なども調べた上で、今後、この検討、猶予期間といふものを現実的な範囲で考慮していただきたいと思ひます。

次に御確認したいのは、その呼び出し状が届いた、その中には必要な質問票みたいなのがありまして、その中で、欠格あるいは辞退事由に当たる人は、それに記入をして、郵送し直すのか送り返すのか、どういふふうなことになるかわかりませんけれども、その時点で欠格あるいは辞退に該当できる方といふものは、この欠格、辞退理由の中のどのくらいの範囲のところなんですか。

○山崎政府参考人 この点につきましては、裁判所は、呼び出し後、その出頭すべき日時まで、裁判官、裁判員等の選任手続を行う期日から裁判員の職務が終了するまで見込まれる日までの間、職務に従事する予定期間でございますけれども、その期間において、次に申し上げますけれども、これに

該当すると認める裁判員候補については、呼び出しを取り消すことになるという形になります。

それに当たる方でございますけれども、例えば、裁判員の選任資格を有しないという者でございすね、選挙人名簿に登録されていない、あるいは欠格事由があるということ、あるいは就職禁止事由、それから辞退の申し立てをした者で辞退事由があると認められる者、こういう者で呼び出しを取り消した者については、出頭を要しないという形になります。

ただ、これら以外の者に関しましては、出頭義務を負うということになるわけでございます。

○小林(千)委員 今お答えいただきました欠格あるいは辞退理由に該当する方、この今の条文の書き方ですと、余りに漠然とし過ぎていていかな、こんな思ひもあります。

例えば、辞退理由の中で、政令で定める例の思想、信条といふものがありましたが、この時点で、例えば、質問票に私は自分の信条として裁判員にはなりたくありませんということを送り返して、これは辞退理由として認められるんでしょうか。

○山崎政府参考人 事由によつては、客観的に認められるものは当然あります。

しかし、このところは、かなり主観にわたるところでございます。客観性をこの基準で判断するかといふのはなかなか難しい話でございます。この場合には来ていただかなければならぬだろうといふふうには私は考えております。

○小林(千)委員 客観性がその場で認められる人以外は出頭していただかないと困るということですね。

ということとは、この時点で客観性があるといふふうに認められない方は、期日に出席しなければ、例の罰則十萬元が科せられることになるんですか。

○山崎政府参考人 原則として、期日に出席していただくことが原則でございますが、その前の段階で客観的に辞退等の事由に当たるといふ方に

いては、これは出頭義務を免除する、外す、こういう考え方でございしますので、そこに当たらない方について、出席しなければ過料十萬元というものの対象にはならないことでございます。

○小林(千)委員 とてもあいまいだと思ふんですね。送られてくる質問状の中で欠格事由や辞退事由をどの程度具体的に書いてあるのか。一般市民からしてみれば、例えば、自分はこういうこういう職業についている、あるいはこういう立場である、こういうふうな思っている、そういうことが果たして認められるのかどうなのか。そういうことが認められなければ、客観的理由がないということでは出頭をしなければいけないのか。

出頭するということになれば、たとえ一番最初のところ、選任の質問のところ、辞退をされるのかもしれないけれども、裁判所まで出向かなければいけないことは確かです。そういうことは、そのところまで行かなければいけない、仕事を休んで都合をつけないといけない、これも当然考えられることですから、ぜひこのところは具体的にしていただかないと困ると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○山崎政府参考人 確かに、いろいろ、就職禁止事由に当たるか当たらないかとか、あるいは辞退事由に当たるか当たらないか、これはきちつと明確なものを、これから政令もつくるわけですが、それできちつとした周知をしなければならぬ、ということでは当然でございます。

その上で、それを前提にしまして、先ほど申し上げましたように、呼び出し状を出しますけれども、客観的事由があるという方については呼び出しを取り消すということになりますので、取り消しが届いた方は出てこなくていいということになります。届いていない方は出てきていただく。これは客観的に明確だと私は思っております。

○小林(千)委員 それはそうだと思います。客観的理由、例えば、裁判員制度の映画の中にありましたけれども、きょうは娘の結婚式なんですとお父さんが言うせりふがあるんですけども、娘の

結婚式に朝裁判所まで行くのは、それはなかなかできないことだと思いますし、そういうのは客観的理由の中に当然含まれていいことだと思います。

○山崎政府参考人 十六条の七号の二ということに、「父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な業務であつて他の期日に行くことができないものがあること」となっております。娘さんの結婚式を他の日にするというのはできませんから、これは正当な理由があるといふふうに思われます。

○小林(千)委員 結婚式だけではなくて、葬式は多分緊急のことだと思ひますので、その辺のところはより具体的に、まあ運用あるいはこれからの検証といふことになっていくと思ひますけれども、ぜひ一般の市民の方にわかりやすくしていただくような内容にしたいだきたいと思ひます。ここでとまっていたらなかなか最後まで行かないので、次に進みます。

それで、次なんですけれども、裁判所に呼び出しを受けて出頭いたしました。選任手続ですか、質問がされるわけですね。この裁判員候補者に対する質問といふものは、具体的にどのようなことを私たちは聞かれるんでしょうか。

○山崎政府参考人 この選任の手続は、裁判員の選任資格があるかどうかとか、欠格事由があるかどうかとか、就職禁止事由、あるいは事件に関連する不適格事由、従来、除斥事由と言つていたものでございますけれども、こういうものに該当するかどうか、まず第一次的なものでございます。そういうことで、裁判員としての候補者たり得る者かどうか、その質問だけでございまして、その辺を中心に行われるということでございます。それが材料がそろえば、最終的には、お引き取り願う方は願う、残つていただくと方は残つていただく、その中から最終的に選任をしていく。こういう振り分けの手続だということでございます。

○小林(千)委員 対象事件によつても質問の内容

は当然変わってくると思いますが、具体的にどのような、例えば、十七条に書いてありますけれども、あなたは被告人または被害者ですか、これはないと思いますけれども。第二号は、被告人または被害者の親族あるいは親族でありましたかですとか、ここを読み上げていけば切りがないですけれども、被告人の親族者ですか、友人ですか、友人の親族者ですか、そういうことを聞かれるのでしょうか。

○山崎政府参考人 十七条は事件関係のことを言っているわけですので、じゃ、あなたはこういう被告人の事件を担当する可能性があるけれども、被告人と何らかのいろいろな関係がございまして、全くございませんかという聞き方だろうと思います。その状況いかんによつては、この何号に当たるかというのでもう少し聞かなければならないということになるかと思ひます。

○小林(千)委員 今の御答弁の内容ですと、そういった質問というのはかなり個人のプライバシーに触れるところもあると思ひます。特に、被告人と何らかの御関係がありますかということ、は、なかなか口に出して言うのは難しい問題ではないかと思ひます。

そういうような質問というのは、例えばその出頭、呼び出しを受けた人たち、そこに何人候補者がいるかわかりませんが、先ほど九名掛ける何倍かというふうにおっしゃっていましたから、何倍になるのでしょうか。三十名、四十名、五十名、いるかもしれません。五十名の人たちが一緒にいる中で、一人一人、あなたは、あなたはというふうに聞かれるんですか。

○山崎政府参考人 具体的にまだ手続が定まっているわけではございませんが、共通事項、これを説明するというのは、みんな一緒に構わないんだらうと思ひますね、一般的なこと。

あと、個別のいろいろな質問に入れば、今御指摘のように、かなりプライバシーにわたることだつて出てくる可能性がございします。ここはやはり個別に配慮をしなければならぬと考へてお

ります。

○小林(千)委員 ぜひ、個別に配慮する事項につきまして、例えば一人ずつ別室に呼んで質問をするとか、そういった個人のプライバシーを守るというふうな観点からも、こういった手続は行つていただきたいというふうに思ひます。

それで、続きまして、檢察審査会の件についてちょっとお伺ひしたいんですけれども、今回の裁判員制度のいろいろな手続について、檢察審査会の手続ですとか、そういったものが参考にされることが多々あるわけなんです。

実は、私の母が、檢察審査員というんですか、の方に二年か三年ぐらい前に選ばれて、栃木県の小山市だったんですけれども、六カ月間、その任務に当たつたということでした。私は、法務委員会に所属していることもありまして、実家の母から、いろいろ根掘り葉掘り、どうだったの、どうなったのということをヒアリングしたわけでございます。

母がいろいろ教えてくれたんですけれども、その中にちよつとびつくりする項目が実は一つありまして。この選任手続、同じように檢察審査員にもされるということでしたけれども、質問の項目の中で一つ、母が質問をされたことは、あなたの親戚に精神障害者はいますか、こういった質問をされたそうです。もちろん、これは母からの又聞きですので、正確に一言一句そのままに聞かれたかどうかはわかりません。だがそういうふうな聞いたかも特定されておりましたし、言つた言わないの議論になつてしまふのかもしれないですけれども、こんな質問、本当にされてるんですか。

○大野最高裁判所長官代理者 初めに、檢察審査員として御協力いただきまして本当にありがとうございます。

それで、檢察審査会を始める前に具体的な事件が参ります。そうしますと、その事件との関係で、審査の公平を担保するということが必要です。で、先ほど、裁判員の関係では不適格事由とされてた、檢察審査会では除外事由というふう

われておりますけれども、審査員として職務を行つていただけてよろしいかどうかということを確認します。そのために、審査員が事件との関係で、ないかどうかという質問の中の一つとして、親族という言葉が使われているといひますと、被疑者や被害者の親族ではないかということを確認する、その点はございします。

これは法律で定められた除外事由ですのでそれを確認いたしますが、御質問のありましたような、審査員の親族に精神障害者がいるかどうかということにつきましては、檢察審査会法上は精神障害者であることが除外事由というようにすることにされておりましたので、そういった質問をすることはまずない、ないというふうに私は思つておりますけれども。

○小林(千)委員 先ほど申し上げましたように、言つた言わないの議論は水かけ論になりますので、余りこの場では追及はしたくないと思ひますけれども、あなたは精神障害者が親族にいますか、まあ、母が言っているから本当かどうかわからないですけれども、そんなことを、そういうことを言うわけですよ。当然、私も聞きましてたけれども、うちの母のことですから、しゃべりまくつていふと思ひます。そういう状況になつていふんです。

それはもちろん、精神障害者の方が不適格事由になるかどうかという問題もありますし、そういった方が親族にいますかどうかということが何の関係があるんですか。お答えください。

○大野最高裁判所長官代理者 ですから、関係がないのですから、お尋ねしないはずだというふうに申し上げているわけですから。

○小林(千)委員 母の肩を持つわけじゃないですけれども、実際にそういうふうな言っているんですよ。もつとひどい言葉で言つていましたよ。今、差別用語ですとか、そういうのを言ひませんでし

たし、母の認識もちよつと、ちよつとといひますので、あえて言葉を選んで私は質問をいたしま

したけれども、そういったことがされているから言っているんでしよう。

全国のこういった審査会で検証されているんですか。私、これ、事前に質問を通告、かなり前にしておりましたので、ほかの檢察審査会でのような質問をされているのでしょうか。

○大野最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり従前からお尋ねありましたので、私どもの方で、審査会を始める前にどのようなことを尋ねているかということについてのひな形を取り寄せてみました。その中には、そういったことは書かれておりません。

○小林(千)委員 書かれていなければ、何でもこんなことが起きているんでしようか。

○大野最高裁判所長官代理者 それはちよつとわかりませんが、先ほど委員の方から、精神障害者というよりはもつときつい言葉であつたというふうなこと、お話もありましたが、裁判所では、今そのあたりの教育はきちつとしておりまして、いわゆる差別用語的なことは決して使わないうようにということを徹底しておりますので、そういったことはいふではないかというふうに私は思つております。

○小林(千)委員 差別用語を使つたか使わなかつたかはなくて、こういうことが質問の中に入っていると、こういうことが問題だと私は言っているんです。ぜひこれは検証してください。これから始まる裁判員制度でも同じような質問がされるわけですから、檢察審査会の例に見習つて。

ぜひ、今、全国の二百十カ所の、行われている、されている、檢察審査会の質問、実際に、事務官の方か、書記官の方というんですか、どなたがされているのかわかりませんが、少なくとも、裁判所、司法というのは、人の人権あるいは権利といったものを統括するところでしょう。こんな人権侵害の発言があつてはならないと私は強く思ひます。これは必ず検証してください。どうですか。

○大野最高裁判所長官代理者 幾つかの序で調べ

般論としてはよくわかるんですが、現実には、じゃ本当にどういふものについて手当てをしていくかということですね、これにつきましては、まだ一般的に、今、客観的な基準をこれで打ち出すということがなかなか困難である。やはり実際やってみて、いろいろな問題が生じてくる可能性がございます。そういう中で本当に必要なものは手当てをしていくということございまして、現時点で、じゃそれを全部頭の中で想像をして、こういうものについては、こういうものについてはと、なかなかそういう作業は難しいということ、まず今後の課題であるというふうに考えております。

○小林(千)委員 育児、介護だけではもちろんないと思います。さまざまな事態が考えられると思います。ですので、やはりこれは、これから施行までに何年ということになるかわかりませんけれども、ぜひこの環境整備という点につきましては、育児、介護はもちろんそうですが、なるべく広範の方々に参加できる準備というものを十分にしたいなというふうな要望をしておきたいと思ひます。

そこで、もう一つ確認を、順序が逆になったと思ひますけれども、十六条の七号、「同居の親族の介護又は養育を行う必要がある」というふうな書いてありますけれども、何でこれは同居に限定するのでしょうか。

○山崎政府参考人 この十六条の七号のちよつと構成を申し上げたいと思ひます。イロハ二と四つの事由が掲げられておりますけれども、これは典型的に生ずる事由ということと掲げてござい

ます。例えば、すぐ近所にその親族が住んでいて介護をするという場合も当然考えられるわけございまして、これはニアリーイコールのものでございまして、こういうものについては柱書きのところに、「その他政令で定めるやむを得ない事由」とございまして、そういう中で、今後いろいろな周知をしていく中で、どういふような事由が考えられるのか、そういうことをいろいろこちらの

方でもきちつと把握した上で、政令の中で手当てをしてまいりたいというふうな考えております。

○小林(千)委員 同居かどうか、すぐ近くかどうかというのでもよくわからないところですが、すぐ近くというののがどの辺のところまで指すのかですとか、同居じゃなくても、例えば隣の敷地に母さん、おばあさん一人で住んでいるんですか、あるいは、車で何分のところに住んでいるんだけれども介護が必要で毎日通っているんですとか、そういう状況は実際としてあるわけなんですから、ここは「同居」と書いてありますけれども、「その他政令で定めるやむを得ない事由」とここに書いてありますので大丈夫です。だんだん、そんなわかりづらいことをしないで、だったら「同居」というのを消せばいいじゃないですか。

何で「同居」がここに必要なんです。○山崎政府参考人 これは、こういう想定でございます。と、仮に遠隔地にそういう方がおられるといたした場合に、そんなにしょっちゅう行けることにはならないわけですね。ずっと行きつ放しというの、それは同居になつてしまひます。結局、そういうことを考えると、その間はどなたかお願いをしていくということになるわけですね。ですから、必ずしも典型的ではないわけですね。

ですから、言われているような状況で、本当に必要だということと、よつちゅうやっているんだということであれば、これは認める方向で考えております。

○小林(千)委員 そういうことをおっしゃられると、何キロから何キロまでが遠隔地で、何キロから何キロまでがすぐ近くなのかというようなくだらない論議になつてしまひますので、そんな誤解を生じさせるような言葉遣いはしない方がいいでしようというふうな申し上げております。

○山崎政府参考人 先ほど来、同じことかもしれませんが、介護、養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある親族がいる場合には、介護者も同居をしているのが通常だということとを踏まえているわけですね。ですから、本

日常介護を必要とする方は同居あるいはそれに近い形で行われているだろうということで、これが典型的だろうということでございまして、それ以外のことを否定しているというわけではございません。○小林(千)委員 先ほど質問いたしました介護サービスというものが充実して、利用できるような制度になれば、この問題は解決をされると思ひますので、ぜひ、この「同居」というのはどうかというふうな、これ以上やつてもあれですので、御意見を申し上げさせていたきたいというふう

に思ひます。次に移ります。欠格事由、第十四条一号、二号、三号に当たる方々は、なぜこの方々が欠格事由に当たるのか、御説明ください。○山崎政府参考人 十四条には三つの事由が掲げられております。

一つは、中学校の卒業を終了していない、義務教育を終了していないということが書かれております。それから「心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者」。この二つの事由につきましては、職務遂行能力に欠ける場合があるということを考えているわけでございます。

それから、「二の「禁錮以上の刑に処せられた者」ということがございまして、これは、人格的信用に欠けるということから欠格事由にしている、こういう大きな二つの理由によるわけでございます。

○小林(千)委員 同様に十五号、これは就職禁止理由ですけれども、ここに挙げられている方々は、なぜ就職、裁判員としてなことが禁止されているのでしょうか。

○山崎政府参考人 これにつきましては幾つかのジャンルに分かれるわけですが、まず国会議員、国務大臣、それから行政機関の幹部職員でございますけれども、これにつきましては、三権分立の観点から就職禁止事由とされておりますので、例えば行政権のトップにある者が裁判の中に

入っていくということが三権の相互関係の観点でいいかどうか、こういうことを配慮したものでござい

ます。それから、今回の裁判員制度、国民一般の感覚を裁判に反映させるという理念から、やはり司法関係者、そういう者については、あるいは法律の専門家、この点については除外をしよう、こういうこととござい

ます。それから、その他の者としたしまして、知事あるいは市町村長、これは選挙で選ばれた長でございますけれども、その職務を十分に行つていただくという観点から除く。それから、あと自衛官でございます。緊急の態勢に備えなければなら

ない、こういうようなことが主なものでございます。○小林(千)委員 私は、就職禁止事由に挙げられている方が、何でこんなたくさん項目に入っているのかというふうな思うところもあるんですが、けれども、ちよつとそれは後に回しまして、それでは、第六十四条の法文、これは刑事訴訟法の適用に関する特例という項目なんですけれども、その中で、控訴理由の中に、「法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと」というものが事由に挙げられております。

私も法律の知識がない頭で一生懸命この条文を解釈しているんですが、つまり、それは合議体が違法であつたというふうな解釈をしていいのでしょうか。その違法によつて構成をされた判決だつたから、それは控訴理由になりますよというふうな私は勝手に解釈をしているんですが、その中に、例外として、「この限りでない」というものの中に、十五号の就職禁止事由の方々が、質問の中で絞り切れなくて間違つて入つてしまつて判決が下された。もう一つは、欠格事由に当たる人も何らかの事情で中に入つて判決が出てしまつた。

しかし、この条文を見ますと、就職禁止事由の方々が間違つて入つた場合は控訴理由にならなくて、十四条の欠格事由に当たる方は控訴事由

になる。これは何で二つの条文で違うんでしょか。

○山崎政府参考人 御指摘のとおり、取り扱いを変えております。

まず、欠格事由に当たる方につきましては、先ほど申し上げましたけれども、職務遂行能力あるいは人格の信用に欠ける者が関与するという形になりますので、これは絶対的な控訴理由になるというふうにしておりますけれども、では、片や就職禁止事由に当たる方、この方については、その遂行能力とかあるいは人格的な信用とは全く別の、それを欠いているという問題ではございませんで、別の政策上の理由で裁判員となることのできないというふうになっているわけでございますので、その重さは違うということから、就職禁止事由の方がされてもそれは控訴理由にしていけない、こういうことでございます。

○小林(千)委員 先ほど御説明いただきました十五条の就職禁止事由が、なぜ裁判員の資格がないのか、そのときに山崎事務局長の方から御答弁いただいた内容は、三権独立の観点がある、三権の相互関係がいかどうかという、つまり三権分立の観点から、こういった立法、司法、行政にかかわっている方は就職禁止事由に入っているんですね。そういう方が入っていた裁判はなぜ同じように控訴理由にならないんですか。私は、こちらの概念こそ、その答弁していただいた三権分立の概念から外れるものだと思うんですけども、判決の内容が。

○山崎政府参考人 これは、そういう三権分立の趣旨に配慮して政策的に除外、除外といいますが、就職禁止にしたということでございます。まさに政策的にしているということでございます。

除外の事由の方は、やはり裁判の公正さということを疑われるおそれもあるわけでございますので、そういう意味では絶対的な控訴理由だ、こういうことでございます。

○小林(千)委員 政策的に外したんだったら、それで出た結論、判決についても政策的にまずいんじゃないですか。

じやないんですか。

○山崎政府参考人 これは政策的にそうしただけでありまして、その方たちが能力がないということとを言っているわけではございませんで、それは裁判の公正らしさは疑われないというふうに思っています。

○小林(千)委員 それはひどいと思いますよ。十四条に該当する方は能力がない人だ、十五条に該当する人は能力のある方だという答弁なんです。

多分、この部屋の中にいらっしゃる方、ほとんどがこの十五条に該当する方だと思えます。国会議員、私たち、大臣、そして中央省庁の幹部の方々、全部読み上げた方がいいんですけれども、裁判官経験者の方、検察官経験者の方、弁護士あるいは弁護士経験のある方あるいは資格のある方、裁判所の職員の皆さん、法務省の職員の皆さん、学校の法学部の先生、判事、検事の経験のある方、司法修習生、首長さん、まあ自衛官はいらっしゃらないのかなと思いますけれども、この項目にこの部屋の中で該当する方はどれだけいらっしゃるでしょうかということには聞かないですけれども、どう見ても、私は、これは差別する必要があります。なぜあるんだろかということ強く思います。

私たちは、私も含めて、国会議員ですから特別なんです。これは差別じゃないんですか。十四条と十五条の、三百七十七条の第一号、どうも裁判というものが一定の選ばれた人たちによって構成されているもので、その中に一般市民を適当に呼んでおいて、そういうような感覚があると思えないんですけれども、どうでしょうか。

○山崎政府参考人 これは、欠格事由が何のためには設けられているかということでございますが、裁判は、やはり被告人の防御権といいますが、被告人の立場ということにも配慮しなければならぬわけでございますので、やはり裁判でございまして、裁判の意味をわかってそれで判断をしていただくということがどうしたって必要になるわけでございます。そういう点からこれは設けられ

ているわけでございますので、これを欠く方がもしやっただということになれば、裁判の公正さを疑われるおそれがあるわけでございます。

ですから、そういうことについては絶対的な控訴理由にしてきちつとやって、公正さをきちつと担保していただきますよということでございます。そういうことから、その差が設けられているということになろうかと思えます。

○小林(千)委員 繰り返すになりますが、就職禁止事由の理由を伺いました。三権分立の相互の関係にいかどうか、政策的な判断で外されたんですから、私は、政策的な理由で当然これは控訴理由になるべきだと思いますし、同等に扱われるべきだと思います。そういうような観念がどうも根底に流れているような気がしてなりません。

もう時間がなくなりましたので、質問通告している中で全部やり切れないんですけれども、今回、裁判員制度を私も勉強する上で、日本が昭和三年のときからとられていた陪審制度というものが少し勉強いたしました。「陪審手引」という本が復刻版となっております。この本は、当時、昭和五年だそうなんですけれども、当時の陪審員として資格のある方々全員に配付された小冊子の復刻版だそうなんです。

当時の陪審制度というものは、当然今の裁判制度とは観念も観念も全く違うものだと私は思っております。

といいますのも、ここに書いてある文章、復刻版そのままだんですけれども、読み上げます。

裁判というものは、「畏くも天皇の御名に於て行はれる、神聖の裁判に列し、恠うした重大の義務を果たすこと」、「大なる名誉であり義務である」というふうに出てあるんですね。

ほかのところにも、「陪審員候補者として、御当選になられた諸君は、当選なんですよ、これ。選挙と一緒にですね。」「当選になられた諸君は、非常の光栄であり、また名誉と言はなければなりません。」というふうに出てあります。こういう冊

子が当選をされた陪審員の諸君に全員に配られたんです。

しかも、配られたものはこの小冊子だけではなくて、表紙の見開きにありますこのメダルというんですか勲章というんですか、ごらんになっていただきたいんですけれども、記章と一緒に、陪審員にこの小冊子と記章が配られたという内容でした。

天皇の御名において行われる裁判、神聖なる裁判というところに、一般の皆様も天皇の御名において呼ばれたんですよ、光栄なことなんです、当選したんですよ、皆さんも。しかも、その条件は、「日本臣民で年齢三十歳以上の男子」ですとか、「引続き一年以上、同一市町村内に居住して居る」、これは理由を、この本の中で読み上げます。「定まつた住居もなく、各地を流浪して歩くやうなもの、陪審員として種々の不都合がある」と書いてあるんですね。そして、納税三円以上なんですけれども、「土地其他の財産を有して居るか、又はこれ位の納税の出来る、営業をして居る人でないと、陪審員といふ甚だ大切な職務を行ふに、不都合である」というふうにはこの小冊子には書かれておりました。どうもそこから抜けていないような気がします。

最後にお伺いいたします。

この法案の第九条、裁判員の義務のところに、三項、裁判員は、裁判の公正さに対する信頼を損なうおそれのある行為をしてはいけない、第四項、品位を害するような行為をしてはいけない、これは一体どういう意味でしょうか。

○山崎政府参考人 裁判をおやりになる方でございますけれども、ですから、それなりのものを備えていただくという趣旨でございます。まず、三項に言う、裁判の公正さに対する信頼を損なうおそれがある行為というのは、例えば係属中に合議の内容をべらべらしやべるとか、これはもう、それはやはりお引き取り願いたいということになるうかと思えます。それから、裁判員の品位を害するような行為というのは、例えば泥酔をして、

朝出てきて酔いふれちゃったというようなこと
であれば、それは裁判員としての資格はやはり疑
われるだろうと。そういうことを排斥すること
でございまして、先ほどお読みになったようなもの
とは全く違うということでございます。

○小林(千)委員 たしか、この中も泥酔、出てい
ましたよ、酒を飲んで酔っぱらっているようなや
つはと。

時間になりました。どうもこの法案自体に、こ
れと同じ精神が引き続きつつとあるような気がし
てなりません。これからも引き続き質疑を続けて
いきたいと思ひますので、御検討よろしくお願
いたします。終了いたします。

○柳本委員長 御苦労さん。

辻恵君。

○辻委員 民主党・無所属クラブの辻恵でござい
ます。

先週の金曜日九日と昨日火曜日、二回にわたつ
て、裁判員制度の導入をめぐる憲法上の問題点に
ついてお伺いいたしました。結論的には、一方で、
刑事被告人の憲法上の権利というものの保障は絶
対的に要請されるべきであるということがあり、
他方で、国民の常識を判決に反映させるんだとい
う政策的な目的がこの裁判員制度導入の立法目的
の主要なものであると。その二つの要請が抵触し
た場合には、やはりそれは問題である。提案者の
側は、抵触することはあり得ないということをお
っしゃったわけですが、昨日、その点も
野沢大臣に確認させていただいて、しかし、仮に
そういうことがあればその条項は違憲であり、そ
れは撤回すべきであらうということについて基本
的には了解をいただいた、こういうふうにして思
っております。

本日は、各論について具体的に、刑事被告人の
権利がどのような危殆に瀕する状況になる可能性
があるのかという点に関連して伺ってまいりたい
と思ひます。

裁判員制度と内閣提出第六十八号の刑事訴訟法
等の一部を改正する法律案、その両方が関連いた

しますので、裁判員制度にも当然のことながら適
用になると思はれる、これは必然的に適用になる
というふうな法文上なっておりますと思ひますけれど
も、この刑事訴訟法の一部を改正する法律案の方
が、そういう意味では妥当する範囲がより広いと
いうか、適用の範囲がより広いということですが、
まずこちらの問題点について具体的に伺って
いきたいというふうに思ひます。

公判前整理手続を中核とする内閣提出第六十八号
の刑事訴訟法の改正案というのは、金曜日にも申し上
げましたけれども、一九四九年の一月一日付で施
行されている現行の刑事訴訟法、戦後の改正され
た、新刑訴と言われている刑事訴訟法のまさに様
態を侵害するものである、それを基本的に変更す
るものではないのかというふうに思はざるを得な
いのであります。

戦後の刑事訴訟法は、立法の経過なり、その当
時の、いろいろ学説とか国会での論議の状況を私
なりに検討いたしました、やはり戦前の裁判に
対する深い反省を出発点としている。戦前の裁判
が、予審判事のもとで、予審制度という形で、公
開の法廷ではなくて、密室の中で基本的な証拠調
べも行われ、そして心証も形成される、そのよう
な裁判であったと思ひます。

したがって、起訴後の正式の公開の法廷での審
理というのは形骸化したものではなかったのか、
そこについての深い反省があつて、そうであるが
ゆえに、刑事訴訟法の二百五十六条で起訴状一本
主義というものを採用して、裁判官は公開の法廷
以前は起訴状だけしか見ていない、予断を持って
は臨まないんだ、予断排除の原則というものを大
原則として、戦後の刑事訴訟法はその精神的な骨
格としてたつていっているわけでありまして、そのこ
との上に立って、公開の法廷で直接主義、口頭主義
で、密室裁判ではなくて、心証をとっていくとい
うのが原則であるとされているわけでありまして、
その、戦後の刑事訴訟法の起訴状一本主義、
予断排除の原則という大原則に妥協を迫るもので
ある、実質はそれを空洞化させるものである、そ

れがこの公判前整理手続を中核とする刑事訴訟法の改
正である、こう思ひます。

先日の公聴会で、高井公述人でしたか、起訴状
一本主義に關して、たしかこのように言われたと
思ひます。公判前の整理手続では証拠は双方箱の中
に入っているんだ、検事側の提出する予定の証
拠、弁護側の提出する予定の証拠、双方は箱の中
に入っているんだ、したがって公判前整理手続で
は裁判官はその箱の中はのぞかないんだ、審理が
始まった後、裁判員の前で箱をあけるんだと。公
判前整理手続で、争点を整理する、証拠を整理す
るといふこと、具体的に証拠調べを行う、箱の
中を見るときは手続が分離されているんだ、こ
のように述べられたと思ひますが、これで、こ
の刑事訴訟法の改正案の内容として、過不足なく、間
違ひない供述だったんでしょか。この点はいか
がですか。

○山崎政府参考人 この点につきましては、心証
形成のための証拠調べ、これは公判期日で行われ
るといふこととございまして、この点は現行法
と変わっていないというシステムでございまして、
問題は、公判前の整理手続の点でございまして
けれども、この点につきましては、その証拠の内容
に入るのではなくて、証拠の採否あるいは証拠能
力の問題もいろいろあるかと思ひますけれども、
も、そういうようなもので、内容ではないんです
ね。そういう点について整理をして、それで必要
な心証形成の手続は全部公判手続で行う、こうい
うものでございまして。

そういうことから、直接証拠の内容に触れると
いうことではないということから、起訴状一本主
義には反しないというふうな考えております。

○辻委員 公判前の整理手続で心証をとるわけ
ではないんだ、公判開始後、審理が始まって以降心
証をとるんだ、それは職業裁判官として当然の訓
練であり、当然、資質としてもそれを受け入れる
ものでなければならぬ、理念としてはそのとお
りです。

だけれども、やはり人間、いろいろな予断を抱

くわけですね。それは、ある意味では心証にいろ
いろな形で影響を生じることがあるわけだから、
理念だけではなくて、やはり制度的な保障として
きちっとそれは担保するものが予定されなければ
いけないだろうというふうな思ひ方です。だ
からこそ、戦後の刑事訴訟法は起訴状一本主義と
いうきちっとした制度を持って、それ以前は心証
をとることができないんだということを精神とし
てうたい、それを制度として法文化しているわけ
です。

そういう観点で、起訴状一本主義と刑事訴訟法の改
正案との関係が問われた質問に対して高井公述人
は、あたかも公判前整理手続では証拠は一切見な
いというような供述をされた。これは間違つていま
す。現実には、山崎さんがおっしゃったのは、
内容にわたるものではないとおっしゃっているけ
れども、証拠自体は見る機会があるじゃないです
か。

今回の刑事訴訟法の改正案の中で、三百六十六
条の二十七で提示命令を出すわけですよ。だから、
証拠を見る機会があるわけですよ。

だから、そういう意味では、それをどのように
評価を加えようと、見る機会が生じるという、事
実問題としては、今の起訴状一本主義の現行制度
とは異なるものが導入されているというふうにし
ては異なると、この点は事実としてお答えくださ
い。○山崎政府参考人 高井公述人がどのような思
ひで言われたのか、これはちょっと私はメンシヨ
ンの限りではございませぬけれども、多分比喩的に
言われたんだらうというふうな思ひます。

私、今申し上げているのは、実態として、今条
文の御指摘がございましたけれども、提示命令と
いうものがあるわけではございまして、証拠に触
れることは間違いないということとございまして。

○辻委員 だから、イメージとして語られている
面が非常に多いんですけれども、具体的な個々の
条項を見ていくという問題点が生じてくる、
起訴状一本主義が具体的に空洞化される可能性の
あるいろいろな制度が新たに設けられるというふ

うに私は思っているわけです。

ですから、そのような点を一つ一つチェックしていかなければ、今の現行刑訴法のもとで保障されている刑事被告人の権利がやはり後退することになる。そうだとすれば、それと不可分に結びついて提案されている裁判員制度もまた、刑事被告人の権利を後退させる、そのような機能を果たす制度になるんだということが言えると思うわけがあります。

そういう意味におきまして、まず、この改正刑訴法の改正の手續、内容について具体的に伺っていきたいというふうに思います。

まず、この改正刑訴法で公判前整理手續をとる必要があるかどうかについては、検察官及び弁護人の意見を聞いた上で、第一回公判期日前に裁判所が決定するというふうになっていきますね。これは、通常、否認事件なり争点のたくさんある事件を想定しているということではないでしょうか。この点はいかがですか。

〔委員長退席、下村委員長代理着席〕

○山崎政府参考人 これは、刑訴全般について言えば義務づけではないわけですが、そういう観点からは、やはり争点が非常に複雑、証拠が大量だということで、整理をしないとなかなか審理の計画が立たない、そういうふうにも認められるものというふうに理解をしております。

○辻委員 現在の刑事手續の流れを簡単に私なりに概括しますと、争点の多い案件また否認事件について言えば、第一回の公判廷で、人定質問があった後、起訴状が朗読されて、その起訴状に対する認否が行われ、その後、検察官側の立証段階に入るといふことで、検事側が冒頭陳述を行いますね。そして、証拠請求を行う。通常は、証拠関係カードで書証なり物証を、標目を提示する。

それに対して弁護側が同意、不同意を答えをして、そして、同意部分については取り調べをする、不同意部分についてはそれにかわる方策を考える、通常は証人申請を行うわけですね。その証人について裁判官、裁判長の方が採否を判断して、

第二回の手續になるか第三回の手續になるか、第一回にも一部行われるかもしれないけれども、検事側の申請証人の証人尋問手續が行われる。

通常は、検事側の立証が、書証や人証や物証やそういうさまざまな立証手段を一応提示して、それを現実に行つて、検事側が相当な疑いを入れない程度、有罪を立証できるまで検事側が立証を尽くす。

検事側の立証はこれで終了ですか、終了だということになった段階で、では、弁護側は、冒頭陳述をする場合もあればしない場合もありますが、弁護側の反証段階に移つて、きちつと争う事件であれば、弁護側が冒頭陳述を行い、弁護側が証拠請求をし、それは、書証にしろ、人証にしろ、証拠請求をして、裁判所がその採否を判断して、弁護側の証人尋問等が行われて、一応弁護側の反証の段階が終了した段階で論告、弁論が行われるというのが通常の流れだと思ふんですね。

こういう、まず検事側の立証が行われ、続いて弁護側の立証が行われるという現在の仕組みは、今回の刑事訴訟法の改正によってどう変わるのでしょうか。

○山崎政府参考人 公判前整理手續の若干具体的な流れを前提として申し上げます。

まず、検察官が、公判期日において証拠により証明しようとする事実、これを明らかにしなければならぬ、主題を明らかにする。その証明のために用いる証拠の取り調べを請求するということをするわけでございます。これは、取り調べを請求して、同意、不同意、いろいろあるかと思ひます。これが弁護側の側に渡るわけでございますね。

弁護側の側は、これを精査するわけでございます。その上で、同意、不同意という問題も出てくると思ひますし、あるいは、検察官が出している証拠の証明力、これを判断するために重要な資料がある、必要であるということになれば、これは証拠開示の申し立てをするわけでございます。そういうことによつて証拠がかなり出そろつてく

るわけでございます。これで大体の状況が、検察官の主張立証の全貌がわかるわけでございます。これが終わりますと、今度、被告人・弁護人側が検察官証明予定の事実あるいは開示を受けた証拠を検討した上で、みずから公判でする予定の主張を明らかにして、みずから取り調べを求めめる証拠があるときはその取り調べの請求をする。

こういうふうには、まず検察官側から始めて、それから被告人・弁護人側に移つていく、こういう点については変わらない構造でございます。

ただ、これは証拠を決定したり採用したりすることでございます。例えば証人尋問、これは公判廷で行われることになりまして、書証の取り調べもすべて公判で行われることになりまして、その違いは当然ございますけれども、手續の順序、それからやはり検察官の起訴の全体を把握した上で弁護人側の方の行動に移つていく、こういう構造については変わっていないというふうと考えております。

○辻委員 結局、先ほど申し上げたように、現行の刑事裁判の手續では、検事側の立証段階がまずあつて、ですから、検事側の請求証拠とか主張とかいうことが全部まず明らかにされて、その証拠の取り調べが行われて、弁護側のそれに対する弾劾も行われて、もしかしたら、弁護側の弾劾が功を奏して、検察官側立証で立証が不能である、もうお手上げであるということで、例えば、公訴を場合によつたら取り下げるとか、裁判所が公訴を棄却するとかいうことも含めて、現実的な問題からいふと、検事側立証がそれぐらいで終わつて、弁護側は反証はなく、これで判決してくれということで無罪判決が出るということだつて可能性としてあるわけですね。

つまり、まず、検事側が手持ちの証拠なり必要と思ふ立証手段を全部明らかにして、弁護側、被告人側の弾劾にさらして、それが弾劾され尽くすということが、まず手續として先行するわけですよ。それが終了した後に、弁護側がどういう主張で

反証するのか。だから、反証の主張だつて、検事側の立証の仕方いかんによつては反証の角度が変わってくる。弁護側が証拠請求をして弾劾しようとする弁護方針だつて、それは変わってくるわけですよ。まさに裁判は生き物だと言われるように、公判廷で、公開の法廷で、傍聴人がいる前で、皆の前で、真剣勝負で闘われる中で、検察官側の立証が本当にまともな立証なのかどうなのか、そこで弾劾し尽くされる可能性だつてあるわけですよ。

それを受けて弁護側は反証をする、これが現行の刑事裁判の大原則である被告人に無罪の推定と言われる原則の制度的保障なんです。まず検事側が立証を尽くす。そこでだめだったら、もうそれで裁判は無罪だ。その上で、弁護側はどういう闘い方をしようか、これはフリーハンドなわけです。弁護側の選択権なわけです。

そういう形で、まず検事側が疑いを入れない程度に有罪を立証しなさいといふという、それが無罪の推定の重要な、ある意味では、私は制度的保障と言ひますけれども、そういう制度があつてこそ初めて無罪が推定されるんだ。つまり、検事側が立証できなければ無罪なんだという推定が、こういう形で保障されているのが今の戦後の刑事訴訟法の現実なんです。この現実が、今回の公判前整理手續では変わるんじゃないですか。

つまり、検事側の立証が全部終わらない前に、弁護側がどういう主張をするのか、どういう証拠を予定するのか、全部とりあえず明らかにしろ、公判前整理手續が終了する前までにそれを出さなければ、原則としてそれは取り調べはできないんだよ、こういう規定になっていきますよ。だから、これは、今の刑事裁判のシステムを重要な点で変えることになると思ひますが、この点はいかがですか。

○山崎政府参考人 この点につきましては、ちよつと先ほど説明が足りなかつたかもしれませんけれども、現在でも、これは規則上の要請でございますけれども、準備手續がございます。

この中で、事件の争点を明らかにするため、相互の間でできる限り打ち合わせをしておくことが求められているわけでございまして、それを、手続をもう少し拡大し、明確化したという位置づけになるわけでございまして、これは現行法でも、事前にその争点を明確にしておくということですね、こういうことが行われているわけでございします。ですから、現行法でも、必ずしも、今言われたとおり、全部がそうなるということではない。通常はそうなる可能性はございますけれども、全部がそうなるということではないということ。それから、公判期日ですね。公判期日においては、これは、手続のルールは変えておりませんので、検察の方の立証ですね、冒頭陳述が行われて、それから証明をし、証人尋問等をし、それから被告の方に移っていくという点ですね。最初に冒頭陳述は両方やるかもしれませんが、立証の關係はそういう流れでいくということについては変わっていないというふうに思っております。

○辻委員 いや、質問の趣旨を全然理解されていませんよ。二つおっしゃった。後半の点について、この改正法でも、最初に検事側が立証して、弁護側が後から立証するのは変わらない。それは、審理が開始された以降は変わらないかもしれないけれども、私が申し上げているのは、公判前整理手続の段階で、検事側の立証がどうなるか、行く末がはっきりわからない段階で、弁護側に主張責任、証拠の提出責任を結局負わせることになっている、この点は決定的に違うだろうということを申し上げているんですよ。

これは、具体的にもう少し、後に、具体的な経過に即して質問していきたいと思ひます。前半に言われた、現行法でも全部がそうなることは限らないというのは、これはどういうこととおっしゃっているんですか。事前準備手続が現行法でも行われておりますけれども、それは、検事側がまず立証を尽くす、検事側の立証段階が先行して、弁護側の反証段階がその後続くんだとい

う基本構造とは何ら抵触しないものですよ、現行法の事前準備手続と違うのは、どういう意味でおっしゃったんですか。全部がそうとは限らないというのは、検事側立証がまず尽くされてから弁護側が反証が始まるという制度が、必ずしもそうではないんだ、現行法でも、そういう趣旨ですか。○山崎政府参考人 私、申し上げたのは、全部について準備手続が行われるわけではない、そういう意味でございします。

○辻委員 今申し上げた無罪の推定という原則が、刑事裁判の現場でどのように生かされているのか。それが具体的に、被告、弁護側にとつてどのような形で制度として保障されているのか。無罪の推定ということが単にお題目で語られるのではなくて、具体的な裁判の経過を進めていく中で、防御の手段としてそれがどのように現実のものとしてされているのか。この点が極めて重要なわけですよ。

現実には、いろいろな裁判で攻防があるわけですよ。それは、別に死刑、無期に限らず、例えば議員に関連する公職選挙法の違反の事件とかいうことだつて、攻撃防御は全部、そういう、まず検事側が疑いを入れない程度まで立証を尽くして、それに対して弁護側がどのように間隙をつく、その不十分なところをつく、そのことによつて無罪の推定原則を引き寄せるのかというところを、現実には、知力、全能を尽くして現実の裁判は闘われているわけですよ。

そういう意味で、検事側の立証段階が先行してまず尽くさなきゃいけない。検事側にすべて最初に義務を課される。そして、弁護側は、それに対してどう反撃するのか、反撃をしなくてもいいんだ、そういう選択権が弁護側にある。そのこと自体が無罪の推定の制度的な担保である、保障である、こういうふうにおっしゃっておりますが、この点については、基本的な理解は山崎さんにはあるんですか。どうなんですか。

○山崎政府参考人 現在、刑事裁判がそのような形で行われているという実態というんですかね、

それは理解はできます。私も前に刑事裁判はやってたことがございますので。

○辻委員 それは具体的に、今回の改正刑事訴訟法の中で具体的に容余を余儀なくされている、非常に弁護側に不利な益が課される、ある意味では勝負なわけですから、先に検事側が手のうちを明かさなければいけないはずなのに、弁護側も審理が始まる前に手のうちを一部明かさなければいけないようなことを強制される、そういう制度になっている。それが公判前整理手続なんだと私はやはり思わざるを得ない。そこについて、もう少し流れに沿って伺っていきたく思うに思ひます。

まず、先ほど、概要は山崎さんが述べられましたけれども、裁判官が必要性を判断するというのは、事実上、これは検事側に、これは争点が多い事案なのかどうなのかを事実上問いたです、それは形式的、外形的に問いたです、弁護側がそれに対して否認するかどうかをやはり外形的に問いたです、そのことの上で、裁判所は、やはりこれは公判前整理手続を適用すべき事案だ、その必要性がある事案なんだということを出発する、こういう理解でいいんですか。

○山崎政府参考人 これは、裁判員裁判は義務的でございしますが……（辻委員「それはとりあえず別で」と呼ぶ）それは別ですね。

それ以外のものについては、やはり今、外形的なもの全部触れてから公判前の整理手続とおっしゃられましたか、そうではないんだらうと思うんです。起訴状なんかを見て、それから、どのぐらいの証拠があり得るかということ、証拠の内容じゃございませぬ、そういうことで、争点も非常に複雑であるとか、そういうようなことの判断の上で、公判前整理手続をするかしないかを決めていくんだらうというふうに思ひます。

○辻委員 あらゆる可能性を想定してきちつと答えにならうとされるからそういうお答えになるんだと思うんですけれども、事案の概要、争点の複雑化、争いがあるのかということ、とりあえずそれなりに掌握して始めるんでしよう。必要性

の判断をするに当たって、そういうある程度の起訴事情というものについて裁判官が認識して必要性を判断するんだということをおっしゃっていると思うし、法の趣旨でもそうなっているというふうに私は思ひます。

その上で、まず、検察官側が証明予定事実を記載した書面を提出する、これは冒頭陳述書みたいなものを提出するという意味だと思います。そして、取り調べ請求証拠の開示をする、これは、現状はやはり証拠関係カードということで弁護人側に第一回の公判廷で通常渡されるものが、公判前整理手続で渡されるということ恐らくいいんだらう。

それ以外の、取り調べ請求する予定以外の証拠の開示については、別途手続があるというのか、別途段階があるということだと思ひますが、これに対して被告、弁護側が意見を明示することになっておりますが、これは証拠意見を明示するということなんですか。証明予定事実を記載した書面に対する意見も明示するというのが一体になされるべきだ、こういう趣旨ですか。

○山崎政府参考人 これは、検察官側から証明予定の事実、まず冒頭に匹敵するものが出されるわけでございますけれども、そこで証拠の請求があります。これが弁護人側に渡りますね。これで弁護人側はその判断ができるわけですね。それで採否が、同意するかしないかということが決まるわけでございますけれども、そののみならず、その検察官が出してきた証拠、この証明力で重要なポイントとなるようなものについては、さらに開示請求をすることができるとは、一定類型のものについて。こういうものを全部開示してもらって、見た上で、それでその採否がはっきりしないようなものについても、それを見た上で、その証拠の採否についての意見を言う。こういうことがまず前提になるわけでございまして、その上で、今度、被告人・弁護人側の主張、これを出していく。それから、それに伴う証拠の請求があればしていただく。

こういうことでございまして、その手続を相互に繰り返していくことで争点を明確にし、取り調べ予定の証拠を確定していく、こういう手続だということでございます。

○辻委員 検察請求証拠以外の証拠については、検事側の冒陳と取り調べ請求書ですか、その証拠関係カードが開示された段階で、さらに、こういう証拠があるからその開示を求めるという手続を弁護側はすることができると、こういうお話ですね。その手続を受けた上で、被告、弁護側は主張予定の提示及び証拠の取り調べ請求を行うんだということが、一応手続としては予定されているんだ、こういう理解でいいんですね。

そうすると、現実問題としては、取り調べ請求予定の検事側手持証拠というのはどの段階で弁護側に開示されるのですか。

○山崎政府参考人 公判前整理手続で証拠を請求しようとする場合には、それは事前に見ていただかなきゃなりませんので、それは今と変わらないと思います。

○辻委員 冒頭陳述に引き続いて、被告、弁護側は、「証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは」、「これを明らかにしなければならぬ」という規定が三百十六条の三十にありますけれども、これをそのまま読むと、冒陳が出た段階で出さなければいけないというふうにも読めますね。検事側の証拠関係カード、「二百九十六条の手続に引き続き」というふうになっています。

二百九十六条は冒頭陳述を行うということになっていきますから、証拠関係カード等の証拠請求をする以前に、弁護側が証拠により証明すべき事実を明らかにしなければいけないというふうな規定されているようにも読めますが、この点はどうなんですか。

○山崎政府参考人 これは公判整理手続を経たものについて公判で行うときのことを書いていますのでございまして、公判前整理手続のことについては、先ほど私が申し上げたようなルールで行

われるということだろうと思います。

○辻委員 要するに、整理手続は公判前整理手続以外に期日間の整理手続が予定されていて、これは期日間の整理手続の場合に該当する話なんだと、こういうことですか。

○山崎政府参考人 期日間の問題というよりも、公判前整理手続を行って、それから公判に入る場合、このことを言っているわけでございます。

○辻委員 いや、ちよつとお答えが、どうもしつかりと判明しないというふうに思いますけれども、

公判前整理手続の進め方の中で、先ほど、要するに、検事側が冒陳と証拠調べ請求を行って、それに対して、証拠の認否なり、さらに開示を求めた証拠請求手続を行って、その上で、弁護側はみずからの主張予定書面、証拠の請求をすればいいというようなお話だったから、この三百十六条の三十というのを読めば、冒頭陳述を行った後に弁護側は主張をしなければいけないという規定になっているから、その点はどういう関係性に立つのですかということをお尋ねしているのですよ。

○山崎政府参考人 今のその三十の規定ではなくて、公判前の整理手続の中の手続は、三百十六条の十七という規定がございまして、これは、ここに記載があるように何条か条文の規定がございまして、それによる開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その被告人または弁護人は「その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは」、「これを明らかにしなければならぬ」と書かれておりますので、公判前整理手続の中で、やはり、いわゆる証明すべきものと、それから証拠ですね、これが開示された後にその主張が出てくるということになります。

○辻委員 いや、それはいいんですよ。だから、その手続はそういうふうな規定されているのはわかった上で質問しているものであって、しかし、公判手続の特例ということで三百十六条の三十に書

いてあるから、その意味を問うているわけですよ。

ただ、ちよつと、もう時間があと二十分しかありません。これはある意味では極めて付随的な問題でありますから、ちよつとまた後日、あわせて質問させていただきます。

きょうの段階では、もう少し、少なくとも核になる、肝になる問題についてのさわりだけはきちつと伺っておきたいというふうに思います。

まず、本日は条文を整理して順を追ってやっていきたいのですけれども、とりあえず、時間の関係上、飛び飛びになりますけれども、期日間の整理手続というのがあるわけですね。そうすると、これは裁判員制度の場合にも期日間整理手続があるというところでいいんですか、それはいいんですか。

○山崎政府参考人 これにつきましては、適用がないということでございます。

○辻委員 では、次に伺いますけれども、三百十六条の三十について伺います。

これは、結局、冒頭で私が申し上げた危機感ということが現実の問題になる場面の規定だと思ふんですけれども、弁護側、被告側は、公判前整理手続が終了するまでの間に、自分が公判審理の中で求めようとする主張なり証拠なりは、基本的に全部言ってしまうなければならないんですよというところが前提となっていて、やむを得ない事由によつて請求ができなかったものに限っては、公判整理手続が終わった後でも証拠調べ請求することができると。だけれども、それは、やむを得ない事由がある例外的な場合なんですよ。規定としてはこう書いてあると思いますが、規定の理解としてはそれでいいんですか。

○山崎政府参考人 証拠につきましては、整理手続終了後、原則としては提出することができないという原則でございます。

ただ、いろいろな事情がございまして、証拠が後から発見されたとか、いろいろやむを得ない事由もございまして、そういうものについては提出が可能である、もつとも、職権で裁判所が調べることが可能である。こういう構造になってお

ります。

○辻委員 だから、こういう、極めて例外的な、やむを得ない事由によつて請求することができなかったものを除いては、公判廷では証拠調べを請求できないんだというふうな書いてある。こういう書き方になっていると、やむを得ない事由に当たるといふことをかなり強く弁護側が疎明できない限りは、証拠調べ請求は却下される、棄却されることにはほとんどの場合なると思うんですよ。

それで、今例示的に挙げられた、後で証拠が出てきたような場合とおっしゃったけれども、例えばこれは、松川裁判の諏訪メモが後で出てきて、死刑判決がひっくり返ったということがありますが、けれども、例えばそういうような事例以外に、後で証拠が見つかった以外に、どういう場合がこのやむを得ない事由だというふうな現時点で考え

なんですか。

○山崎政府参考人 この答弁の前に、先ほどちよつと若干不正確な点を申し上げましたので修正をさせていただきますと思いますが、裁判員裁判について、期日間整理手続があるかないかというところでございまして、これは、可能性としてはできる形になっております。私が認識していたのは、裁判員の方に御負担をいただいて連日的に開廷をするということから、現実問題としてなかなか難しいだろうという認識で申し上げましたけれども、法的には可能になっているということで御理解を賜りたいと思います。

それから、今御質問の点について申し上げたいと思ふますけれども、やむを得ない事由ということでございますけれども、今、私、典型的に申し上げました点はそのとおりでございます。証拠は存在していたが、これを知らなかった、あるいは、あつたけれども出せなかったという事情ですね。

あるいは、証人が外国に行つていて証言できなかったとか、そういうようなことはあり得るのかもしれませんけれども、それ以外に、公判前整理手続または期日間整理手続における相手方の主張や証拠関係などからして、証拠調べ請求をする必

要はないと考えて、そのような判断をすることが合理的だったというふうに考えられる場合、これは後から事情が変更したわけでございますので、こういうものについては許される。こういうことがやむを得ない事由だということでございます。

○辻委員 ですから、二つの問題、後で述べられた問題は極めて重要であるから時間をかけてじっくりと伺っていきなさいと思うんですけれども、先に述べられた問題は、裁判員制度でも期日間準備手続を開く可能性はあるんだというのは、これはちよつと、法規上、条文中の説明をしてくださいます。

○山崎政府参考人 三百六十六条の二十八でございます。

この一項は、「裁判所は、審理の経過にかんがみ必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができ。」ということでございます。これが裁判員裁判にも適用になっているということでございます。

○辻委員 この三百六十六条の二十八が裁判員制の加わる手続においても排除されないというものは、どこで、どの条項に基づいてそう言えるんですか。

○山崎政府参考人 法律上、この適用、これを刑訴で排除してはいないというところから適用になる、こういうことでございます。

○辻委員 そうすると、裁判員制度は、連日法廷だとか、それが前提になって言われているけれども、期日間準備手続というのが開かれる可能性はシステムとして残っているということですね。だから、現実化する可能性もあるわけだと思うんですけれども、その場合は、そうすると、当然のことながら、期日間準備手続には裁判員は参加しないんですね。いかがですか。

○山崎政府参考人 これは、整理手続は裁判官のみで行うということですから、参加はしないということになります。

○辻委員 きょうはちよつと時間がないから聞けませんけれども、裁判員が評決に参加したときに、本当に、言われるような、国民の常識を体現していると思われる裁判員の意見が評決に本当に反映するようないふう、そういうシステムになっているのか、そういう現実的に可能性あるのかということについては、私は、極めてそれは疑わしい、ほぼあり得ないだろうというふうに考えております。

ですから、そういう問題意識に基づいて具体的に、それはそれで議論させていただきたい。裁判員が参加することによって、評決で市民の常識が反映されているというのは言葉だけの問題であって、現実には、そんなことは本当にはなかなかあり得ないんだというふうに、つまり、いわばかけ声だけで言われているのではないかというのが実態じゃないかというふうに、私はやはり思わざるを得ない。

だから、その質問は別途させていただきますが、期日間で準備手続が開かれ、既に公判廷の審理が始まり、裁判員がそれに参加しているにもかかわらず、途中で期日間に準備手続が入り、そこで、裁判員はそれには参加しないで一たん中断をして、また審理が始まってそこに裁判員が参加するという、ますます評決に裁判員の意見が反映する可能性が制度的に奪われていくわけではないですか。これについては後でまとめて質問させていただきますというふうに思います。

もう時間が十三、四分しかありませんから、この三百六十六条の三十二の「やむを得ない事由」について伺います。

これは、現在の刑事訴訟法でも、控訴審が事後審査審だということで、取り調べ請求するときに、極めて権利としての請求は限定されている。もちろん、裁判長の職権において証拠調べされる場合があると思うんですけれども、刑事法上の控訴審の事実の取り調べ請求で認められているよりは、今のお話では広い。つまり、必要がないと考え判断することが合理的な場合にそれはやむを得ない事由ということで認められるんだ。これは

やや広いのかな、ちよつと厳密な法解釈の話をこでしてもしようがないので、やや広いのかなというふうに思いますけれども、今山崎さんがおっしゃられた、そういう、必要がないと考えて判断することが合理的な場合はこのやむを得ない事由に含まれるんだというのは、どこに書いてあるんですか。

○山崎政府参考人 これは解釈でございます。

この「やむを得ない事由」という文言というのは、法文でいろいろなところで使われていると思います。それは、それぞれのシチュエーションにおいて解釈というのは固まってくるわけでございます。まして、先ほど、私、二つ申し上げました。

そのうちの二つ、最初に申し上げた理由は、これは、先ほど委員が御指摘の控訴審の問題ですね、その解釈と同じだろうと思います。

それから、私、二番目に申し上げたのは、やはり今度公判前整理手続というのををつくるわけでございます。そういう中で、必要なものについては整理をしていくということになりますけれども、事情が変更して、それで新しい主張が出てきたという場合、それは、当然出す必要はないと思っていたけれども必要になってきたというふうなものについては、これは、公判前整理手続で後の手続をシャットアウトするということになれば当然出てくる可能性があるものだ、そういう構造上の解釈からこういうものが出てくるということでございます。

○辻委員 刑事訴訟法の三百八十二条の二によれば、「やむを得ない事由によつて第一審の弁論終結前に取調を請求することができなかった証拠によつて証明することのできる事実であつて」云々とあります。今山崎さんがおっしゃられた、やむを得ない事由について第一と第二があつて、第一に該当する部分は、今私が読み上げた現行刑事訴訟法の三百八十二条の二の規定とは同じという意味でおっしゃっているんだと思うんですよ。

だとすれば、第二のやむを得ない事由部分も、

やはりそれは規定しないとわからないですよ。ほかの、現在の刑事手続、刑事法、刑事規則も含めて、そういう、例えば三百八十二条の二よりも広い、やむを得ない事由についての書いている条項なりくだりというのはあるんですか。参考になる、解釈の類推する根拠となるような条文が、今山崎さんがおっしゃられたやむを得ない事由の二番目に当たるような、取っかかりになる条項がほかの刑事手続の中にありますか。

○山崎政府参考人 その点は、突然の御質問で、私も全部条文を当たっているわけではございませんので、今何とも申し上げられません。

ただ、趣旨としては、先ほど申し上げましたように、手続構造が新たに今度きちつとできるわけでございます。それに伴ってどういう事態が生ずるかということですね。これは、シャットアウトはいたしますけれども、一切まかりならぬ、そういう手続ではなくて、例外も許すということでございます。そういう手続の中から生じてきて、なるほどなと思うものはそのやむを得ない事由として許す、こういう解釈につながってくる、こういうことでございます。

○辻委員 山崎さん、きちつといういろいろまじめに考えておられる、ちよつと年上の先輩に対して失礼な言い方で申しわけありませんけれども、それは信じて疑いませんよ。だけれども、山崎さんがこの場で発言されていることは、別に公権的な解釈なり公権的な判断ではないわけだから、ちよつと意味がまた、首を後ろでかしげられているから、要するに、後の裁判実務を拘束するという意味で公定力みたいなものを持つわけではないわけですよ。

法令で、よく附帯決議とかいうふうについてされるけれども、こういう趣旨でこの法令は運用されるべきやいなというふうなことがあるけれども、現実には適用となっている法令というのは、ほとんどどんな機能的にいろいろな意味で幅広く運用化されていて、おろそかになるわけですよ。附帯決議の当初の、まじめに国会で議論していた

ときの思っていた趣旨から外れて現実に運用が起こつていくということが多々ある。

だからこそ、今おっしゃっているやむを得ない事由について、例えば刑事訴訟審のやむを得ない事由よりも広い事由としてこれと考えているというのであれば、それをちゃんと明文で規定しなければ、それはわからないです。現場の裁判官だつて、やはり判断がはっきりと法文化されていなければ、基準がないに等しいわけですよ。広く考えろと言われても、どこまで広く考えるのか。では、そういう指導が日々行われているわけじゃないわけだから、やはり裁判官が考える準則として、法規にのっとつて考えるわけだから、やはりこれは明文化をきちつとすべきなんじゃないですか。

○山崎政府参考人 私、今ここで答弁していることは、立案当局者といったしまして、それは立法趣旨であるということを明確にしているわけでございます。したがういまして、解釈の基準あるいは手がかりになるというふうに理解をしております。

ただ、条文というのは、抽象的に書いている条文というのはかなりいろいろなところにあるわけですね。そのほか、正当理由だとかいろいろなものがあるわけでございますが、これは、やはり時代背景が変わつてくればその解釈が変わつてくるということも当然あり得る話でございます。それは法で否定はしていないわけでございます。ただ、当初きちつとこの点についてどういうふうにかえていたかということとは、当然解釈の指針となるというふうに考えておるわけでございます。

○辻委員 立法趣旨でいかに語られようとも、それが立法趣旨どおり運用されていらない例なんというのはいくらでもあります。これは、私、幾らでも言うことができます。だけれども、時間の関係上、それはまた、言うのは、後日言う機会があれば言わせていただきますけれどもね。

つまり、冒頭の問題意識からすれば、非常に弁護側の、無罪の推定という制度的保障で守られている、検事側立証が終わつてから弁護側の手段を、どのような手段を講ずるのか、どのような証拠提出

求なり主張をするのかというの、確保されるその選択肢が奪われる結果になるんじゃないかと私は考えているわけですよ。その点にかかわつて、この三百六十六条の三十二の「やむを得ない事由」というのは、まさにそれを端的に、つまり、公判前整理手続の段階までに出さなければ、公判廷に入つてからは新たな証拠は請求できないんだというところが原則なんですよ。

そうすると、つまり、今の現行裁判においては、検事側が立証が全部終わつてから、弁護側は弁護側の角度で主張を行い、証拠請求ができるわけですよ。ところが、公判前整理手続で、三百六十六条の三十二で、そこまでできないんだというふうになると、事前の整理手続が終わつた後、公判審理が始まつて、検事側の立証があつて、それで検事側の立証いかによつて弁護側が出すべき証拠というの、公判前整理手続以前にそれを出さういふに言つていなければ出せなくなるわけですよ。それは、現行の刑事裁判の実情からすれば、弁護人の立証活動、反証活動を大きく制限することになるんじゃないですか。その点を聞いていただくですよ。だからこそ、やむを得ない事由ということをもつと広げるんだつたら広げると明文化しなければだめなんですよ。この点、いかがですか。

○山崎政府参考人 こういうようなやむを得ない事由とか正当事由とかいうものについて、これを克明に全部書き始めたら、どういふ場合も全部広げられるということになるかと思ひますね。これはなかなか難しい作業でございます。

私は、典型的に今解釈されているものと、この手続構造から当然出てくるという性質のもの、これをきちつと申し上げているわけでございます。その運用の中で都合は解消されていくだろうということを考えております。

そのほか、あるいは職権で裁判所が調べる、これは真実発見義務を負っているわけでございますので、そういうことも全部駆使をして、その防御に影響がないというふうに考えているわけでございます。そこで今私が申し上げていることが一

つの指針になるということ御理解を賜りたいと思います。

○辻委員 刑事裁判に心血を注いでいる多くの全国の弁護人が、非常に、この刑事訴訟法の改正によつて、公判前整理手続でみずからの弁護活動、防御活動の手段が狭くなるということについて、物すこい懸念を示しているわけですよ。だから、そういう思いを、やはり具体的に、そうではないんだという形でこれは明文化しなければ、提案の立法の趣旨として語っているから十分だということでは、やはりそれでは、現実がそのようにいつていないという多くの現状を見れば、これは納得できません。

だから、そういう意味で、例えばこれこれこれ等やむを得ない事由ということで例示的に列挙することは、法文の規定の仕方としてあるわけですから、その点について努力するべきだ。

これについて次回までに回答をいただきたい。きょうは回答をいただきました。このように思います。時間がなくなりました。具体的に今の点について、例えば、アリバイ立証をしなければいけないのかどうか。仮に、犯行現場にいたとかいふことの立証が尽くされるかどうか微妙なそういうケースを取り上げたときに、それは、現実に公判廷の審理が始まつて検事側の証人がどのような証言を行うのかによつて、弁護側は、ああ、そんな程度の立証しかできないんだつたら、あえて弁護側からアリバイ証人、それに類する証人を立てて弾劾しなくても、無罪の推定原則からいって、これは有罪にはできないというふうにかへる。ある程度、相当程度の証言が出てきて、ああ、これはやはり弁護側としてはこのアリバイ問題についてみずからの証人を立てて弾劾しないとまずいというふうな判断、これは公判が始まつて以降の、要するに法廷のダイナミズムの中でそういう判断ということとを弁護側というのはする場面が多いんですよ。そういうダイナミズムの中での弁護側の選択肢が、公判前整理手続までに証人を申請しな

ければ公判後の証人申請は原則としてできないということになれば、今私が申し上げたような場面についての証人は請求できなくなるわけですよ。私が指定した事例で物を言えば、そういうことになりませんか。この点はどうか。

〔下村委員長代理退席、委員長着席〕

○山崎政府参考人 具体的例で申し上げるのはちょっと差し控えたいと思います。

ただ、一般的に言えば、検察官の方の証拠、出てくるわけですね。そうすると、証人等が大体どういふ供述をするかということはほぼ予測されるわけでございます。もしアリバイ云々ということがあれば、弁護人側としてはその予定の証人を請求しておけばいいんだらうと思ふんです。それで、現実に法廷で行われまして、ああ、これは必要ないということであれば、それは撤回すればいいわけでございます。その選択肢は残っているというふうには私は考えております。

○辻委員 時間が参りました。最後に一言だけ。失礼ですが、裁判の現状、検察官の心理、弁護人の心理、どのような攻防でどのような秘策を尽くして頑張っているのか、駆け引きも含めて、どういふ証拠があるのかということをあらかじめ相手に明らかにすることがどれだけ被告人に対してダメージを与えることになるのか、そのことについて真剣に弁護人は悩んでいるんですよ。そういう現実を踏まえない発言であります。

そういう現実を見ない刑事訴訟法の改正はやはり大きな問題がある、この点を最後に申し上げます。この点については後ほどまたきちつと具体例を挙げてお答えしたいと思います。

以上です。

○柳本委員長 松野信夫君。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫でございます。私の方からも、引き続き、この裁判員法、刑事訴訟法の改正法案について御質問をさせていただきます。

ものがスムーズに進まる、そして国民の司法参加ということ自体、このこと自体は別に異論はないと思うんですが、しかし今、辻議員の方からいろいろ質問があつていましたように、刑事被告人の権利というのが侵害されないように、あるいは刑事被告人の権利がしっかりと守られた上で、できるだけスムーズな裁判員制度の導入というのが望まれるのではないかと。

そういう観点から見ますと、正直言つて、まだまだこの裁判員法案あるいは刑事訴訟法の改正案については修正をしなければならぬところが多々ある、こういうふうと考えております。

この裁判員制度、これまでは国民の司法参加というところでは、一般的には、最高裁の国民審査とかあるいは検察審査会、あるいは民間の人も調停委員になったり参事員になったりというようなことで裁判に加わつていたわけですが、これに新たに裁判員が加はるといふことの意義、これは一定の評価はできないわけではないといふふうに考えておまして、この点について大臣の御所見をいただきたいと思ひます。

また、これとあわせて、日本の陪審制度というものも現在は停止状態になつてゐる。昭和十八年にこれが停止されてしまつたわけですが、どうもその経過を見ますと、陪審制を選択するといふような人がだんだんだんだん少なくなつてしまつた。どうもそのバックグラウンドとしては、日本の国民性として、隣人に裁かれたくない、一般市民に裁かれたくないといふような意識といふものがやはりあつたのかなといふふうにも思ひますので、そういう意識が今のこの社会情勢の中で変わつてきたのかどうか、その辺について大臣の御所見をいただきたいと思ひます。

○野沢国務大臣 国民が裁判官とともに刑事裁判に関与することは、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するものと考えております。すなわち、裁判員制度の意義は、広く国民が裁判の過程に参加しまして、その感覚が裁判の内容に反映されることによりまして司法に対する国民

民の理解や支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになることにあると考えておまして、これは五年にわたる司法制度審議会の中で大變議論を尽くしてこういつた考え方に到達しているわけでございます。

加えて、この裁判員制度が導入されますと、職業や家庭を持つ国民の方々には裁判に参加していただくことができるようになるため、裁判が迅速に行われるようになることはもう間違ひございません。

また、裁判の手續、判決の内容を裁判員の方々にとつてわかりやすいものとする必要がありますから、これは、ひいては国民にとつてわかりやすい裁判が実現されることになると考えます。

陪審制につきましては、後ほどまた担当の方から御説明を申し上げたいと思ひます。

○実川副大臣 陪審法の停止ですが、委員御指摘のように、十八年に停止されております。

停止されたその理由につきましては、委員御指摘のように、毎年だんだん少なくなりまして、昭和十三年以降、一件あるいは四件にすぎない状態になりまして、その一方で、戦時下の緊迫した状況のもとで、各市町村によりまして陪審員資格者名簿等の作成あるいは陪審員の出頭の負担が少なくないこと等の諸事情を考慮しまして、その施行を停止したものとして考えられております。

○松野(信)委員 私が申し上げたのは、当時の社会情勢と今のこの社会情勢、やはり国民性といふものも十分に踏まえた上でこの裁判員といふものをよく考えて、運用面についてもこれを当てはめていかなければならないのではないかと、こういうような点でございます。

そこで、いろいろな点でこの裁判員制度については比較検討する必要があるかと思ひますので、検察審査会との比較といふものが、これは極めて重要ではないかと思つております。

検察審査会の取り扱いの件数を見てまいりますと、だんだんだんだん増加する傾向にあるのかなといふふうに見ております。調べましたところ、

平成十一年に、新しく受け付けられたというのが千六百四十四件あつた。これが平成十五年には二千二百九十五件になつてゐる。そのうち、起訴相当あるいは不起訴が不当だといふような判断がなされたものが、平成十一年には八十三件であつたものが、平成十五年には百四十五件といふふうに、いづれも増加をしてゐる。それだけ検察審査会に対する国民の目といふものが少しづつ変わつてきているのではないかと、司法に対する国民の目が変わつてきているのかなといふ氣もいたします。

それで、検察審査会の実際の事件について、審査員の選任手續、これは概略どのようなものになつてゐるのか。概略で結構ですので御説明をいただきたいと思ひます。

○大野最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

まず最初に、年一回、市町村の選挙管理委員会が、衆議院議員の選挙人名簿に登録された方の中から、くじによりまして、各検察審査会ごとに、第一群から第四群まで四つの群に分けておりますけれども、各群二百名、合計八百名の検察審査員候補者の予定者を選定いたします。各予定者につきまして、審査員としての資格を調査した上で、さらにくじで各検察審査会ごとに第一群から第四群までの各群百名、合計四百名の検察審査員候補者を選定いたします。

その後、市町村の選挙管理委員会から送付された各群百名の検察審査員候補者の名簿の中から、検察審査会事務局におきまして年四回、各群につきまして五名または六名の審査員及び同じ数の補充員をくじによつて選定する、そういう取り扱いをしております。

○松野(信)委員 そういうような形で選任された検察審査員も、どうも実態を見ますと、なかなか手がないといふか、出頭率が余りよくないといふか、あるいは、もうやめさせてくれ、辞退させてくれといふようなことで、この審査会の事務局もいろいろ御苦労があるといふふう聞いております。

私の方で調べたところでも、この出頭率、審査員の出頭率といふのがだんだんだんだん下がつてきてゐる。平成五年では七三・一%あつたものが、平成十四年度では六八・三%といふようなことで、どうも出頭率が必ずしも余り芳しくない。こういうことがこの裁判員の方に影響しては大変困ることだろうと思ひますが、大体どういふようなことで出頭が確保できるのか、その実態のところを概略御説明いただければと思ひます。

○大野最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

先ほど申し上げましたようにくじで選定されるということ、一般の方々が出頭してくださらない理由はそれぞれ相当異なつてまいりますけれども、例えば、職場の上司の理解が得られない、あるいは、会社を休むと手当や賞与等が減額される、リストラされるおそれがある、また自営の方につきましては、その自営業の仕事が忙しい、ほかに仕事を任せられる人がいないといったような理由で審査会に出席されないといふ方が多いといふふうに承知しております。

○松野(信)委員 そういうふうには現実には欠席をされる、その場合、この審査会法では、正当な理由なく出頭しないといふような場合には、やはりこれは罰則、過料が科せられるといふことになつてゐるかと思ひます。

今回のこの裁判員法についても、正当な理由なく出頭しないといふ場合には過料十萬以下が科せられるようになってゐるんですが、しかし、これはもう法曹関係者は大体皆さん御存じかと思ひますが、いわゆる過料について、出頭しないといふことについての過料については、これは証人の場合もありますし、例えば調停の相手方あたりもあります。現実には、出頭しないからといって過料を科せられるといふことはまずほとんどない、恐らくこの二十年ぐらいほとんどないといふふうには理解をしておりますが、審査会の方では、出頭しないといふことで審査員に過料を科したといふようなことがあるんでしょうか。

○大野 最高裁判所長官代理者 檢察審査会の方では出頭確保のためにいろいろ努力をしておりますが、職場等に伺ったり、あるいは事前に電話等でお願いをしたりというようなことを行っておりませんが、これまで審査員が不出頭の場合に過料を科した例ということで、私も最高裁の刑事局が承知しておるといふ限りでは八件あるということですが、昭和四十六年が最後ということ、その後は過料を科した例はないというふうに承知しております。

○松野(信)委員 そうすると、もう三十年ぐらいほとんど使っていないということではないかと思ひます。

先ほど申し上げたように、この過料の制裁というの、この審査員だけじゃなくて、ほかの民事調停にしても家事調停にしても、通常の裁判、民事訴訟にしても、規定は不出頭だと過料制裁というのがあるわけですが、現実にはこれはもうほとんど使われていないわけですね。この三十年ぐらいはほとんどゼロだと。これを使わない理由というものは、現実のところどういう理由でしょうか。

○大野 最高裁判所長官代理者 すべてのを承知しているわけではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、檢察審査会の方でいろいろ出頭をお願いして、それぞれの方について事情を確認するなどしていることもございまして、そういったこともありまして、過料を科すまでもない、過料を科すのは酷であろうということ、科していいんだらうというふうに思われます。

○松野(信)委員 実際は過料を科すまでもない、しかし、客観的には不出頭だということであります。

今度の裁判員法についても、裁判員が不出頭だというような場合には過料を科すというふうになつていくわけですが、私は、こういうようなほとんど使われないような規定、わざわざ設けるまでもなく、こういうような過料の制裁を出頭をしゃにむに確保しようというやり方は

もうやめた方がいいというふうに率直に思ひますが、この点いかがでしょうか。

○山崎政府参考人 裁判員の方はなるべく広く参加をしていただきたいという点から、出てきていただくことを義務とする、この点は多分御理解いただいているんだらうと思ひますが、問題はその後、その秩序罰をどうするかということ、罰せられたい方がおられるかという問題というよりも、やはり制度的担保の問題だらうというふうに思ひます。

では、これは何も置かないということになったときに、そうするとどう出頭しなくてもいいんだということになるわけではございまして、そういうことを避けるがために置かれていくわけではございまして、やはり履行確保のために行うということ、それから、これは誠実に義務を履行した者とのバランスをどうするか、いろいろなことを考えざるを得ませんので、やはり制度の最低限の担保として置かざるを得ない。ほかの制度でも皆そうなっているということを御理解賜りたいと思ひます。

○松野(信)委員 その点、実際に運用として、過料制裁を科してまで出頭を確保しているんだという現実の運用があれば、そういう制度的な担保というの、もわからないではないんですが、現実には、民事調停、家事調停、訴訟関係において、こういう過料というの、もうあつてなきがごとしというの、大体法曹関係者のほぼ一致した認識ではないかというふうに思ひますので、そういうようなものはこの際よくお考えいただきたい、もう廃止する。制度的な担保としては、もつと出頭しやすいようなものを裁判員制度の中に設けていくという方がずっとずっと実効性はあるというふうな、この点は御指摘だけさせていただきます。それから、檢察審査会の審査員については、これもまた守秘義務が定められているわけ、これもまた裁判員と同じようなことではないかと思ひます。守秘義務が定められ、これについて罰則まで

設けられているわけですね。

では、檢察審査員がこの守秘義務に違反をしたというところで罰則を科せられたというようなことはありますか。

○大野 最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

罰則を科せられた例といたしましては、例はありませんが、会議の秘密を、模様を漏らしたという秘密漏えいで、昭和四十年に一件不起訴になつたという例があるというふうに承知しております。

○松野(信)委員 これも、実際はほとんど罰則を適用されていないというのが実態だらうというふうに思ひます。

それから、この檢察審査員に対して、審査員の役割とはこういうものですよ、こういうような判断をしてもいい、あるいは権利や義務はこうなつていくというふうな説明、これはどの段階でどういうような手段を使つてされるんでしょうか。

○大野 最高裁判所長官代理者 檢察審査員ないしは補充員として選定された後に会議がございまして、その際に、檢察審査会審査員あるいは補充員としての心構えといったものにつきまして裁判官から説明があり、また、その後、檢察の事務局長の方から、具体的な心構え、守るべきこと、あるいは出頭していただきたいといったようなことについて、その権限、義務等について説明をしているというところであります。

○松野(信)委員 私が聞いたところでは、ビジネスにビデオあたりを見せて説明をしているというふうな聞いておるんですが、実際、そういうビデオあたりを活用していないのでしょうか。

○大野 最高裁判所長官代理者 わかりやすい説明というところで、ビデオを利用しているということもございします。

○松野(信)委員 檢察審査会の審査員の数は、言うまでもなくこれは十一人になっております。これは最高裁の事務総局がおつくりになつたチラシ

だと思ひますが、「不起訴には十一人の審査の目」ということで、立派なチラシまでできて、十一人が審査の目でもつて担当する、こういうふうになつていくわけですね。

今度、裁判員の方は、法案では裁判官が三人、裁判員が六人ということで、九人になつていく。

恐らく、裁判員の行方判断というものは、有罪が無罪か、量刑はどうするかということで、極めて重要な判断をするわけだと思ひます。言つと失礼かもしれませんが、檢察審査員の十一人の人よりもはるかに重大な責務を負つていく、こういうふうな思ひます。そうした観点で、余り数的なことを単純に比較するのもどうかと思ひますが、檢察審査員は十一人で審査をする、裁判員の方は三人と六人というように形を少なくしていきなす。

私も民主党の方は、もつと裁判官の数を減らして、市民参加、裁判員の数をもつとよやせというところで主張しているわけ、檢察審査員が十一人で判断するというところから、せめてこの程度を確保するというのも一つの考えではないかというふうに思ひますが、この点はいかがでしょう。

○山崎政府参考人 この点につきましては、人数をどうするかという基本でございしますが、やはり、人数が余り多過ぎると十分な議論ができない、主體的に参加ができない、こういう実態があるという、これを踏まえまして、我々としては、十人未満で議論した方が活発な議論が行われるのではないかとこのことを考えたわけです。

それからもう一つは、判決の場合は、日本の司法は判決書にかなり詳細な理由を付けて行つという伝統でございまして、こういう伝統を前提にいたしますと、やはり、余り人数が多い方で審理をしたという場合に本音がスムーズにいくのかという点も、よく考えなければならぬ。

こういう点を考えまして、十人未満ということ、最大限九人でございしますが、その中で、裁判官、重大な事件を行ひまして、場合によっては憲

法判断も法律解釈も行わなきゃいかぬということになりますと、やはり三名はどうしても必要であらうということをごいまして、残りの六の中で最大限国民の方の意見を取り入れるために六名という選択をしたわけでございます。

総体として言えば九と十一の点でございますけれども、やはり裁判員裁判、その重大性、重さ等を考えた場合には、私ども、今提言を申し上げている人数、これが相当であるというふうに考えております。

○松野(信)委員 余り人数の点について議論してもあれかもしれませんが、しかし、今の局長のお話だと、人数が多いと議論が散漫になって緻密な議論ができないというふうなお話ですが、それでは、検察審査員の方は十一人でやって、この審査員の議論が散漫になって困った、十一人で多過ぎたというふうなケースでもあるんじゃないですか。

○大野最高裁判所長官代理者 十一人で困ったというのを聞いたことは、特にありません。

○松野(信)委員 ぜひそういうふうな実態も踏まえて、余り裁判員の数を減らすというのではなくて、むしろ市民感覚をやはり導入していくということが大変必要だろうというふうに思います。この点については、いずれ民主党の方から修正の案も出させていただきたいと思っております。それから、実際の審理の方について御質問をしたいと思っております。

実際の審理については、裁判員を使わない裁判というの法では予定をしているわけですね。これが法案の第三条で、対象事件からの除外、こういうことで、被告人の言動や被告人が構成員である団体の主張などから、裁判員に何らかの危害が与えられる、そういうおそれがあるという場合には、裁判員でなくて裁判官による裁判をする、こういう条項でございます。

少し条文が長くてわかりにくいものですから、要するにどういふようなケースをこれは想定しているのか、これについて御説明をいただきたいと思っております。

○山崎政府参考人 この条文、非常に長く書かれておりますけれども、結局、裁判員の方が職務につくとした場合に、御本人あるいはその親族等に脅迫あるいは危害が加えられるおそれがあるような事件、こういうことを念頭に置いておりまして、そうなりますと、裁判員に就任することをまず拒否するだろうという状況も出てまいりますし、裁判員となられても、ほとんどおちおち判断をしていることができない状況になります。

これでは公平なまじつとした裁判ができないおそれがあるわけでございますので、そういう点を念頭に置いてこの条文を書いているわけでございまして、被告人がある特定の団体に所属していただけ、そういう事由で除外をされるということではなくて、やはりそういうことをきつかけとして裁判員の方が非常に職務が行いにくいような状況が考えられる事件ということで、例外的に置いているというところでございます。

○松野(信)委員 この三条の規定の仕方を見ますと、裁判所が職権で裁判員制対象事件から外すというばかりでなくて、検察官、被告人もしくは弁護人の請求でも、この裁判員制度を使わないでくれ、こういう請求ができるようになっております。しかも、これは時期的にいつできるというふうな規定もありませんので、これはいつの時点でも申し立てができる、こういうふうな解釈できるように思いますが、それはそのとおりでよろしいですか。

○山崎政府参考人 御指摘のとおりでございますし、三条四項にその趣旨があらわれておりますけれども、「合議体が構成された後は、職権で第一項の決定をするには、あらかじめ、当該合議体の裁判長の意見を聴かなければならない」とされておりますので、合議体が組まれた以降でもあり得るということを前提にしております。

○松野(信)委員 この三条の規定が、ともすると濫用でしかないおそれが正直言っているのか、例え、被告人の言動が非常に粗暴で、おれの

バックにはいろいろな団体がついていたりとかいう話で、そういう連中がもう何をやるかわかりませんよ、こういうようなことでも言い立てて、裁判員の裁判というものが事実うまく機能しなくなってしまう、そういうことになっては、せっかくのこの裁判員制度というものがどうもおかしなふうになってしまふのではないかと、こういうふうな考えておりまして、この三条というのは、あくまでこれは例外的な規定なんだというふうな理解でよろしいんじゃないですか。

○山崎政府参考人 御指摘のとおり、裁判員の関与が非常に困難と認められる、そういうようなごく例外的な事案に限って認める、こういう趣旨でございます。

○松野(信)委員 それから、実際の法廷ですけれども、現在の法廷というのは、ひな壇のところに裁判官が座っている。単独の場合は一人、合議の場合は三人座って、その下に書記官、廷吏さんあたりが座っている、こういうような仕組みになっているわけですね。

今後、この裁判員制度が採用された場合、法廷の中のつくり、これはどういふふうになっていくものなのか。裁判官は相変わらず三人が高いひな壇に座って、裁判員というのは下の方に座るような形にでもなるのか、対面、向きはどういふふうになるのか、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○大野最高裁判所長官代理者 裁判員の参加します事件を審理する法廷のあり方の問題ですけれども、裁判員が裁判官と一緒になるともに審理に集中して臨むことができ、審理の内容を十分に理解していただく、そういうことができるようにするためにどのようなあり方がいいのか、どこに座っていただくのがいいのかといったようなことを、現在鋭意検討している最中でありまして、まだ、どのようなものというところでの具体的なことは決まっていない、今お答えできるような状況にはありませんということですが、

○松野(信)委員 決まっていないということであれば、ぜひ、こちらの要望といいますか、こういう点を考慮すべきではないかというのを申し上げたいと思っておりますが、まず、どういふような法廷のつくりにするかというのは、やはり市民の声、これをぜひ聞いてもらいたい。市民が参加をしてこの裁判員制度というのををつくり上げていくわけですから、そういう市民の声を十分にやはり法廷のつくりには当たっては考慮してもらいたい、こういうふうな思いです。

今回、裁判員制度を導入するに当たっては、市民の中にもいろいろなグループもできて、この裁判員制度が立派に運用されるように、こういう団体もあります。また、日弁連初めいろいろな法曹団体もあります。そういうような声を十分に聞いてもらって、その上で決定していく。裁判所の方で勝手にさっさと決めてしまふというふうなやり方をとるべきではない、こういうふうな思いです。

それから、やはり裁判員が真剣に実際の裁判に参加していくというためには、やはり被告人あるいは証人とか向き合うといいますが、よく見えるような形、そういうような位置関係をとっていたことが必要ではないか。そして、今のようない裁判官三人だけがひな壇に上がっているというのではなくて、もっと下におりてくる、裁判員と同じ高さで実際の裁判に当たる、こういうようなことも必要ではないかというふうな思っておりますので、ぜひそういうようなことも検討していただきたい、こういうふうな思っております。

それから、実際に裁判員が選ばれるということになりますと、裁判員に対して、裁判員の役目、義務、権限、こういうような説明が裁判所の方からなされるというふうなことになるかと思えますが、これは場所的にはどういふところかなされるというふうにお考えでしょうか。

○山崎政府参考人 この法案の三十九条一項で、ただいまの点につきましては、裁判長が、最高裁判所規則で定めるところにより、選任された裁判員及び補充裁判員に対し、その権限、義務、その他必要な事項を説明するというのを定めている

わけでございます。

具体的内容についてはまたこれから最高裁判所の規則で定められるということになりますけれども、この説明を行う時期でございますけれども、裁判員等の選任手続、この最後の方で行われる、こういうことを想定しているわけでございます。

○松野(信)委員 法文によりまして、この裁判員の選任の手続のところは、これは非公開だ、公開の法廷ではやらない、こういうふう書いてあるわけですね。それはそれである程度仕方がないのかなというふうに思いますが、その一番最後に、今言われた三十九条の、裁判長が裁判員に対して説明をするというのが一番最後に行われるということと、そうしますと、そのままの流れでいけば、公開の法廷でないところで裁判員に対する説明というのがなされることにもなりかねないというふうに思います。

しかし、私は、やはり裁判員に対し、裁判員の権限と義務、あるいは、この事件はこういうような事件だとか、こういう問題があるとか、恐らく裁判官はそういう説明をされるんじゃないかと思うので、そういうものは公開の法廷、被告人も弁護人、検察官も出席している公開の法廷で、やはり裁判員、緊張の上に立つて、裁判員の権限、義務、これをしっかりと説明することが必要ではないかというふうに思います、いかがでしょうか。

○山崎政府参考人 先ほども申し上げました選任手続の最後で行う、裁判長による、裁判員の権限、義務、この説明でございますけれども、これは一般的な権限や義務の説明でございます、あるいは、何かわかりやすいものをつくって、それを土台に説明をしていくというようなイメージでございます、これは公開の法廷でやる必要はないのではないかとこのように考えております。

ただ、御指摘のとおり、事件の内容にわたるようなことについてでございますけれども、例えば、事件の争点、あるいは争点と取り調べる証拠との関係など、いわゆる実体面の点につきましては、

これは基本的には、公判手続におきます冒頭手続あるいは公判前整理手続の結果の顕出とか、そういうふうに分かるもの、これによって順次行われていくということでございます、審理に入った以降、評議の場でも行われますし、公開の法廷でも行われていく、こういうことになるわけでございますので、その点は御理解を賜りたいと思います。

○松野(信)委員 それから、この裁判員の中には、正式に裁判員として評議にも参加して行く裁判員もいれば、補充裁判員も出てくる、あるいは、候補者として裁判所に出頭してきただけでも不選任ということでお帰りのいただくという方も出てくるわけですね。

日当の点について質問したいと思いますが、そういうふうな、呼ばれたけれども不選任になったというふうな方についても日当は支払われるのか、それから、補充裁判員と正式の裁判員との間には日当の差があるのか、この点はいかがでしょうか。

○山崎政府参考人 これは、日当等につきましては最高裁判所の規則で定められることになっておりますけれども、基本的な考え方として、出頭された方でも、それだけ時間を使っているわけでございますので、それは日当は支給されるというところでございます。

それから、裁判員の方と補充裁判員の方、補充裁判員の方も全部ずっと一緒に評議に参加するというようなシステムになっております。どのぐらいの時間について審理をいただいたかとか、そういう点で若干の傾斜がつくということはあるけれども、やっていることについては同じであれば、基本的には同じ日当というふうに考えております。

○松野(信)委員 日当の点は余り細かく質問するつもりはないんですが、検察審査会の方の審査員の場合は日当が八千五百円だったと思います。しかし、裁判員の持っている重み、この点を考えるならば、この検察審査会の審査員よりはるかにやはり負担が重いだろうというふうに考えております。

す。この日当については政令で定めるといようなことのように思いますが、ぜひこの点については、検察審査会の審査員をはるかに上回る分の日当というものをやはり考えていかなければならないのではないかとこのように思います、この点はいかがでしょうか。

○山崎政府参考人 この日当等につきましては、政令ではなくて最高裁判所の規則になりますけれども、ここで定めることにはなりますが、やはり職責に見合った十分な手当て、そういう発想でこれから具体的に詰めてまいりたいというふうに思っております。

○松野(信)委員 それから、実際の審理ですけれども、これはもう、実際の審理では調書というものが大変たくさん提出される、これが実態で、日本の裁判というのは調書裁判ではないかというところがかねてより批判をされているわけですね。

しかし、せっかく裁判員という市民が参加する裁判ということであれば、調書裁判ではなくて、やはり、生の証人尋問、生の現場のやりとり、こういうものを踏まえて判断をしようというところが当然必要になってくるだろうというふうに思います。

実際のところは、例えば、特にそう争わないケースですと、同意書面ということ、簡単に告知がなされて、それこそ山のような調書が裁判所に提出される、こういう実態があるわけですね。

しかし、同意書面だからといって、そういう調書を裁判員にさあ読めということではと渡されても、これはとてもとても、裁判員の負担も大きいし、今回、この裁判員制度が目指す市民参加型の裁判ではないはずだというふうに思います。

実際の調書の取り調べについては、やはり裁判員にわかりやすいような形に、調書自体、いろいろ、被告人調書やあるいは参考人調書というのがありますけれども、やはり調書自体をわかりやすくしていかねばならないということが当然必要になってくるし、また、法廷での取り調べも、もう調書に書いてあるとおりというのではなく

て、具体的に、裁判員にわかりやすいような告知、要旨の告知、あるいは調書の一部朗読するなり、そういうことが必要で、まさに直接主義が生かされるようにしていかなければならないと考えておりますが、この点はどうか。

○山崎政府参考人 裁判員裁判はわかりやすいものにしなければなりませんので、かといって書証を一切なしというわけにまいりませんのでこれは必要かと思えますけれども、やはり裁判員の方にわかつていただくようなものにはしなければならぬ、これは当然でございます。そういう努力をしないやならぬ。

それからもう一つは、書証が提出されたときに法廷でどのような説明をしていくかということになるわけでございますけれども、ただいま御指摘がございましたような点を踏まえまして、この法案の五十一条では、裁判官、検察官及び弁護人は、裁判員の負担が過重なものとならないようにしながら、裁判員がその職責を十分に果たすることができるよう審理を迅速でわかりやすいものとする

ことに努めなければならないと定めておられます、こういうような具体的な工夫をもちまして、裁判の全貌がよく裁判員にわかるよう、そういう工夫をしなければならぬと思います。

例えば図面を用いながら丁寧な説明を行うとか、そういうようなことを加えながらわかっていただくようにする、こういう工夫が大変大切であるという認識をしております。

○松野(信)委員 わかりやすい裁判をしなきゃならないし、また、その記録の残し方もわかりやすいような形にしていかなきゃならないだろうというふうに思います。

今の裁判でいうと、いわゆる公判調書という書面がつくられているわけですが、私の方は、こういう実際の裁判については、例えばビデオ録画しておく、DVDあたりでちゃんと実際の審理のありさまを、あるいは証人尋問のありさまを録画しておく、こういうような形で記録に残しておくというののも一つの方法としては大いに検討に値

するのではないだろうかというふうに思っております。

これはなぜかという、例えば、一審の判決が出て控訴審に移った。控訴審で仮に差し戻しという事になって、また一審の地方裁判所の方に審理が差し戻されると、これはまた裁判員が判断することになるわけですね。そうすると、もとの一審の状態がどういう状態であったのか。まあ当然記録類はあるでしょうけれども、大体、文書になっている。公判調書もそんなに詳しく書いていないというふうなことであれば、もとの一審がどういう状況でどういう審理をしたかというのは、例えばDVDあたりで録画をして残しておくというふうな方法は非常に有効ではないか、このように思います。いかがでしょうか。

○大野最高裁判所長官代理者 連日的開廷といったもので、証人尋問は争点に絞って簡潔なものにしていく必要もありますし、裁判員が後に調書等を確認するということとは全く心証形成できるようにしなければならぬというふうに思っておりますが、こういった公判審理のあり方を今後検討していく必要がある。

その中で、今委員御指摘のような録音テープあるいはビデオ、DVDといったようなものにつきましても、技術的な進捗状況等を踏まえながら、こういったものが活用できるかどうかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

○松野(信)委員 ちょっと確認をしておきたいと思いますが、公判調書には、もちろん、出席した弁護人とか被告人の名前が出るようになっていて、思っているが、出席した裁判員は、公判調書に名前が記載されるのでしょうか。

○山崎政府参考人 条文はちょっと浮かんできませんけれども、済みませんけれども、この考え方といたしましては、裁判員の方につきまして氏名等、これは、当事者はわかる構造になっておりますけれども、それ以外の方にはわからない構造をとっておりますので、公判調書に記載されること

はないというふうに考えております。

○松野(信)委員 公判調書に記載されないということの答弁ですけれども、これは私の意見ですが、やはり公判調書というものは大変重要な調書で、実際、裁判がどういうふうに行われたのか、裁判官はどうか、あるいは検察官のだれが出頭しているか、弁護人はどうかというのをきちんと残して、だれがどういうことを言ったというのを残しておくべきものなんですね。

そういう観点から見れば、裁判員がだれが出席しているとか、あるいはもしかしたら何か発言でもしたのか、そういうのはやはり公判調書に記載されるべきだということで、裁判員の名前も公判調書に記載した上で審理というものは進められることが、正しい公平な裁判を進める上では大変重要なことではないかというふうに私は思います。が、最高裁、いかがですか。

○大野最高裁判所長官代理者 公判調書に裁判員の氏名まで記載するかということについては、今後検討していかなくてははいけない、プライバシーといった個人情報保護の問題もありますので。

ただ、もちろん、裁判員がその法廷に立ち会った、どの裁判員が立ち会ったか、そしてどのような発問をしたかということについて、記録と照らし合わせればわかるように、例えば甲乙丙丁というふうなことで考えていくとか、これもいろいろな方法があり得るだろうと思っております。

この点につきましても、公判調書から、だれが出席し、どのような発言があったのかということ、それがわかるようにしなければいけないという要請もありましようし、一方で裁判員の方々の個人的な保護という面もありますので、そのあたりの調和をどこで図っていくかということを考えております。

○松野(信)委員 この点については、やはり少なくとも被告人・弁護人は、だれに裁かれたのかというのがしっかりこういう調書でわかるような仕組みを担保しておかないと、どこにだれに裁かれたのかわからないというふうなことで、やはり

被告人の権利、あるいは公正な裁判を確保するという観点から、この公判調書への裁判員の記載は必要なことだというふうに思います。

それで、先ほど、連日の開廷の話がありました。確かに今の刑訴規則でも、連日の開廷ということを一応うたつてはいるわけですが、現実には、もう一年も二年も三年もかかっているという事件が現実には多いわけですね。

特に、裁判員の事件で、そんなに争わないというならともかく、無罪を主張するというところで、例えば、殺人だとか強盗だとか、そういうので無罪を主張するというようなことにでもなれば、実際問題として、毎日毎日、連日的に開廷するというのは、これはちょっと現実問題としては難しいだろう。そうすると、半年とか一年とか、そういうようなある程度の期間をかけて審理をする。

その間、裁判員の方は、大変御苦労ですけれども、例えば一週間に一遍とかぐらいの間隔で裁判所に来ていただくということになるのではないかと、現実の問題として、そういうふうな思いですが、この点はいかがでしょう。

○大野最高裁判所長官代理者 できるだけ、本間に期間を短くして、裁判員の方に負担のかからないようにというふうに心がけていきたいと思っておりますが、やはり相当程度期間がかかる事件の中にはあるかと思えます。

そういった審理のあり方のイメージにつきましては、現在検討しておりますけれども、数カ月かかるような事件につきまして、本間に毎日毎日ずつと続けるということ、恐らくそれはできない、ないだろうと思えますけれども、その間、一週間に例えば何回程度開廷していくのかがいいのかといった問題につきまして、一般的に予測を立てるということはなかなか難しいんでございますけれども、一方で、適正かつ迅速な裁判を実現していくためには、いかに迅速な裁判を実現していくか、これは、今言いました要請を考慮しながら、どの程度のものでやっていくかということを考えていきたいというふうに思っております。

ます。

○松野(信)委員 恐らく、数カ月もかかるという裁判、こういうことも十分予想できるし、裁判員がその間、一週間に一回ぐらい家から通ってくる、こういうことが考えられるわけですね。まさか裁判員をどこかホテルに缶詰にしておくというわけにもいかないでしょうか。

そうすると、現実には裁判員は、当該事件が有名であれば、テレビやラジオや新聞でいろいろ書かれる、あるいは週刊誌でも書かれる、そういうのを現実に見てしまうということが十分予測できるわけですね。建前は、それは、裁判員はあくまで法廷での証人の証言とか、法廷に出てきた証拠によって判断するというふうには言われますけれども、現実にはそういうメディア、目に触れるというところで、とすると予断を持ってしまふ、あるいは偏見を持ってしまふというふうな心配がなきにしもあらずだということに思います。こういう点、どういうふうにしてそういう予断、偏見を持たないようにするのか。何らかの手当てというのはいかがでしょうか。

○山崎政府参考人 裁判員の方、これはやはり、法と証拠に基づいて裁判をしなければならぬという点になるわけではございませんけれども、この点につきましては、審理係属中であれば、裁判長から裁判員に適切な説明がされるだろうというところがまず一つでございます。

それから、それにもかかわらず、なかなか裁判の進行に従っていただけない、予断と偏見を持って行動をする、意見を言うという方につきましては、これは、不公平な裁判をするおそれがあるという点で、その解任をしていくという手続もございいます。

解任という、それは最後の手段でございしますけれども、そうならない場合でも最終的には評議を行うわけではございますので、その評議の中で意見をきちっと聞かせて、最終的には裁判官、裁判員両方の意見が入った上での過半数で決めていく、そういう制度的な担保がございしますので、その中

で適切に運用されていくというふうに理解をして
いるところでございます。

○松野(信)委員 残された時間、今お話がありま
した過半数での評決、これは法案の六十七条です
が、これについて質問したいと思います。

今ありましたように、過半数だというふうに言
われましたが、私は基本的には、これだけ重大な
判断をするということ、もしかしら死刑とか無
期とかこういう判断もする、ぜひとも三分の二と
いう特別多数決でいくべきだ、こういうふうに考
えております。

それはさておき、この法案によりますと、裁判
員が六名、裁判官が三名で、これでどちらかずつ
必ず一人の意見が入った形の過半数だ、こういう
ふうになっているわけですね。

そうしますと、例えば、裁判官三人とも無罪、
裁判員六人が全員有罪だと。過半数の点でいえば、
裁判員が六人とも有罪ならこっちは勝っているわ
けですが、しかし、この場合は、裁判官が三人とも
無罪ということであれば、これは無罪になると
いうことでよろしいですか。

○山崎政府参考人 これは、被告人を有罪とすべ
きかどうかというその評決を行って、結局きちつ
とした評決は成立しないということになりますの
で、検察官の証明が不十分という結論に達しまし
て無罪でございます。逆の場合でも同じござい
ます。

○松野(信)委員 これは当然のことかもしれませ
んが、そういう意味では、常に被告人の有利な形
での判断ということがなされるだろうと思うん
です。

ただ、その中で、例えば、裁判官は判決を書い
ているわけですので、その判断、有罪か無罪か、
あるいは公訴棄却、免訴、そういうような結論を
もちろん言うと思うんですが、裁判員の中に、今
まで審理してきたけれども、どうしても私はわか
らない、有罪か無罪かもわからない、あるいは量
刑について、五年がいいのか六年がいいのか八年
がいいのか無期がいいのかそれもわからない、そ

んなことにはちよつと答えられないというよう
な、そういう意見を出されるという人も当然出て
くるだろうというふうに思います。

そういう人の意見、つまり結論が出せないとい
う人の意見は、どういうふうにはカウントされ
ることになるんでしょうか。

○山崎政府参考人 これは、なるべくそこは理解
していただけるように説得をしていくということ
になろうかと思えます。きちつと意見を言ってい
ただきたいということになります。どうしても
言われないという方もおられる可能性がございま
す。

その場合も、結局、わからないということとは、
最終的には、証拠によつてその事実を証明しよ
うとしていることについてわからないということに
なりますので、これはやはりその立証が不十分と
いう方にカウントをしていく、そういう取り扱い
をせざるを得ないだろうというふうに思っており
ます。

○松野(信)委員 そうすると、わからないという
判断の人は、要するに、被告人に有利な側に取り
扱う、こういうことになるわけですね。ちよつと
確認のため。

○山崎政府参考人 これは、有罪無罪、量刑とも
そのように判断されるといふことになると思いま
す。

○松野(信)委員 もう時間が参りましたので終わ
りたいと思いますが、先ほど申し上げたように、
単純多数決で無期だとか死刑だとかそういうよう
な判断をするというのは、これは大変問題がある
というふうに思います。

基本的には、こういう評決というものは全員一
致であるべきだ。アメリカの陪審あたりは全員一
致というようにござりますし、またヨーロッパ
あたりだと大体三分の二というような特別多数
決をとっているわけですので、ぜひそういう方向
にこの点は修正をしていかなければならないと思
います。

また、この評決に当たっても、裁判官だけでも

う勝手にリードして決めてしまうというようなの
ではなくて、例えば、裁判員から意見を言うとか、
あるいは裁判官だけのそういう秘密めいた評議
はしないとか、評議をするときには必ず全員です
る、こういうようなルールづくりを今後ぜひとも
していかなければならないだろうという点を指摘
させていただいて、質問を終わります。

○柳本委員長 御苦労さまでした。

午後一時から委員会を再開することとし、この
際、休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時二分開議

○柳本委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

内閣提出、裁判員の参加する刑事裁判に関する
法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案
の両案を議題といたします。

本日は、両案審査のため、参考人として、東京
大学教授井上正仁君、株式会社読売新聞東京本社
代表取締役社長滝鼻卓雄君、日本弁護士連合会司
法改革特命嘱託・前日本弁護士連合会副会長尾崎
純理君、社団法人日本新聞協会人権・個人情報問
題検討会幹事(日本経済新聞編集局次長)木舟一
郎君、以上四名の方々に御出席いただいております。

この際、参考人各位に委員会を代表して一言ご
あいさつ申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をい
ただきまして、まことにありがとうございます。
それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞か
せいただき、審査の参考にいたしたいと存じます
ので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、井上参考人、滝鼻参考人、尾崎参考人、
木舟参考人の順に、それぞれ十五分程度御意見を
お述べいただき、その後、委員の質疑に対してお

答えをいただきたいと存じます。

なお、御発言の際は、その都度委員長の許可を得
て発言していただくようお願いいたします。また、
参考人から委員に対して質疑をすることはできな
いことになっておりますので、御了承願います。
それでは、まず井上参考人にお願いいたします。
○井上参考人 井上でございます。このような機
会を与えていただきまして、深く感謝申し上げます。

私は、司法制度改革審議会の委員として審議会
意見の取りまとめにかかわった後、司法制度改革
推進本部事務局の裁判員制度・刑事検討会及び公
的弁護制度検討会の両方の座長を務めさせていた
できました。本日は、そのような経緯、経過も踏
まえて発言させていただこうと存じますけれど
も、御承知のように論点は非常に数多く、すべて
の点について触れることは到底できませんので、
幾つかの点に絞ってお話し申し上げたいと存じま
す。

最初に、刑事裁判の充実、迅速化に関する刑事
訴訟法の改正について述べさせていただきますとい
存じます。

まず、法案では、新たに公判前整理手続という
ものを導入することといたしております。この手
続は、当事者間での適正な証拠開示を実施させつ
つ、真に争いのある点、争点を整理し、公判で取
り調べるべき証拠を決定し、実効的な審理計画を
立てて公判に臨ませるということによつて、公判
の審理を争点を中心にした充実し、かつ集中した
ものとしようとするものであり、刑事事件の公判
の充実、迅速化を実現する上で極めて重要なもの
であると承知しております。とりわけ、裁判員が
加わつて刑事裁判を行う場合には、このような形
で公判の審理を実質的で集中したものとするこ
とは、ほとんど不可欠の条件となるものと言えま
す。

この公判前整理手続における争点整理を可能と
するために、検察官のみならず、被告人・弁護人
も、公判期日で主張する予定の事実面ないし法律
面の主張については、これをその段階で明らかに

しなければならぬものとされており。

このような義務づけというものは、公判前整理手続における争点整理の実効性を確保するというために不可欠なものであるというふうに考えられますが、これに対しては、被告人の憲法上の自己負罪拒否特権、これは自己に不利な供述を強要されないという権利であります。これや、刑事訴訟法上の黙秘権、これは有利不利を問わず言いたくないことは言わなくてもいいという権利ですが、それとの関係で問題があるという意見もあるようです。

しかし、ごらんになればおわかりのように、法案の規定というのは、あくまで、まず検察官が公判で証明しようとする事実とその証明に用いる証拠というものを被告人側に示される、そういうことを前提として、その上で、被告人側としてみずからの判断で公判で明らかにしようとする主張を、時期を前倒しして、あらかじめ整理手続で明らかにしようとするものだけにすぎません。自己に不利なことを認めるように求めるものでないばかりか、そもそもその主張をするということ自体を強要するものではありませんので、憲法上の自己負罪拒否特権には抵触せず、刑事訴訟法上の黙秘権の趣旨にも反しないというふうに考えております。

次に、証拠開示の拡充という点について述べさせていただきます。

審議会意見は、御承知のように、充実した争点整理を行うために証拠開示を拡充するという点と、そのルールを法令により明確化するという点とを提言し、かつ、それに当たっては、証拠開示のルールの明確化に当たっては、証人威迫、罪証隠滅のおそれ、関係者の名誉、プライバシーの侵害のおそれといった弊害の防止が可能となるものとする必要があるということを言っております。

法案では、それを踏まえまして、検察官は、現行法で開示が義務づけられている取り調べ請求予定の証拠書類や証拠物といったものに加えて、検

察官請求証拠の証明力を判断するために重要な一定類型の証拠というものと被告人側の主張に関連する証拠についても、開示の必要性和弊害の有無、種類、程度等を勘案して開示するものとしております。

このように、弊害の防止にも目配りしつつ、証拠開示の範囲を相当程度に拡大させ、さらに当事者間で争いが生じたときには裁判所が裁定するという仕組みを導入するという形でバランスのとれた制度を組み立てており、全体として見るときには、争点整理と被告人の防御の準備を十分に行うことを可能にする適正な制度に仕上がっているというふうに考えております。

なお、この点で、検察官の手持ち証拠を原則としてすべて被告人側に開示すべきであるという意見もあるわけですが、その考え方は当事者主義という刑事訴訟手続の基本構造との関係で原理上問題がないわけではないと思われ、実際に、そのような制度では、本来事件の争点とは何の関係もなく、しかもその内容が人のプライバシーにかかわるような証拠についても無限定に開示の対象とされてしまうという問題があり、適切とは思えないところであります。

また、検察官手持ち証拠の一覧表を開示することとすべきだという意見もあるように考えております。一覧表といいますが、両極を考えると、一つは証拠の標目だけを掲げた形式的なものというものを考えますと、これは開示されてもほとんど意味がありませんし、そうかといって、他方の方ですが、証拠の内容や要旨まで一覧表に記載するとしますと、初めから証拠を全面的に開示しているのと同じになってしまうというふうにも考えられるからであります。

次に、そのようにして開示された証拠の目的外使用の禁止という点について触れたいと思います。

刑事訴訟法の規定に基づきまして、一方の訴訟当事者から他方の当事者に開示される証拠という

ものは、あくまで当該事件の審理とその準備のために必要なものとして開示されるものでありまして、それにとどまるはずであります。そのような目的と切り離して、開示を受ける当事者の自由な処分にはゆだねられるというものではありません。

しかも、当該事件の審理以外の目的でその証拠を使用することを認めると、その証拠、例えば、わかりやすい例を挙げますと、だれかの供述調書や、あるいは殺害された被害者の写真といったものを考えていただくとわかりやすいと思います。そういったものが例えば金銭により譲渡されて雑誌等に掲載される、その他の形で不当に利用されて、関係者の名誉やプライバシーの侵害という結果を招くおそれもあるわけですから、目的外使用は一般に許されないのは当然のことだというふうに言えます。

ただ、現在の刑事訴訟法ではこの点についての明文の規定を欠いておりますので、今回、証拠開示を大幅に拡充するというに当たっては、明文の規定を設けるということが適切ではないかというふうに考えております。

これに対しては、そのような禁止規定を設けますと、例えば、関連する民事訴訟でその開示された証拠を使用したり、あるいは学術研究目的で利用する、その他の利用ができなくなるので不当であるという意見もあるようであります。

しかし、それらの目的で刑事事件の証拠を使用することを相当な範囲で可能にする方策は現行法においても設けられておりまして、そのような方法によるのが本来のあり方だと思われ、他方の利用のためには、必ずオリジナルなもの、開示されたもののそのものを用いないといけないというわけではなく、この禁止の対象外になっていて、その概要を伝えるといったことで十分目的を達せられるのではないかとこのように考える次第であります。

次に、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案の方に移させていただきます。余り時間がありませんので、合議体の構成という点と裁判員の守

秘義務の点のみに触れさせていただくことにします。

まず、合議体の構成につきましては、御承知のように、裁判員制度の意義についての、裁判員が裁判体に加わって裁判することの意義についての重点の置きどころの違いとか、あるいはヨーロッパ大陸諸国のような参審制度をモデルにして考える立場と、英米などの陪審制度をモデルにして考える立場の対立などをも反映しまして、ここに至るまでさまざまな意見があったことは御承知のとおりであります。

私自身も、検討会の議事、議論を進めるために、たたき台としてやや異なった構成を提案したことがありますが、これも、今回の法案の規定は、審議会意見が考えていた、裁判官と裁判員とが対等な立場でかつ相互にコミュニケーションをとることによって、それぞれの異なった知識経験を有効に組み合わせる共有しながら協働して裁判を行う、こういう制度理念といえます。か制度構想を踏まえた一つの合意点として十分了解可能なものであり、まずこの辺から始めてみて、ふぐあいがあれば適切な時期にまた見直すこととするのがよろしいのではないかとこのように考えております。

最後に、裁判員の守秘義務について触れさせていただきます。

今回の法案では、裁判員や裁判員であった者等は、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密につき守秘義務を負うものというふうにされております。その評議の秘密の具体的内容につきましては、法案の七十条一項に定められておりますが、そこに見る定義は、現在の裁判所法の規定を踏まえたものであり、明確性の点でも妥当なものだと私は考えております。また、その中の「評議の経過」という用語も現在の裁判所法で使用されておりますので、用語それ自体として明確な内容を持ったものであるというふうに思います。

この守秘義務の範囲につきまして、評議の経過の一部は対象から除外すべきだという意見もあるようですが、それではかえって、守秘義務を負う

裁判員の立場から見ても、話してよいことと話してはいけないことの区別が非常に難しくなるという難点があり、適切ではないように思われます。

また、守秘義務の期間を限定すべきだという意見もあるようですが、守秘義務は、御承知だと思いますが、裁判の信頼性や、評議において合議体の構成員が安心して自由に意見の交換をすることができるということを確保するということとともに、事件関係者のプライバシーや秘密を保護するという点にあるわけですから、そのような必要が短期間でなくなるということは考えられないのではないかとふうに思われます。

また、仮になくなることもあるとしても、それがどのくらいの期間であるのかということは、一律に言うことは非常に困難だということに思えます。少なくとも、当該事件の裁判が進行中であるか終了した後であるかということによって守秘義務の有無やその範囲を区別するというに十分な合理的な理由があるように私は思えません。

さらに、裁判員であった者が自分の意見を公表することは許すべきであるという意見もあるようですけれども、評議において述べられた意見というのは、自分の意見であることは確かだとしても、当該事件の審理や証拠から得られた情報に基づき、あるいは合議体の他の構成員との意見交換を通じて形成されたものでありまして、しかも評議の過程で述べられたものでありますから、それを対外的に公表することを許すというのは、結局は評議の秘密の制度趣旨に反してしまうのではないかとふうに思われます。

実際、多くの元裁判員であった方たちがそれぞれ自分の意見を公表してしまえば、評議の内容は明らかにになってしまいますし、またこういうことはない方がいいんですが、あつたとしてですが、元裁判員が評議の過程で述べた意見とは異なることを、それが自分の意見であつたというふうな形で公表したようなときには、そうではなかったん

じゃないかという人が出てくるかもしれませんし、誤解や紛糾を生じさせ、裁判の信頼を損ねることにもなりかねないように私は思います。

最後に、守秘義務に対する罰則として懲役刑を設けることにつき批判的な御意見もあるようですが、けれども、刑事罰則の定め方としては、法定刑の上限というのは最も悪質な場合を想定して定めるのが通常でありまして、例えば、営利目的で秘密を漏らす、あるいはプライバシー侵害の程度が特に重大であるとか広範囲にわたるといった悪質な事案も想定されるわけですから、そうした場合にはも対応できる制度としておくべきではないか。ただ、そのようにしても、これは当然皆さんおわかりだと思いますが、重い罰というのには特に悪質な場合のみに適用されるわけでありまして、通常の善良な国民に実質的な影響を及ぼすものではないというふうに考えております。

裁判員制度につきましては、もう五年近くつき合ってきておりますので、ほかに申し上げたい点が多々ございますけれども、時間に制約がありますので、この程度とさせていただきますと存じます。

ありがとうございます。(拍手)

○柳本委員長 井上参考人、ありがとうございます。

次に、滝鼻参考人をお願いいたします。

○滝鼻参考人 滝鼻でございます。

今回、法務委員会におきまして意見陳述の機会を与えていただいたことにつきまして、委員長初め法務委員会の皆様から感謝申し上げます。私は、過去、司法記者、主に裁判所とか検察庁とか弁護士を担当する記者でございましたが、司法記者、それから司法担当の論説委員を約十七年間務めてまいりました。そういう経験から、この裁判員法案について若干の意見を述べさせていただきますと存じます。国民が司法に参加するということは、参政権に匹敵するほどの大きな意義を持つてっていると存じます。

刑事訴訟法の大きな目的の一つであります正義の実現、この正義の実現につきましては、これまで日本の社会というのはどちらかというとお上任せでございました。市民が正義を実現するよりも、どちらかというとお上、お上というのは裁判官とか検察官とか、あるいはその他の公務員も当てはまるかもしれませんが、そういう人たちに委ねられてお上任せでいくという空気が日本社会では非常に強かったと思います。司法の世界でいいますと、職業裁判官が正義を実現してくれるという空気も、これもまた日本社会では支配的だったんではないかというふうな気がいたします。

しかし、私が司法を担当し始めた一九六〇年代、今から四十数年前でございますが、一九六〇年代から、少しずつではありますが、司法に対する国民参加の声というのが上がるようになりました。適切な表現ではないかもしれませんが、六法全書と判例でこちこちになっている裁判官の頭の中に、少しでも素人の空気、素人の声というものを吹き込むべきではないかという声が一六〇年代から上がっていたと思います。一部の弁護士の方々がアメリカの陪審制度について研究を始めたのもこのころだったかと思えます。

その後、最高裁自体も、司法研究という形で裁判官をアメリカあるいはヨーロッパに派遣いたしました。この司法に対する国民参加の問題を研究し始めました。多分、一九八〇年代のことだったと思います。

それが、近年、司法改革の動きの中で、あれあれよという間に裁判員制度が生まれようとしております。

国民の司法参加という方向は正しいと思います。しかし、かつて近代国家の国民が参政権を得たときに興奮していたような、そのような興奮が、今国民が司法参加権を得ようとしているとき、国民一般が興奮しているでしょうか。まだまだ一般国民にはこの問題が浸透してないんじゃないかというふうに思います。法案を提出した政府、それから法案をこれから

審議される国会の方々、この問題を国民に周知する方法を早く見つけ出して、法律ができ上がってから国民がこんなはずじゃなかったと言わないように、ぜひ努めていただきたいと思えます。

裁判所、検察庁、弁護士会、いわゆる法曹三者と言われますが、相当な覚悟で全国規模のPR作戦を展開していただけないでしょうか。国民がこの大きな負担を納得するまでに、周知徹底のやり方を徹底してもらいたいというふうな考えです。次に、この法案の若干の問題点を指摘させていただきます。

まず、裁判員の辞退理由の問題でございます。裁判員制度は全員参加が原則です。これは参政権と同じようなレベルにあるかと思えます。しかし、選ばれた人たちは、法律にある辞退事由が見つかれば法廷に行かざるを得ません。その点が参政権と大きな違いがあるところであります。残念なことですが、参政権を行使する人は、任意ですが、それほど最近多いとは言えないかもしれません。しかし、この司法に対する国民の参加権、これを正当な理由なくして拒絶することはなかなかできるものではありません。

したがって、法律が国民に対し、この司法参加権を強制する以上、法律はもつとつきりと辞退理由を法律で明記すべきと考えます。政令だけに任せるべきではないと思います。職業裁判官の裁量にゆだね過ぎることも、なるべく避けた方がいいと思います。一定程度のことは法律で明記されておりますけれども、その他、大切なところをすべて政令に任せてしまおうということについては、若干疑問の考えを持ちます。

次は、審理の充実の問題であります。ほかに職業を持っています、ほかに仕事を持っている裁判員にとって、審理の短期化、集中化、そしてわかりやすい裁判が行われているということが絶対的な条件だと思います。傍聴席から聞いていて、何をやっているかわからないというときがよくあります。特に書面のやりとりです。刑事裁判では、直接証人を立てて証拠調べをす

ることもありまされども、多くの場合、検察官や警察官が作成した調査をもとに、その信用性、あるいは任意性、場合によっては特信性を判断してやり合うことが多いんです。傍聴席から見ていると非常にわかりにくい証拠のやりとりが行われているとあります。

最近でこそ、その調書の中身の要旨というものの、主眼点が告知されることはありますけれども、それはそう多くないケースであります。裁判官、検察官、弁護人は、その内容についてはわかっていられるでしょうけれども、傍聴席から聞いていると内容がよくわかりません。傍聴席でわからないということとは、素人の裁判員もわからないということと同じことです。法廷がプロの法律家のゲームになってしまふということは、国民の司法参加の意味が全く失われてしまふと思います。

また、審理を迅速に終了させる、終結させることも、この裁判員法案の成否のかぎであろうかと思ひます。そのためには、今の訴訟法の起訴状一本主義から脱却して、公判前の準備手続を充実させて、事件の核心だけを絞って立証する方針に転換しなければならぬというふうに考えます。

最近、仙台で起きた、いわゆる筋弛緩剤という事件の判決がありました。これを担当した裁判所は審理の迅速化を図ろうとしたと聞いています。それでも公判は百五十六回という長期に及びました。これは多分、審理の迅速化という点ではモデルケースになるんだらうとは思いますが、こういう公判廷の数では、裁判員がその任務を全うすることは多分できないでしょう。幾ら国民の義務といつてみても、つき合っていられないよというのがやはり裁判員候補者である国民の本音ではないでしょうか。

最後に、裁判員制度とメディアの関係について触れてみたいと思います。罰則付きの守秘義務違反、あるいは接触禁止などの点が問題になっていると聞いております。私は、現役の司法記者の時代にも、事件を担当している裁判官に直接取材目的で接触いたしました

た。成功したケースもあれば、目的を果たすことができなかったケースもあります。どちらかというところ、なかなか目的を果たせないケースの方が多いように感じました。

しかし、これは制度の問題ではないと私は考えています。個人の腕力、言いかえれば取材能力の問題と考えております。もちろん、これによって公務員法違反に問われたことは、私の場合はございせん。当然のことです。正当な取材行為が犯罪になるわけがないと考えているからであります。

しかし、取材に名をかりた裁判員に対する不当な圧力、これは許すわけにはいきません。そのあたりは、取材する者として、いつもきつちりと考えていなければならぬことだと思ひます。

私は、職業裁判官も、これから国民の中から選ばれる裁判員も、重要なニュースソースと考えております。罰則付きの守秘義務違反の条文があるうとなかろうと、正当な目的を持った取材は行われると思ひます。それがプロの新聞記者の務めでありまふ。そのような条文があるからといって、取材や報道が萎縮するということは、私、そして私の部下たちの新聞記者はないと思ひます。私は、新聞社の編集主幹として、部下の多くの新聞記者に対してそのように教育しているつもりでございます。

ただし、裁判員に接触することによつてもたらされるマイナス、不利益と、その問題を報道しなかならぬ報道の利益というものは、いつもはかりにかけて、どっちが重いかということとは考えていかなさなうと思ひます。報道の利益の高いときは報道するでしょう。しかし、裁判員に接触する、あるいは近づくことの不利が大きいときは、多分報道を断念することもあるうかと思ひます。利益衡量の問題だと思ひます。

裁判員制度は、開かれた司法の重要な部分だと思ひております。法務委員会の皆さんには、どうか深い議論を交わされて、実現可能な制度に仕上げることを心からお願ひいたします。また、国民

の中から修正の、あるいは改善の意見が出てきた場合は、どうか立法も司法も、迅速に、かつ弾力的に制度の改善を進めるよう強く希望いたします。

ありがとうございます。(拍手)

○柳本委員長 滝鼻参考人、ありがとうございます。

次に、尾崎参考人をお願いいたします。

○尾崎参考人 尾崎です。このような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。意見を申し上げたいと思ひます。

戦前の陪審制度が停止して以来六十年ぶりに、戦後初めて、無作為に選ばれた国民が直接司法に参加する裁判員制度の導入が現実のものとなるうとしております。裁判員制度は、申すまでもなく国民の司法参加と、司法参加の結果、刑事裁判が大きく変わるといふ二つの点で画期的な意味を有するものでございまして。

御紹介いただきました特命囑託という任務、非常に聞きなれないものでございまして、本通常国会ではほとんどの司法制度改革法案を成立させることに日弁連として協力していこう、そういうことでこの任務を与えられております。したがって、私の任期は通常国会終了までということになっております。私は、裁判員制度法案に関しましては、与野党の合意により、必要な修正を経て成立させていたきたいと考えております。本日は、そのような立場で発言させていただきたいと思ひます。

まず最初に、裁判員法案について申し上げます。裁判員が参加しやすい制度、そして守秘義務の問題点について触れたいと思ひます。

裁判員裁判は、仕事や家事を休んで裁判に参加される国民の方々が、参加してよかった、参加する意義があったと感じ、その経験を国民に伝え、還元できる裁判でなければなりません。

主権者である国民が司法参加するのですから、この制度は国民の権利の行使という意味を有しております。同時にまた、国民すべてがこの制度を

理解して負担しなければならないという義務の側面も有しております。したがって、この制度は、参加する国民の視点に立つて制度設計をしていかなければならないというふうに考えるわけでございまして。

確かに、裁判員の任務は、他人の秘密に触れる機会があります。何らかの守秘義務は課せられるべきであらうというふうに考えます。しかしながら、その範囲は明確で、必要最小限度にとどめるべきであらうというふうに思ひます。職務上知り得た他人の秘密、あるいはまた他の裁判員、裁判官の言動、さらにはそれを対価を得て漏らした、こういうようなケースにやはり守秘義務の範囲はとどめるべきではないかというふうに考えております。また、罰則として長期一年以下の懲役刑まで必要であるかどうか、これは検討すべきではないかというふうに考えております。

国民にこの制度を理解していただくため、できるだけ参加しやすい環境を整えることは、この制度定着のためには大切であります。この点で、国の責務は極めて重要であるというふうに考えております。育児・介護施設を利用しやすいこと、休暇をとりやすくなる、そういったことや、あるいはまた、裁判員制度実施後、制度の定着に応じて、さらにより参加しやすい制度に改正していく、そのような手続が必要であらうというふうに考えます。

裁判員にわかりやすい公判活動について述べたいと思ひます。見て聞いてわかる裁判でなければいけないというところは、言うまでもないことではないと思ひます。

改善しなければならぬ第一の点は、書面に頼って行ってきた裁判を、証人尋問中心の、見て聞いてわかる裁判にしなければならないというところでございまして。現在の刑事裁判は、捜査段階に作成された供述調書が多数証拠として提出され、裁判官はそれを読み込んで事実認定をしております。裁判員の方々が、公判廷でそのような多数の供述調書を読んで有罪か無罪かを判断することは不可能でございまして。可能な限り公判廷での

証言に基づき、裁判員がそれを見て、聞いて、心証を形成していく、そのような審理に変えていく必要があるかと思ひます。

第二の点は、被告人の自白が強要されたものでないかどうか、すなわち、被告人の自白の任意性、信用性についての立証のあり方です。これまでの裁判では、自白調書を作成した捜査官と被告人が、取り調べの過程をそれぞれ証言することにより立証してきました。密室の中で行われた取り調べの状況を客観的に記載している直接的な記録がないために、どちらの言い分が正しいのか、認定が非常に難しい場合があります。

このような状況をなくすためには、取り調べの様子を録音、録画して客観的に記録することが、被疑者の権利を守るためだけでなく、裁判員にとってわかりやすい裁判とするために、この制度を実施するまでに行つておく必要があるというふうに考えております。そしてそれは、結果的には捜査能力の向上に連なるものであるというふうに私は考えます。

こうしたわかりやすい裁判にしていくなための取り組みは、法律実務家である裁判官、検察官、弁護士が行ななければなりません。それぞれが行うこともさることながら、協力して取り組んでいくことも重要です。弁護士会としても、弁論の技能向上のための研修等も取り組んでいく、そのようなことも企画しているところでございます。また、法曹三者において、全国各地で模擬裁判等の取り組みを行つていきたいというふうにも思つております。

さらに、こうしたソフトの面だけではなく、法廷における席の配置、わかりやすい証拠の説明方法、ビジュアル化のための設備の充実といったハード面の改善も必要不可欠です。そのためには、裁判所だけの考えではなく、検察官、弁護士など法律実務家はもとより、国民の方々の意見を聞きながら、そういったハード面の整備を充実していく必要があると考えます。

次に、「充実かつ迅速な裁判のために」を申し

上げます。

当然、国民の方々に負担をかけないためには、迅速な裁判を行う必要があります。一方で、裁判における被告人の防御権は十分保障されなければならず、その犠牲の上に「迅速な」裁判が行われてはならないことは言うまでもないことでございます。

被告人の防御権が十分保障された、充実かつ迅速な裁判を行うためには、公判前の事前準備の充実が必要でございます。刑事訴訟法改正法案では公判前整理手続が新設されておりますが、公判前整理手続において行われる証拠開示は、争点を整理するためにも、被告人の防御権を十分保障するためにも、その拡充が極めて重要でございます。また、裁判官、検察官が証拠開示を広げる方向で運用を心がける、このようなことが不可欠であるというふうに考えております。

次に、連日の開廷の点でございます。連日的に公判が開かれる場合には、次の公判期日の準備を公判終了直後に、あるいは公判開始直前に、頻繁に行う必要がございます。また、土日など休日をもたぐ場合には、休日の準備も必要となります。

現在運用上できない休日、夜間の面接ができるよう、運用を変えていく必要がございます。また、公判直前や直後に面接して準備するには、裁判が行われている裁判所構内における面接が不可欠であり、そのための制度の改善、設備の整備も必要でございます。さらに、連日的に公判が開かれる場合には、翌日の公判の準備のために公判記録を即日手に入れる必要がございます。そのための制度、設備の改善も必要であると思ひます。

それでは、次に、刑事訴訟法改正法案について二、三意見を申し上げたいと思ひます。

まず、開示証拠の目的外使用の禁止の点でございます。第一に、審理の準備の目的が極めてあいまいなこの法案でございます。被告人の防御権を侵害するおそれが多分にあるというふうに考えております。

す。例えば、無罪を訴える被告人が、支援者に理解を訴えるために証拠を使用して訴える、そういった場合、審理の準備の目的でない判断される危険性を否定できません。このような正当な理由がある場合も、条文は一律に禁止しているとも読めるわけでございます。

また、この規定は、捜査など司法に対する検証をできなくさせるおそれがございます。例えば、裁判を傍聴してメモをとった人が、そのメモの正確性を確認するために被告人・弁護人に証拠を見せてもらうことは、この罪の共犯ともなりかねません。また、捜査機関による証拠そのものの改ざんの事実を広く社会に知らせることにより、捜査の改善を問題提起することもできません。

この規定は、証拠開示の過程で開示された後、公開された公判廷で取り調べた証拠についてもすべて規制の対象となっており、裁判公開の原則から不合理と言わざるを得ません。現状で許されたものを、理由を問わず一律禁止しようとするもので、情報開示の時代に逆行した法律であるというふうに言わざるを得ないと思ひます。

このような裁判に関する情報の開示に消極的な考え方は、裁判員の守秘義務を広くし、重い罰則で担保しようとする考え方と共通しているのではないかとこのように考えます。

裁判員に対する守秘義務や、裁判員が参加しやすくするための国の責務の確立などともに、目的外使用の禁止の点についても、実質的な議論を踏まえ、立法に携わる議員の皆さんが賢明なる合意をされることを心から確信している次第でございます。

次に、被疑者段階での国選弁護制度について簡単に申し述べたいと思ひます。

今まで行われていなかった被疑者段階での国選弁護制度の創設が提案されていることは、拘束された被疑者の弁護人の援助を受ける権利を大きく拡充するもので、極めて重要な意義があると考えます。弁護士会も、早くから会員の会費で行つてきた当番弁護士制度の成果であるというふうに考えております。

えております。

その上で、若干の問題点について申し上げます。法案では、被疑者が国選弁護人選任を請求できる事件を一定の重大な事件に限定しています。しかしながら、弁護の必要性和刑の軽重とは必ずしも比例しません。例えば、最近少なくない無罪判決が出されている痴漢冤罪事件は、法定刑自体は重くありません。また、微罪であっても重大犯罪に連なる場合もあります。そのような場合に、弁護人なしに十分な防御ができないことは明らかです。

法案が対象事件を限定した主な理由は、弁護士の対応能力に限界があることとされております。確かに、現時点では、裁判所の支部がある地域でも弁護士が一人もいないといった、いわゆる弁護士過疎地域が存在しています。この点について、日弁連は、会費により援助するひまわり公設事務所を設置し、対策を進めております。今後、国が行う体制整備と相互に補充し合いながら、また、法曹人口の増加によつて、将来、身体を拘束されたすべての被疑者を対象とする制度の実施は十分に可能と言えます。

本法案の審議に当たつても、こうした将来の拡充を見据えた御審議をお願いしたいと思ひます。検察審査会制度でございます。

この点については、議決に法的拘束力を持たせたという点については、国民の司法参加という点で非常に評価できると思ひますが、守秘義務について裁判員と同じような罰則という形をしたことは、その必要性について疑問を感じるところでございます。

最後に、ベルリンの壁と日本におけるパブルは、八九年末に時を同じくして崩壊いたしました。その後の人、物、金が国境を越えて自由に移動するグローバル化の時代に、日本はパブルの後始末に追われて、残念ながら対応は立ちおくれました。戦後六十年を経過して、我が国は至るところに制度疲労が生じております。行政官や裁判官がいかに良心的で有能であっても、制度改革抜きには

個人的レベルでは問題は解決できない、そのような時代を迎えているわけでございます。

裁判員制度に代表される今回の司法制度改革は、象徴的にいえば、行政指導中心から法の支配への国の形を変えるという、単に司法の改革にとどまらず、政治、行政、経済財政改革、あるいはまた地方分権などと並ぶ日本の再生を目指す改革の一環であると私は認識しております。必ず実現させなければならないと考えているところでございます。

私の意見を終わらせていただきます。どうも御静聴ありがとうございました。(拍手)

○柳本委員長 尾崎参考人、ありがとうございます。

次に、木舟参考人をお願いいたします。

○木舟参考人 新聞協会の人権・個人情報問題検討会の幹事をしております木舟と申します。

このたびは、新聞協会の立場から御発言を許していただいて、ありがとうございます。新聞協会としての考え方を述べさせていただきますと思います。

冒頭に、新聞協会として、ここ一年半の間、人権・個人情報問題検討会でこの裁判員制度について議論してきました。前提として、今回申し上げることは、新聞協会としてはその制度是非論については議論しない、この制度がいいのかあるいは悪いのかということとは各社の対応に任せましようということにしております。報道にかかわる部分についてのみを議論したという前提で御理解いただければというふうに思います。

お手元に資料を用意させていただきましたので、その資料に我々の考え方がかなり集約されておりますので、それをもとに御説明をさせていただきますというふうに思っています。

新聞協会は、この間、五種類の声明、見解をまとめております。

順番に紹介させていただきますと、右下のノンブル〇七と書かせていただいているもの、これが最初に我々がまとめた見解です。これは、司法制

度改革推進本部の事務局が「裁判員制度のたたき台」というのを提出しまして、その発表に基づいて新聞協会としての考え方を書いたものです。

総論と四項目から成っております。四項目については、個人情報、接触禁止、偏見報道それから守秘義務、この四項目について述べたものであります。このペーパーが我々の考え方を大体網羅しているというふうに考えていただければというふうに思います。

それから、次いで、右下のノンブル五を見ていただきます。ノンブル五は、この前の見解の一番最後のところに指針をつくる用意がありますというふうに書きまして、それに基づいて、「裁判員制度の取材・報道指針について」ということについて、我々としての中間的な取りまとめというか、中間的な協議状況を説明したものであります。

○六については、その中間的な協議内容について、個人情報保護及び接触禁止について書かせていただいております。

それから、三番目にまとめさせていただいたものは、右下のノンブル〇三であります。これは、去年の十月の二十八日に、ここにいらっしゃる司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会の井上座長が井上試算というのをまとめて提出されました。それを受けて我々が考え方を述べたものであります。

それから、次いで、一枚めくっていただいて〇二を見ていただければ、これは、政府の裁判員制度についての骨格案というのが一月二十九日に公表されました。これに基づいて、我々が二月十三日に、この骨格案について考え方を述べたものであります。

それから、一番最初のページ、ノンブル一を「ごらんいただきます」と、これは先日、当法務委員会で、裁判員制度の法案についての審議入りが始まりました。これを機会に我々の考え方をまとめさせていただいて、法務委員長に提出させていただいたものであります。

これをもとに若干説明させていただきますと、今回法務委員長に提出させていただいたものは、我々の考え方を大ざっぱに述べたものであります。が、まず、これまで、昨年五月の十六日の最初の見解では四つの点について、先ほども申し上げたとおり指摘しております。

偏見報道の禁止規定の全面削除と、二番目には、裁判員等に課せられる守秘義務について、範囲とか期限をはっきりさせていただきたいということ。それから三点目は、裁判員に対する接触禁止規定については、裁判員を退いた人まで一律禁止することについては弊害が多い、裁判員は一番とということになっておりますので、一番を終われば接触禁止を解いていただいてもいいのではないかと、我々としては、裁判員等の個人情報についても、四番目には、裁判員等の個人情報についても、すべてを非公開とするようなことにはしないいただきたいというふうにこれまで求めてきたわけなんです。

今回の政府案では、我々の考え方がない我々の取り組みを理解していただきまして、偏見報道については盛り込まれていません。これについては高く評価させていただいております。ただ、残りの三点については、まだ我々の考え方が必ずしも取り入れられていないということをここで述べております。

まず、守秘義務については、範囲とそれから期間、これが明確でないというふうに書いてあります。範囲については、ここにもあるように、「その他の職務上知り得た秘密」というのはどういうことなのか、一般の裁判員になる人がはつきりわかるのだろうかというふうに疑問を持つわけです。

罰則規定があるんですから、その範囲がはつきりしないとちょっと怖くてしゃべれない、自分らのみずからの裁判員としての経験について仮に話したいとしても、事実上ほとんど話せなくなってしまうのではないかと、ひいては裁判員のなり手がなくなってしまうのではないかとというふうな懸念を持っています。

念を持っているわけでありまして。しかも、守秘義務の期間について限定されていないわけで、これについても、それと相まって、我々は事後検証が不可能になるのではないかと、うふうに危惧しております。

二番目は、個人情報についてであります。

個人情報については、どういう人がこの判断に加わったのか、そういうことが明らかでない、裁判の公正に対する社会の信頼というものが得られないのではないかと、うふうに考えております。例えば、家庭内暴力などで妻が殺されたというようなケースで、その場合、どういう裁判員の構成で裁判されたのかというようなことは重要なことではないかというふうに思います。例えば、性別であるとか年齢であるとか職業であるとか、そういう点については明らかにしていただいてもいいのではないかと、うふうに考えているわけでありまして。

それから、接触禁止についても、守秘義務の範囲と相まって、これは裏腹の関係だと考えておりますが、相まって、この違反については罰則規定があるということとあわせて、実質的に取材が難しくなるのではないかと、うふうに考えております。

それともう一つ、もう一枚めくっていただいて、ノンブル二の下に書かせていただきましたが、刑事訴訟法にある、開示された証拠の目的外使用の禁止、これについては実質的に取材制限につながります。それが大きいというふうに考えております。公開された法廷で証拠として採用された調査でありますとかそういうのは、早口で朗読されたようなケースには、我々はなかなかメモがとれません。それから、まだ朗読されているものならともかく、帳簿のたぐいとか図面のたぐいとかこういうものは、我々は報道することが事実上できなくなると、うふうに考えておまして、この点についても触れさせていただいたものが、ここでありまして。ただ、よく誤解があるのでありますが、実は、

情報をすべて、公開していただいたものを、ではイコールすべて報道するかというと、我々はそういうふうには考えておりません。

これは九月の十日、ノンブル六を見ていただきたいと思いますが、我々が考えました「取材・報道指針」の中間的な取りまとめで、「協議状況」というのがありますけれども、この個人情報のあるところを見ていただきますと、裁判中については、住所、氏名など、その人物を特定できるような個人情報、原則として裁判終了までは報道を控えるという考え方を示させていただきました。それから、裁判終了後についても、この公表については本人の意見を尊重したいというふうに考えております。

それから、裁判員への接触禁止についても、我々は、裁判員が審理中、一番の判決が言い渡されるまでは、原則として裁判員等への直接取材や取材の働きかけはとり行わないというふうなことを考えております。裁判員としての活動中については取材を控える、接触を控えるというふうなことであります。

我々は、こうした点を踏まえて、国民参加の司法として、報道の仕方や姿勢が今回の裁判員制度の導入とともに大きく変わってくるだろうというふうに考えています。新しい制度のもとの報道のあり方については、法曹三者、裁判所、検察・法務省、それと日弁連の方と具体的な議論を重ねております。これまでも、最高裁と二回、法務省と二回、それから日弁連とは一回話し合いをさせていただきました。今後も継続的に議論を深めて、新しい制度のもとの報道の仕方あるいは姿勢の問題については、我々として考えていきたいというふうに考えております。

我々は、裁判への国民参加という理念に基づく今回の裁判員制度をより開かれたものにするためには、国民に可能な限り多くの情報を開示することが必要だと考えております。その点、この制度下での取材と報道の役割が一層の重要性を持つことは言うまでもないというふうに考えております。

今回、こうした我々の考え方を踏まえていただけて、十分に審議していただければ幸いだと思います。

ありがとうございます。(拍手)
○柳本委員長 木舟参考人、ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○柳本委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森岡正宏君。

○森岡委員 私は、自由民主党の森岡正宏と申します。

きょうは四人の参考人の皆さん方、それぞれ司法制度改革をせひなし遂げたいものだという強い思いでそれぞれの立場から御意見をいただきました。参考になりました。本当にありがとうございます。

私たち法務委員会でも、連日精力的に裁判員制度の導入について議論をしているわけでございますが、裁判員制度というのは、私は、本当に司法の中に国民主権というものがしっかりと根づいていくかどうかという非常に大事な法案だと思っております。私は与党でもございまして、またぜひ成立させたいものだというふうにも思っております。

国民により開かれた司法にという思いを四人の参考人の皆さん方もお述べいただいたわけでございますが、私はそういう立場ではございませうけれども、これまでの議論の中でいろいろな疑問点や、与野党を問わず出てまいりました。そんな中で、私も疑問に思っているところを、たった十五分でございますのですべてを申し上げるわけにはいきませうけれども、幾つか申し上げて、御意見を伺いたいと思います。

一つは、裁判員の選任についてでございますが、本法案は、欠格事由でありますとか就職禁止事由でありますとか辞退事由でありますとか不適格事由、

由、いろいろ並べられております。私は、裁判員になることは国民の義務である、日本は徴兵制はございませうけれども、同じくらい重い国民の務めにすべきだというふうに思っているわけでございます。

先日、公聴会が行われてまして、アメリカの陪審制度を見てきた公述人の方がこんなことをおっしゃっていました。アメリカの陪審員は、のんびりきならない事情以外、多少の市民生活は犠牲にしてもらわれないといけないというふうに思うことがよくあります。アメリカでも学生や仕事を持つていない主婦などに偏っておりますというふうな発言をしておられました。

私は、この法案を見ておりまして、例えば一般公務員は全部参加させたいいいじゃないか。また、自衛官なども、なぜ禁止しているんだ、非常事態でさえなければ参加させたいいいじゃないか。そしてまた、障害者の方は補助者をつけて、車いすの人だって裁判員という務めを果たさせるようにしてあげたいいいじゃないか。また、育児の必要な人は託児所を設けてあげるとか、できる限り、あらゆる分野の人が裁判に加わるようにした方がいいというふうに思っている一人でございます。

また、私たち国会議員も、どうも司法制度改革本部の事務局長さんのお話では、立法と司法とは違うんだから国会議員は除外しておりますということでございますけれども、それでは、地方議員は会期以外だったらいいということになっているわけでございます。こういうのも、私たちは各界各層の人と常に接触しているわけでございまして、最も常識的な判断ができるのが我々じゃないかなというふうにも思ったりしているわけでございます。

職業裁判官が常に国民の一般常識に触れることによって、その感覚が現実遊離せずに研ぎ澄まされるという効果が期待されるんじゃないかなというふうに私は思うわけでございまして、余りにも職業禁止事由などを事細かに書き立てると憲法第

十四条違反になるんじゃないかというように思いますが、さえるわけでございませうけれども、この点につきまして、井上参考人と尾崎参考人、それぞれ簡潔に御感想を伺いたいと思います。

〔委員長退席、尾崎委員長代理着席〕

○井上参考人 それでは、簡潔にお答えをしたいと思います。

それぞれの国において、それぞれの形で国民の司法参加というのがあるわけですが、そのそれぞれの国においても、例えば欠格事由というのは、その人が裁判員、あるいは陪審員もそうですが、そういう職務を行うのにどうも適当ではないんじゃないか、そういう事由を洗い出して定めているわけですね。就職禁止事由の方は、そういう角度というよりは、むしろほかの義務とか、その地位の性質からふさわしくないということと定めているんだらうと思うんですね。そういうことで、今回の案も幾つかの種類のハードルを設けているわけですね。

たくさんおっしゃったので簡単に申し上げますと、特に国会議員の先生と地方の議会の先生で違ふのはおかしい。これは、忙しいという意味では似ているだろうと思うんですが、やはり司法に直接参加して司法を動かしていくという立場と、国会で立法に携わっておられるという立場の三権分立という点から言いますと、これはおかしいという観点から恐らくできていて、常識がないということではこれは禁止事由にしていいのではないと思っております。

障害のある方につきましては、これは私も、できるだけ社会のいろいろな活動に参加していただくということを国としてもバックアップされるべきだと思います。ただ、他方で刑事裁判、刑事裁判に限りませうけれども、裁判というものの性質上、やはり限界がある場合がある。直接証拠を聞き、あるいは見、しないといけない。それで微妙なニュアンスを判断していかないといけないという場合に、やはりどこかに、社会参加という意味でも限界があるので、そのところはやむを得な

いものとしてこういうものが設けられている。ただしこれは、事案の性質等とか、どういう証拠が問題になっているのか、具体的な事件との関係が恐らく最終的には判断されるべきものであらうというふうに考えております。

○尾崎参考人 さすが、経験に基づいて、大変私、ほとんど同意できるような御質問をいただきました。ありがとうございます。

当然、この裁判員制度というのは、国民の常識を反映させていく、やはりあらゆる人たちができるだけ参加できるような方法にならなきゃいけないじゃないかというふうに思っております。立法のスタート時でございますので、それなりの立法当局者の苦勞もあるかと思いますが、やはり今委員のおっしゃられたような形でこの制度は導入をしていくべきだろうというふうに思います。導入時では不可能であつたとしても、その定着を待つて、そういった方向でどんどん広げていく、これがやはり当然ではないかというふうに私は思っております。

○森岡委員 次に、木舟参考人が先ほど資料を見ながら御説明いただきました。守秘義務に罰則を設けることなどについての御意見がございました。これを見せたいだきまして、日本新聞協会が主張しておられる自主的な取り組みとして、裁判員制度の取材・報道指針の制定に向けて努力しているんだということが書かれております。裁判終了までは報道を控えるとか、裁判員等への直接取材や取材の働きかけは行わないと書いてあるんですが、それぞれ「原則として」と書いてあるんですね。

こんなことでいいんだろうか、余りにも甘く考え過ぎているんじゃないかなというふうに思います。すし、新聞協会だけの御意見ではございますけれども、私は、テレビもあれば雑誌もあるではないか、こういうことを考えると、こんな自主規制という形だけでうまく機能していくんだろうかという疑問を持っているわけでございます。やはりこの法案に書かれてある程度の罰則は必要なんじゃないかな、先ほど井上参考人がおっしゃったとおりじゃないかなというふうに思うわけでございます。

やはり表現の自由、知る権利をめぐって、犯罪被害者の問題でありますとかプライバシー論争は絶えず起こっているわけでございまして、それぞれメディアの人たちは他社を抜いてやる、こういう気持ちで仕事をしておられるわけでございまして、やはりこれはマスコミの本能じゃないかなというふうに思うわけでございまして、この件について滝鼻参考人と木舟参考人、それぞれ御意見を伺いたいと思います。

○滝鼻参考人 今、最後に言われましたマスコミの本能というのは、まさにそれとおりでございます。

先ほど申し上げましたように、新聞業界の自主ルールあるいは報道規範というものをつくる前に、やはり我々が持っているんじゃない物差しというものは、報道する価値があるものかどうか、あるいは報道する価値がないんじゃないかという物差しをきちんと持つて、それによって、報道する報道しない、取材する取材しないということを決めなきゃならないというふうに私は新聞記者の一人として考えております。

法律があるから報道を控えるとか、あるいは法律に書かれていないから報道するという問題ではない。やはりニュース価値があるかどうか、その尺度でこの裁判の報道もやっていきたいというふうに考えております。

○木舟参考人 なかなか我々は職業柄、質問するのは得意なんです。質問されるのはなかなか難しくて、うまく答えられるかどうかあれですが、お答えしたいと思います。

「原則として」という御指摘がありました。あくまで我々「原則として」というふうに考えておりまして、例外というのは極めて少ないというふうに考えています。

どういふところが例外かといいますと、例えば接触禁止なんかについては、裁判員の方がどうも

取材とかその過程で明らかに忌避事由に当たるあるいは除斥事由に当たるというようなケース、事件の関係者であるというようなことが極めて疑わしいという情報を入手しましたというようなことで、その場合は接触させていたでそれを確認しない限り、裁判の公正そのものがおかしくなるという可能性があるとどういふに考えております。そういうごく一部の例外的なことを除いては、我々、原則論でいきたいというふうに考えております。

それから、先生おっしゃった後段の、新聞だけが一生懸命やつてもテレビとか雑誌とかあるじゃないかという御指摘は、そのとおりの面もあると思います。これについては、我々の新聞業界でこれから議論させて決めていただくルールについては、極力、民放連さんとか雑誌協会さんとかと話合わせていただきまして、働きかけさせていただいて、同一步調、同じような道を歩んでいただけるように努力を続けていきたいというふうに考えております。

○森岡委員 守秘義務規定を見ておりまして、裁判官はしゃべらない、裁判員はしゃべらんじやないか、そういう先入観があるんじゃないかと思えてならないわけでございます。裁判官に罰則規定がないのはおかしいんじゃないかという人もございます。

平成十三年の二月に明るみに出た事件でございまして、私も、福岡地検の次席検事が捜査対象者の夫である福岡高裁の判事に捜査情報を漏らしたという事実がございました。東京高裁の判事が少女買春をやったという事件もございました。判事だつて人間だ。守秘義務を全うできない人もいます。裁判員に罰則をかけるなら裁判官にもかけるべきだという考え方がございます。また、手のかえ品をかえて裁判員などに近づいて無理に情報をとろうとするマスコミ側にも罰則規定があつてしかるべきだという考え方もございます。

全員、一人一言ずつ、このことについてお答えをいただけないでしょうか。

○井上参考人 どうも一言で答えるのは難しい問題だと思いますが、裁判員につきましては、御承知のように、かなりハードルの高い資格を取つて、職業についてからいろいろな訓練を受けるということによって職業倫理が徹底されるという面と、違反があつた場合には弾劾とかあるいは分限等の措置によって身分を失う、こういうことによつてその規律が担保されているんだろうというふうに思います。やめた後も、そういうふうな身について職業倫理というのは、私の知る限りは非常に厳格に守られていまして、そういうことで恐らく成り立っているんだろう。

それに対して、今回の裁判員の場合には、その事件だけに選ばれて、かなり多様な方が参加される。もちろん、多くの方は、大半の方は、ちゃんと義務を尽くされて、守秘義務がもし課されるとすれば守られるでしょうけれども、中には違つた方も出てくるかもしれない。いろいろな働きかけもあるかもしれないことだと思ひます。

一言だけということだつたんですが、もう一点だけ申し上げたいんです。

守秘義務は、何か参加する方に重い負担を課するとか、あるいは何か国の方がそういう義務を押しつけるという面だけがどうも強調されている嫌があるというふうに思うんですけれども、これは自分たちが実質的に裁判に参加するために、安心して忌憚のない意見を評議で交わし合える、お互いにそういう立場を確保するという意味で、お互いにそういうことは、そこであつたことは外に漏らさないで、そういう義務だと思ひます。

そういう面からすると、むしろ裁判員を保護しているとか、あるいは裁判員制度の趣旨を保護している面もあるということをお忘れないうちにお願ひしたいと思います。

○滝鼻参考人 職業裁判官と裁判員の間に守秘義務違反に対する罰則がありなしの問題がありますけれども、これはやはりアンバランスだと思ひます。

今井上参考人が申し上げたように、確かに職業裁判官には分限あるいは弾劾の手續がございますけれども、それは、罰則、いわゆる刑事罰とは違ふということであつて、私の個人的な意見としては、やはり裁判官と同じように職業裁判官にも、もし、万が一、秘密漏えい、守秘義務違反の行為があつたときには、どういふ処罰かはともかくとして、同じ重みを持ったペナルティーがあるべきだ。それがやはり、三対六であつたらうと一対四であつたらうと同等に對話する、審理するという立場でございまして、バランスを欠いてゐるんじゃないかというふうに考へます。

○尾崎参考人 アンバランスであるということ、まさに御指摘のとおりかと思ひます。

そしてまた、裁判官にそのようなものが課せられていないということは、国民がやはり基本的には裁判官を信頼しているところにあるんじゃないかと思ひます。

私どもは、やはり裁判官も基本的に信頼して制度設計すべきじゃないか、そういう意味で、罰則を科するという方向じゃなくて罰則を科さないという方向でバランスをとるべきじゃないかというふうに思つてゐます。そのように考へます。

○木舟参考人 職業裁判官と裁判官との罰則規定の話については、バランスを欠いてゐるというふうに考へておられます。なぜ裁判官のみ信用されてないのかというふうなこともつながるのではないかとこのように思ひますし、国民に義務だけ重く課しているのかというふうな声にどう答へられるかという問題があるのかというふうに考へておられます。

それから、先生もう一つおっしゃられました、マスコミにも罰則をということについては御勘弁いただきたいというふうに思つてゐます。我々は、本人の意向を尊重してお話を伺うということでありまして、無理にしゃべろとかいうようなことは全く考へておりませんし、また、無理にしゃべろと言つてもなかなかしゃべつてくれるものでもないというふうに考へておられます。

それから、昨今言われております、マスコミが取り囲んで威圧的にしゃべらせるといふ批判も一部ありますけれども、これについては、我々、新聞協会の内部で集团的過熱取材対策小委員会という組織をつくらせていただきまして、いわゆるメディアスクラムについては自粛していくというふうに考へておられます。

例えば、先日の北朝鮮から戻られた家族の方への取材活動などについては、我々のマスコミのこうした取り組みが非常にうまくいって、メディアスクラム的な状態は起きていないというふうに考へておられます。

○森岡委員 ありがとうございます。終わります。

○塩崎委員長代理 富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。

四人の参考人の先生方、きょうは貴重な御意見をありがとうございます。

ただ、私、この法案は個人的には余り好きな法案ではございませんで、党が決定しておりますので、どうしようかなと悩んでおるのですが。

きょうも参考人の先生方、皆さん賛成だ。こういう大きな法案で、全員が賛成あるいは修正すればいいんだというふうな流れになりますと、私のような者は、えつ、本当かなというふうにとりあえずも思つてしまひます。そういう観点から、きょう、ちよつと参考人の先生方に何点かお伺いをしたいと思ふんです。

まず、井上参考人。先生は、裁判官制度・刑事検討会で座長を務められて、この問題に関しての一番の御専門家だと思ふんですが、調査室の方からいただいた資料に、実は、季刊「刑事弁護」といふ本の中からの抜粋がございまして、京都弁護士会に所属されている三野先生の論文が載つておりました。この論文を見て、ああ、本当だと思ふ部分がかんがひまして、その点について、ちよつと井上先生から教えていただきたいんですが、今回の裁判官制度、または刑事訴訟法の改正というのは、連日的開廷、これを確保するという

方向になつております。そのための関連の諸制度の整備をどうするかというのが論点になつたと思ふんです。

この三野先生の論文によりまして、そういう論点に關して、法務省と最高裁の方は、争点整理、弁護体制整備、連日開廷及び審理期間の法定化といふようなことを論点として挙げられていた。日弁連の方が、証拠開示、身体拘束からの解放、接見交通権など、異なつた内容を述べるといふような展開になつていたんだというふうに指摘されて、これは刑事裁判の充実、迅速化に対する考へ方に、もともとどの考へ方が違ふんじゃないかという指摘をされておりました。

ちよつと御紹介をさせていただきたいんですが、法務省や最高裁は、弁護人が争点を明らかにしようと思つて、期日の差し支えが多く、連日的開廷に応じようと思ふから裁判が長期化するのだ、そういう前提に立つて、連日的開廷や審理期間を法定化し、訴訟指揮権を強化して弁護人を従わせる方向を考へてゐるんじゃないか。

それに対して日弁連の方は、現状の刑事裁判においては、事前に十分な証拠開示が行われないため争点を明らかにすることができず、また、厳しい身体拘束がなされ、接見交通権が大幅に制限されているんだ。弁護人には調査権限が付与されていないから、こういう不十分な状態で防衛活動の準備がきちんとしてできないから連日的開廷が現実

にできないんだという考へ方に立つて、それぞれが論点を出しているというふうなこの三野弁護士の議論がなされ、どういふふうにお考へになられたのか、また先生はどういふふうにお考へになられたのかを差し支えない範囲で教えていただければと思ひます。

○井上参考人 私ども検討会の議事録は全部公開されておりますので、差し支えのある部分は全くございませぬ。

司法制度改革審議会の方でこういう方向をまとめたいわけでありまして。その際には、もちろん前提とする事実の認識について、今委員御指摘のような立場の違いによつて、どこが原因だ、あつちが悪いんだ、こつちが悪いんだという意見の対立はあつたというふうな記憶をしております。

ただ、立場の違いはあれ、要するに、刑事裁判を、中身を充実させることによつて全体としてスピードアップを図る。スピードアップだけが目的ではなくて、それが刑事裁判の一つの理想である、それを実現しないといけないということ、これは間違いないことでありまして、現行の刑事訴訟法あるいは規則においても、そういう理念自体はうたわれてゐるところであります。

特に、裁判官が加わる制度ということを考へますと、さつきの委員からも御指摘のありましたように、余りにも長い期間がかかる、必要なしよがないんですが、無用に、それをやはり避けて、連日的に開廷をして、真に争いのあるところに絞つて実質的な審理を行う、これを実現しないといけないということとはもう間違いないことなんです。ですから、その出発点において、どつちが悪いんだと言つても物事は前に進まないわけであつて、実現しないといけないことは共通してゐると思ひます。

それを支えるために、必ずしも一方が、その後期間を、被告人・弁護人の方から主張を明らかにさせて、それで期日を決めてこれに従え、そういうことを審議会として描いていたわけではなくて、弁護側、被告人側に争点を明らかにしてもらふ、これを明らかにしてもらふというものを要求しても、これは全然不合理ではないというための体制をつくる。

そういう意味では、刑事弁護に専従するような弁護体制ですとか、弁護人ができるだけ早い手続の段階でかわることによつて事件を十分知つた上で公判に臨める、そういうものを一方で確保すると同時に、適正な範囲で証拠開示を拡充するということによつて、被告人・弁護人側も、それに

基づいて、こういうことを公判で主張していこうということができるような体制をつくった上で、公判前で争点を整理し、それに基づいて証拠調べの決定等をして審理計画を立てて審理に臨めば、審理自体は集中して、争点を中心にした実質的なものになるだろう。それは、被告人・弁護人側にとつても、防衛にとつても非常に有用なことである。そういうふうな議論の流れになっている。

検討会自身は、その意見書を前提にしまして、それを具体化するにはどうすればいいかということとを、事務局の方と協力して議論をさせていたということでありました。

〔塩崎委員長代理退席、委員長着席〕

○富田委員 井上参考人に、ちょっと引き続き今の点について伺いたいんですが、今のお話はそれとおりだと思ふんですが、では、実際の刑事弁護の場で、被告人の方が身柄拘束をされているときに、今先生が言われたように、十分な打ち合わせ等をした上で、公判で集中審理ができるような、現実そういう体制にあるかというところ、やはり私はちょっと違うと思うんですね。警察の留置場あるいは拘留所に弁護人は接見に行つて、窓越しに会うわけですね。そういう中で十分な打ち合わせが本当にできるのか。

先ほど尾崎先生の方から提言がございましたけれども、実際に刑事弁護の現実の場面から考えると、今井上参考人がお話しいただいた部分というのは、ちょっと理想的過ぎるんじゃないかな。もう少し弁護活動を、本当に被告人の防衛権という観点から見て、きちんと防衛できるだけの実質を担保した上でないか今の制度は転がっていかないんじゃないかなという実感があるんですね。そこはどうかでしょうか。

○井上参考人 その、恐らく見方の違いがあるのかもしれませんが、私自身も刑事訴訟法をずっと専門にしております、多少とも実務の実態というところは存じ上げているつもりです。もちろん、弁護士会の方としてはまだまだ不十分だということ御指摘はありますが、事態はかなり大

きく、先生は刑事実務をやられていたかどうか知りませんが、それから恐らく大きく変わってきつたあつて、接見等についてはかなり十分な接見時間が確保されているというふうな聞いています。これは弁護士のさんの方からも聞いています。私は、何よりも、やはり被疑者の公的弁護というものが実現して、捜査段階から弁護人がかかわる。これは今圧倒的に少ないわけですね。そういうことが常態化していくということ自体が物事を大きく動かしていくということになるんじゃないかな。樂觀的と言われればそれまでですけれども、そのように考えております。

○富田委員 井上先生からそういうお話を伺つて、少しは心強くなりましたが。実は、私、十一年前に初当選をする前は弁護士をしておりまして、四年前に落選しまして、また弁護士に戻りました。刑事弁護をまた落選中やつてまいりましたので。

ただ、確かに接見なんかはしやすくなつてはいりますが、この連日の開廷にたえられるかなというところ、まだまだやはり私は疑問に思ふんですね。尾崎参考人に伺いたいんですが、先ほど紹介しました京都弁護士会の三野先生は、「連日の開廷を可能とするための制度整備」ということで、日弁連もきつと挙げられていたと思うんですが、「証拠開示の拡充」、先ほど先生言われていましたね。あと「十分な公判待ち期間の保障」そして「被疑者・被告人の身体拘束からの解放」、起訴前の保障ということですね。あと「接見交通権の保障」、拡大（夜間、休日、裁判所構内など）、これは先ほど尾崎先生言われておりましたけれども、こういったことをきちんと保障し、これがないと、きかないんじゃないか、私も本当にそう思うんですね。

先ほど尾崎参考人の方から、運用面での改善も含めて今の点について何とかならないのかという御意見がありましたけれども、今提案されているこの二法案を前提として、運用面での何か改善を期待するとか、あるいは今後のこの審議の中で、修正というので本当にいいのかなと。私は、

連日開廷を可能とするための制度整備が、この二法案を通すのであればきちんとあわせて行われないと、本当に被告人の防衛権というのは保障されないんじゃないかな、日弁連としてそこをなせませんか主張されないのかな。この法案は賛成ですが、この修正してくださいというのは、私は弁護士という立場から考えると非常に不満なんです。そこは先生いかがでしょうか。

○尾崎参考人 富田委員がこの法案に余り賛成していないというので、どういうことなのかというふうに思いましたが、今お聞きしている限りは、私とかなり一致しているところもある。したがって、もう一息御理解いただければ、この法案は修正していただければ大変よいというふうに考えていただけじゃないかと思つております。

御指摘の三野委員がございまして、去年、私は副会長をしておりまして、そのとき私のもとで一緒に働いていただいたものでございまして。そういう認識、先ほど富田委員から御指摘の意見については、日弁連は全くそのとおりであるというふうに考えています。

私も、今富田委員が御指摘のとおり、やはり日本の刑事裁判、これは変えなきゃいけないだろうというふうに思つております。高名な刑事学者は、日本の刑事裁判は絶望的であると言つたり、あるいはまたガラパゴスの進化をしたみたいなことを言つております。この刑事裁判を、今御指摘のようなところを変えていくためには、やはりこういう裁判員制度をやる、裁判員にわかる裁判をやらなきゃいけないという形で変えていくしかないんじゃないかというふうに思つています。

私もとしては、このようなことを導入する、そして同時に、先ほど言いましたような証拠開示を十分に行う、接見もきつちり行なうようにする、いわゆる人質司法と言われるようなものもやめる、こういったものもやはりこの実施までには実現しなければならぬというふうに思つておりまして、御不満を感じる点について、わからないわ

けではございせんが、山に登るのは必ずしも一つのところから登る方法しかないわけではないのでございまして、北から登る、南から登る、いろいろな方法があるかと思ひまして、我々としては最善の方法をとっているつもりでございまして、よろしく御理解いただきたいと思ひます。

○富田委員 もう時間が来ますので最後の質問にしますが、井上参考人にお伺いしたいんですが、私も、もともと司法制度改革の流れの中で司法制度の改革推進法というのが成立しまして、これは私落選中だったものですが全然かわりなかつたんですが、戻つてまいりました条文を読ませていただきますと、基本理念として、二条に、「高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図り、これが大前提になっている。

この流れの中でこの四月一日から法科大学院というものがきちんと動き出して、これはすばらしいことだと思ふんですが、最近の法曹三者の現状を見ていますと、とてもじゃないけれども、今言つたような法曹を生み出しているのかと。弁護の現場で、本当に基礎的なことも知らないような司法修習生から出てきた新米の弁護士さんがいたり、私、落選中に刑事弁護したときに、検察官が、弁護士として意見を言に行きたいというふうな連絡しましたら、意見を聞いても私が起訴、不起訴を決めるわけじゃありませんですからと言つた検事さんがいたんですね。ではだれが決めるんだという、そういうぐらい、現場はかなりレベルが落ちていっているというふうに思ふんですね。

きちんと法曹の養成、確保ができないと、せっかく裁判員制度等を導入しても、本当に国民に開かれた司法、被告人の防衛権がきちんと保障された司法というのは確立していかないんじゃないかという、非常に不安も不満もあるんですが、そのあたりについて先生はどんなふうな認識でいらつしやいますか。

○井上参考人 その点についてはかなり近い感覚

もあります。それがゆえに、別の問題になりますけれども、新しい法曹養成制度をつくったところがありまして、私も改革審議会でのレポーターをやりましたので、かなり危機感を募らせたわけです。

そういう意味で、私、今東大の法科大学院の方の責任者をやらせていただいています。このところ連日、教室に行つて若い人たちと話し合っています。非常に熱気にあふれて、強い希望を持った人たちが集まっています。それに対して、こちらの方もそれにこたえるだけの体制をつくつて、実務的な感覚も養いながら、きちっとした素養、能力を身につけさせたいと思っています。もう一つは、これまで、委員は反対だと思つたんですが、私も慎重論なんです。でも、もとこの司法参加については、だけれども、慎重にやれば意味があるだろうということなんです。

今まで、刑事法に限らず、司法の世界というのはプロだけでやってきた。そういうところでやはり何かお互いのなれみ合いのものがあつて、緊張感がどうもなくなっているんじゃないか、外から見ると、そこに国民が司法参加することによって、これは裁判体の中から物を見ますから、それぞれの当事者も、そののんびりした、のんきなことを言つていられないはずですので、これが司法全体について強い緊張感を与えて、それぞれの三者もみずから律していくことをせざるを得ないんじゃないか。その両面がやはり非常に重要ではないかというふうに認識しております。

○富田委員 ありがとうございます。終わります。

○柳本委員長 小宮山洋子さん。

○小宮山(洋)委員 民主党の小宮山洋子でございます。四人の参考人の皆様、貴重な御意見ありがとうございます。ありがとうございました。

私たち民主党も、今回のこの司法制度改革、とにかく国民が参画をする形で私たちから一番遠い存在である司法が身近になる、そしてやはり、杜

会の仕組みを変えていくものになるということ。積極的ないろいろな提言をしてまいりました。

そして、なるべくよりよい形に仕立てたいと思つていんですが、質疑をしている中で、やはり皆さんの質疑を聞いています。これは皆さん反対法案になるんじゃないかというぐらゐ問題はある。それでも何とかスタートをさせてというふうに私も思つておりますけれども、一番、まだこのことをよく知らない国民が、ただでさえ面倒くさそうなのに、これは嫌だと思つて

いるのが守秘義務のことなんだと思います。四人の参考人の皆さんが漏れなく今回触れられたということからしても、ここをどう扱うかということが、これからよりよい形で仕上げていくための一つの大きなポイントだと思います。これは四人の皆様に向いたいと思つておられるのも、私たちは、なるべくやはり守秘義務というのは範囲を狭くして、そしてしかも判決の確定後は外した方がいいのではないかとこのように思つて

いるんです。それは、先ほど井上参考人が、国が重い義務を課すばかりが強調されているというふうに言われたんですけれども、やはり中身のわかつていない者からしますと、そちらの方が私は当然なのではないかと思つておられます。戦前の陪審制でも、該当したもの是一件だけで、それも処罰されなかったのも聞いておりますので、そのごくごくまれな例のために、せつかくこれからの希望がある仕組みに私たちはしたいのに、暗いイメージが物すごく強くなつてしまふ。ここはやはり何としても修正をしなければというふうに思つておりますが、四人の皆様、それぞれお答えいただいておりますが、そういう考え方についてどのようにお考えかを伺いたいと思つておられます。

○井上参考人 私の考え方は先ほどのお話の中で触れさせていただいておりますが、私、時期を進行中か終了後かで区切ることにしては合理的な理由がないのではないかと申し上げたのは、進行中の場合は、進行している当の裁判に対する影響

ということが最も懸念されるわけですね。

しかし、終了後の方は、終了後、そういうことが、守秘義務がかけられなくて自由にしゃべつていい、評議の中でそれがどういふことを言つたとか、どういふ経過であつたという言ふことが外に出るというところが、制度的にそういうものがありますと、他の事件の裁判員というの、ああ、そういうことが外に出てしまふんだ、あるいはあんな嫌がらせを受けるかもしれない、あるいは脅迫を受けるかもしれない、嫌な目に遭うかもしれないということ、その評議の中で安心して自由闊達に、思いつきの意見も含めて、意見を言えなくなつてしまふ。これは、裁判員が主體的に、実質的に評議に参加をして裁判の形成に寄与するという意味からは決定的なマイナスだろうと思つておられる。

これは要するにブライオリティーの問題なんですけれども、そこがきちつと確保されませんと、せつかくの裁判員制度というのが結果として裁判というものをだめにしてしまふということになりかねないので、そこところが非常に大事だと思つておられます。

一般の人というか、参加する方が、どうも何かしゃべつたら罰せられるぞという面ばかりがどうも強調されているんですが、このところは、そうではなくて、自分たちが自由に物を言える環境をつくるためにこういう義務があるんだということをやはり理解していただくように、時間をかけてこちらから、こちらというか国の方からも働きかけていくということではないかというのではないかとこのように私が私の方で思つておられます。

○小宮山(洋)委員 済みません。次に行く前にちょっとだけ補足をしておきたいんですけれども、先ほど、私、刑の確定後に外すと言つたのは懲役刑を外すということなんです。守秘義務を外すということではないので、ちょっと私の先ほどの説明が欠けていたかと思つておられます。それで、あと、お三人の方に伺いたいと思つておられます。

ともそれから裁判員であらうともやはり課せられると思つておられます。その範囲とか期間についてはこれから審議されると思うので、私からどの程度ということはなかなか言いづらい立場ですけれども、メディアの側から見れば、この守秘義務というのはいつともそれを飛び越えるというか突破していくか、そういう立場にあるので、我々の方からその範囲とか期間というのを明確にしたくないというふうに考えます。

以上でございます。

○尾崎参考人 守秘義務の範囲を限定して明確にする、それは私の意見で申し述べたところと同様でございます。そしてまた、事件の進行中と進行が終わつた後を分けること、これはまさに合理的な理由があるのではないかとと思つておられます。評議に影響を与えるかどうかという点で、やはりそこは区別する意味はあるのだろうというふうに思つておられます。

また、確定後について懲役刑を外す、そういう考え方も一つの制度設計としてあるかと思つておられます。あるいはまた、対価目的でこれを漏せつた場合に懲役刑にするというようないろいろな形での罪の限定の仕方というのはいろいろあるかと思つておられます。

民主党さんの御意見は大変参考になるといふふうに私は思つておられます。

○木舟参考人 守秘義務については、我々は二つぐらゐに分けられると思つておられます。個人的なプライバシーの問題については恐らく未来永劫守らなければいけない部分だといふふうに感じておりますが、裁判員が裁判の中で感じた建設的な意見ですとか提案ですとか自分の考え方みたいなものを披露していただくということについては、もっと前向きに考えていただけたらいいかというふうに思つておられます。

ますので、守秘義務の範囲や期限についてははっきりさせていたいただきたいのが我々の考え方でございます。

○小宮山(洋)委員 もう一点、私、法律の方の法曹は素人でございますけれども、メディアの方の放送界にずっといた者として、やはり接触規制とメディアとの関係、これは本当に、国民に開かれた司法にしようとしていることとメディアとの役割ということ、裁判の公正さとそれから知る権利のバランスという大変難しい問題だと思っております。

私は、原則としてこの裁判員制度でも法的な規制はメディアにはかけないで、メディアが自分を律する、自律的にしていく、あるいは第三者機関がチェックをするという形が望ましいと思っております。経過で出てきたようなメディア規制の文言がなかったことは非常に歓迎したいと思うんですけれども、まだまだその懸念が払拭をされていらないという面もあるかと思えます。

開かれた裁判員制度で少しでも内容をみんなに知ってもらいたい、それから、行われていることがきちんと伝わるようにすること、公正な裁判をするために、ではメディアにどこまで、特権的のといっているんでしょうかね、知るような形が許されるのか、いろいろな問題があると思うんですけれども、これも、できましたら皆様、御四方の御意見を伺いたいと思えます。

○井上参考人 その点も、開かれた、あるいは国民に知らせないといけないというお考えというのはよくわかると思うんですが、これもブライオリティの問題だろうと思うんですね。何よりも大事なものは、やはり裁判員が裁判に加わって実質的、実効的な評議をして判決の形成ができる、それができるためにはどういう条件を整えないといけないか、これが恐らく第一義だと思えます。

そのためにはある程度のところを、ほかの要求とか要請というのは譲らざるを得ないところが出てくるのではないかと。そこを崩してしまいますと、結局、制度の根本が崩れてしまいますので、です

から、検証ですとか、あるいは裁判員制度がどういうふうに進んでいるかということはその他の形で報道していただくということになるかと思えます。

評議室の中で何が行われているかということが恐らく関心の対象だろうと思うんですが、そこは、実質的な評議が行われた結果、判決に実質的な理由が書かれる、そのことを手がかりに判断していくというのがこれまでの考え方です。それは裁判員制度になっても変わらないのではないかと。うふうに私は考えております。

それから、一点だけ申し上げたいのは、接触禁止というのは、メディアに限って接触禁止をかけるというふうには私は読んでいません。いろいろな形で事件関係者とかいろいろな人が何があつたのか教えるというふうな言ってきた場合に、これは裁判員としてはアドホックにその事件にかかわって守秘義務を負うわけですが、それ以上の負担、煩わしさとか負担とかは負わせないようにする、そういう保護をするという趣旨のものであります。マスコミをねらい撃ちにしているものとは私は考えておりません。

○滝鼻参考人 この今審議中の裁判員法案それから刑事訴訟法の改正案、この二つの法案につきましまして、メディアに特別の特権を与えていたきたいというところは全く考えておりません。普通の市民と同じような、法のものとの平等で我々は取材活動をしていきたいというふうな考えております。

○尾崎参考人 広く裁判員の経験を社会に還元していくというところは非常に重要であるというふうな考えております。その意味におきまして、マスコミの役割も大変重要であるというふうに思えます。

御指摘の接触規制の点でございますが、七十三条では、二項で裁判員であるときとあつたときというふうに分かれておりまして、現職でない場合は比較的自由に接触できるようになっている。「職務上知り得た秘密を知る目的で、」という

その目的以外の場合は許されているということでございますし、またベナルティもないというところでございますので、適切な運用をしていけばマスコミに対する過度の規制にはならないのではないか。これは、今後の運用を見ながら、改めるべきならば改めなきゃいけないことではないかというふうな思っております。

○木舟参考人 裁判の公正を保つためには、利害関係者による裁判員の接触禁止ということについては理解できると思えます。ただ、裁判員を経験しての感想とかあるいは提言などを語ってもらうことは、この裁判員制度を定着、育成していく上で不可欠というふうな考えております。あるいは、その裁判の経過を事後的に検証するということが必要場合もあるかというふうな思っております。そこで、裁判員を退いた人、それまでについて、そういう人まで一律的に接触を禁止することについては、我々は弊害が非常に大きいというふうな思っております。

○小宮山(洋)委員 もう一点だけ、この法律の中には見直しの条項が入っておりますけれども、先ほど、井上参考人は合議体構成のところ、そして尾崎参考人は環境整備のところ、いろいろやつた上で見直したらという御発言があつたかと思えます。私も見直しの規定は入れた方がよいかと思うんですが、この点について、四人の方に一言ずつ、あともう二分弱でございますので、よろしく願います。

○井上参考人 私が申し上げたのは、どちらの方向で見直すかということとは特定していません。これは、やってみて、失敗だったということもあるかもしれませんし、もつと参加の程度をふやせというところになるかもしれません。そのところを見直し規定を入れるべきかどうかは、先生方が御判断になることだと思います。

○滝鼻参考人 先ほど冒頭陳述で申し上げたとおり、制度の改正は常にやっとなきゃいけない、それが定着する制度に向かう道だと思えます。そういう意味では、見直し規定は当然必要だろうというふうな思っています。

○尾崎参考人 国民の司法参加がより実質化する方向で見直すべきだろうというふうな考えております。

○木舟参考人 我々、先ほど申し上げたとおり、新聞協会としてはこの制度の是非論については議論しておりませんので、この場で申し上げることはできません。恐縮です。

○小宮山(洋)委員 ありがとうございます。きよの御意見も参考にいたしまして、ぜひいい修正をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○柳本委員長 佐々木秀典君。

○佐々木(秀)委員 民主党の佐々木でございます。最後の質問でございますので、お疲れだと思えますけれども、おつき合いをいただきたいと思えます。貴重な御意見をそれぞれ伺いさせていただきます。ありがとうございます。

滝鼻参考人とは随分久しぶりにお目にかかりまして、私がまだ東京で、いろいろな司法の問題、特に司法のありしと言われる時期に渦中にあつた者として、現場で司法の記者として第一線で御活躍された滝鼻参考人にいろいろ御示唆をいただいたこと、今懐かしく思い出しています。

そういう長い司法の現場での御経験、特に、いろんな裁判を、法廷も実際に傍聴され、取材をされた滝鼻参考人の御経験からいって、今まで日本の司法には国民の参加が非常に薄かったと言われているわけですが、ここでも非常に思い切つた制度としての国民参加の裁判員制度が今議論になっているわけですが、こういういわゆる一般の国民が司法に参加する裁判員制度が、これからの日本の司法に対して積極的な、有益なものとなり得るかどうかということについてはどうお考えでしょうか。

○滝鼻参考人 佐々木議員とおつき合いました四十数年前から同じことを考えておりますけれども、

佐々木弁護士の守秘義務もかなりかたいものがございますまして、なかなかそれを突破するのは苦勞いたしました。

今お尋ねの点ですけれども、非常に重要なことだと思ひます。当時から、やはり開かれた司法、どうすれば開かれた司法府になるのかということに常に取材者として考えておりました。

一つの方法は、この国民参加の問題であります。今日、こういう形で具体化し、さらに議論を積み重ねて、いい制度ができればというふうなことを考えております。

もう一つの開かれた司法は、やはり使いやすい裁判所になつてほしいということでございます。一番いけないのは、やはりアウトローによつて紛争を解決することが、最も我々が憤まなきやならない、我々日本国民がやつてはいけないことだと思ひます。アウトローによつて紛争を解決しないために、国民一人一人が非常に距離感の短いところに司法があつて、そしてそこで紛争が解決できる、使いやすい裁判所になつてほしいということ、この二点でございます。

以上でございます。

○佐々木(秀)委員 戦前の陪審との比較などでも議論をされてきたと思ひます。

それで、実は午前中に、私どもの同僚の小林委員が、戦前の陪審制度に当たつて、陪審員として当選された方へ政府から渡された「陪審手引」という、復刻版だそうですが、これを引用しての御質問がございました。

なかなかこれはおもしろいというか、確かに戦前のことですからあれなんですけれども、しかし、大衆国民の皆さん、当時は臣民なんですよけれども、私は信頼しているんじゃないかというように書かれている記載があるんですね。

とは、「大なる名譽であり義務である」こう書かれて、それで、当選された方に対して、「陪審員候補者として、御当選になられた諸君は、非常の光榮であり、また名譽と言はなければなりません。」こう言っているんですね。

そして、それに対して当たつた人には勲章みたいな記事というふうなものを与えたり、それからまた、こういう手帳というのですか、陪審裁判参事日誌というふうなものを与えて、この中には、その日にどういふような裁判の審理が行われたかということまで書いていふようになっていたんですね。そしてまた、陪審員になることができる資格の中では、学歴などは読み書きができればいいと書いてあるんですね。尋常小学校卒業程度でよろしいんだ、読み書きができればいいんだというように書いてある。

私は、ある意味では大衆国民の皆さんを信頼しているんじゃないか、そして、このことが大衆名譽なことなんだぞということを称揚しているんだと思うんですね。

それに対して今度の裁判員制度では、これに準じたと言へば言えるのかもしれないけれども、資格の中では義務教育を終えた人ということになつて、これも、そこまで課す必要はないんじゃないか、我が国では小学校を出ただけで総理大臣になつた人もあるわけですからなんというふうな話も出てくるわけですから、それに比べるとちよつと重いのではないかと思はれたり、あるいは、陪審員に対する罰則を見ますと、懲役がないんですね。

これは、義務づけは、もちろん秘密を守るといふことはありますけれども、大体みんな過料と罰金だけになつていふようなことを考えますと、先ほど井上参考人からは、やはり罰則の必要性というのを言われたんですねけれども、私は、全部野放しにしていくことはないと思ひつれども、懲役まで科するというのはいかがなものかな。この戦前の陪審制度に比べても、国民に対する信頼、あるいは名譽のこととして参加してもらう

というようなことを考えると、罰則としては懲役までは必要がないのではないかと思はれたり、あるいは、先ほど来、時期が不明確だというお話がありましたけれども、裁判員の身分を離れてからも生涯その秘密に縛られるというのは、いかに負担が重過ぎるんじゃないだろうか。例えば、犯罪でも時効というのがあるわけですが、時効などという考えはここには生きていないのかどうかということも含めて、井上先生、どうでしょうか。

○井上参考人 罰則として懲役まで、これは選択刑ですが、上限として設けるべきだという理由についてはさっきの御説明したとおりで、非常に悪質な場合もあり得る。そういう場合に備えてのものであつて、普通の場合はそういうものは常識的に言つても科されるわけではなくて、科されたらそれは量刑不当だと思ひますね。ですから、いろいろな場合に備えて幅を設けておくべきではないかというのが私の意見でもう一点は……(佐々木(秀)委員「今の期限の点です」と呼ぶ)それについては、これも申し述べましたが、要するに、裁判が終了したから守秘義務なくなつちゃうということだと、いつ、自分が評議の中でしゃべつたことが外に出ていくかも知れないという不安に他の事件の裁判員は駆られるだろう、そうすると、自由に物が言えなくなるのではないかと。

その場合に、もちろん、五十年も六十年もたつて、どうなんだという御質問はあろうかと思ひますが、それでは、そのところで一律にそういう必要がなくなるという期限を設定できるかどうか、それは非常に難しいんじゃないかという感じを持つております。

○佐々木(秀)委員 木舟参考人にお尋ねをいたしました。

今も小宮山委員からも報道との関係でいろいろお話がありましたし、それからまた、先ほど私どもに御配付をいただきました資料についても御説明がございました。

特に、私、この二〇〇三年の九月十日の裁判員

制度の取材・報道指針についての新聞協会編集委員会での推進本部あての書面、この中に書かれております取材・報道の際のガイドラインの制定ですが、これについて協議をなさっているという、二枚目の「協議状況」というのは非常に重要だと思ひますけれども。

先ほど森岡委員も、報道関係といつてもいろいろあるじゃないか、雑誌もあるし、その他、放送もあるしというふうなお話がありましたけれども、新聞協会さんだけではなしに、この各種の報道関係の間でもこういうことというのは協議をされているのでしょうか。あるいは、今後このことについてはどういふようにこの協議を進展させていくというふうなお話があるのでしょうか。その辺についてお伺いをさせていただきますと思ひます。

○木舟参考人 この裁判員制度についての取材及び記者の取材の仕方、ルールなどについては、ほかの雑誌協会さんとか民放連さんとの問題について直接これを主なテーマとして議論をしているケースは今のところありませんけれども、機会に触れて、いろいろな折に、ほかのテーマと同様にこのテーマについても意見交換はしております。

それから、今後は、我々の意見がもう少し固まつてきた段階では、先ほど申し上げたとおり、民放連さん、雑誌協会さんにも同一歩調をとつていただきたいという趣旨から、お話の機会を設けていただくといいことにならうかというふうなことを考えております。

○佐々木(秀)委員 それでは、次に、尾崎参考人にお尋ねをしたいと思います。

先ほど滝鼻参考人からもお話がありましたけれども、この裁判員制度がうまくいくためには、裁判そのもののあり方も変わつていかなければならない。そのために今度の刑事訴訟法の改正もあわせて今提案されておまして、これに対しては、私も民主党としては、この対案になるような刑事訴訟法の改正案を実は今準備をして、これもここの審議をいただこうと思つております。

これはお話にも出ましたけれども、例えば取り調べの可視化、録音、録画、こういうようなことも、ぜひ実現することが有用ではないかと考えているわけです。ただ、先ほど滝鼻参考人からもお話がありましたように、そういうことからすると、審理が行われる前の準備といいますが、そういうことが非常に大事になってくるんじゃないか。争点の整理や、あるいは証拠の整理といいますが、そういうことになりまして、いわゆる、裁判が始まる前に裁判官は予断を持つていいけない、起訴一本主義というような刑事訴訟法の原則があるわけですが、この原則が崩れることになると、崩れても、それよりも、今の準備手続を充実させるということがより大きな命題なのか。その辺についてはどうお考えになっているか。尾崎参考人からお伺いしたいと思います。

○尾崎参考人 私は学者じゃないので、ちょっと権威に欠けるかもしれませんが、私自身は、予断の点は問題ないんじゃないかというふうに考えています。

これは、裁判所が検察官からの資料だけを一方的に扱うというようなことになれば問題でしょうけれども、今言われている主張の段階におきましては、弁護人、あるいは場合によっては被告人も一緒に出ていって主張を整理していくという点におきまして、やはり一方の当事者から意見を聞くということではないという点で、予断排除の問題はクリアできるんじゃないかというふうに思っています。

また、同時に、この事前準備手続、事前整理手続におきましては、証拠の内容には触れないということになっておりまして、この二つの点を守っていけば、予断排除という点、裁判の公正さというものは当然守っている。そしてまた、守らなければいけない、これを犠牲にしているというわけではない、これを犠牲にしているというふうな点で、当然守らなさいいけないけれども、そういう歯どめをしておけば守れるというふうに考えております。

○佐々木(秀)委員 時間が参りましたけれども、最後に、今の点で井上先生にも、学者としてのお立場からお話をいただければと思っています。

○井上参考人 結論として、尾崎さんと珍しく意見が一致するんですが、最初の点については私は書いたことがありますし、第二の点につきましてはもうちょっと補足しますと、例えば証拠開示をするときに、当該証拠がどういうものであるかという点に触れる可能性はあります。ただ、それは証拠開示に必要があるかどうか、要件はあるかどうかを判断するために触れるのであって、そこから実質的な心証を得るというのではないだろう。それは現在の手続でも、前じゃないんですけれども、公判が始まっているときに、公判外で、公判廷とは違う場で、証拠開示の必要を判断するということがあります。

そこでもし心証をとっているとしたら、公判で心証をとらないで、外でとったものに基いて判決をするということになります。これは許されないんですけれども、そういうことにはなっていないという考え方で今でき上がっているものから、それと同じことではないかというふうに考えています。

○佐々木(秀)委員 時間が参りましたので終わらせていただきます。

参考人の四人の先生方、本当にありがとうございました。

○柳本委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見を述べただきまして、まことにありがとうございます。午後四時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後三時七分休憩

午後四時開議

○柳本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として法務省刑事局長樋渡利秋君、警察庁長官官房総括審議官安藤隆春君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柳本委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局中山総務局長及び大野刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柳本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。永田寿康君。

○永田委員 民主党の永田寿康でございます。

きょうは、私からのたつての願いで、一般質疑の時間をとっていただきましたことを、理事各位及び大臣、委員長にお礼を申し上げます。

前回私が質問をしたときに、実は週刊文春の出版差し止め事件というのを取り上げました。当時は、地裁で出版差し止めの命令が確定しておりまして、それを週刊文春が抗告をしたという時点で質疑をさせていただきました。

果たして、プライバシーの保護と言論の自由、報道、出版の自由というものはどのようにして調整されるべきか、その価値の重さはどうなのかという、私の乏しい知性と教養を振り絞った質疑であったというふうに思っておりますが、たまたまその私たちの、私と大臣の討論をしている最中にこの出版差し止め命令が取り下げとなり、高裁レベルでこの決定が確定をいたしました。

ここで一つ、質疑という形にはなりませんが、報道の自由と出版の自由、それからプライバシーの侵害について、そのときに私が感じたことをここで述べたいと思います。これは質疑ではありませんが、やはりこういうことを議事録に残しておきたいと思うから、私の真情を吐露するわけであります。

やはり、私は、あの事件を振り返っても、プライバシーの保護というものは本当に大事なものであるというふうに思いました。しかし、それが理由で出版の自由を侵してはならないというふうにも感じたわけがあります。

つまり、憲法十三条では、個人の尊重という形でプライバシーの保護が尊重されるという規定になっておりまして、一方、憲法二十一条では、出版の自由はこれを保障するという、保障という規定になっております。尊重と保障ではどちらが重いかといえ、それは保障の方が重いのは明らかでありまして、今回もそういう形に沿ったものであるというふうに思っています。その後、各界のジャーナリストあるいは学者、それから政治家などからも、あの判決はおかしい、プライバシーの保護を優先すべきだというような言論もなされています。最近のそういう風潮について、一言私から申し上げたいと思います。

やはり、雑誌があげたメディアである、人のプライバシーをのぞき見主義で暴露して金もうけをするあげたメディアであるというふうな大手の新聞の社説まで書いてあるわけですが、私は、そういうような世論が巻き起こっているのだというふうな世論が巻き起こっているのだあれば、これはゆゆしき事態だというふうに思っています。

というのは、則定東京高検の検事長ですが、の女性スキャンダルを暴露したのは「噂の真相」という、本当にこれまた世の中では下品なメディアと評価されているものであります。しかし、それがもとでスキャンダルが明らかになった。ある

いは、山崎拓前幹事長の女性スキャンダルも、雑誌がこれを明らかにしたものであります。江角マキコさんが国民年金を払っていないということも、これもまた雑誌が明らかにしたものであります。こうした雑誌の持つ力というのを見ていますと、必ずしも上げたことばかり書いてあるわけではないということは考えなければならぬと思います。

加えて、私が、前回の質疑では、記者クラブに所属している大手メディアは事実上国家権力の統制下にあるのではないかと指摘をしたと思いますが、この記者クラブの持つ報道機関への統制力というものを徹底的に嫌った政治家が長野に一人います。田中康夫長野県知事です。記者クラブは解散されたわけですよ。それで取材に何か支障が出ているかというと、そうではない。そして、出版の自由、言論の自由というものを本当にこよなく愛した田中康夫長野県知事が「噂の真相」に連載していた記事は、「ペロケリ日記」という、これまた本当に下品な記事だったわけですね。

つまり、民主主義というのはエログロともにやってくるんですよ。エログロが世の中に流れないほど報道を規制してしまつては、民主主義の基盤となる報道の自由、出版の自由、言論の自由というものは確保されないというふうに考えるべきだということに思います。

人間にとってよい言論と悪い言論を分けて、よい言論だけを世の中に満ちあふれさせて、それによつてよい社会をつくらうという考え方は、私は間違っていると思います。よい言論と悪い言論を同時に人様の、国民の前に提供して、そしてその中でよいものと悪いものを見分ける力を国民が身につけていくこと、それが民主主義の基本であり、そしてよいものと悪いものを見分ける力を国民が身につけることによつて批判精神が生まれてきて、そして国家権力の暴走に歯止めをかけようという民主主義本来のチェック機能が働くようになつていくのではないかと考えています。

ですから、この国会の議論においてでも、私が、

実は元法務大臣のスキャンダルというか疑惑につきましてここで議論をしたいというお話をしておいたわけでありまして。やはりそれは、一たん議事録に残した後、歴史の評価にさらしていくということが、健全な民主主義の発展に資するものだというふうに考えております。

そういう意味で、もうとりあえず議論をする、そしてすべて記録に残す、こういう姿勢をこれから私も貫いていきたいと思ひますし、ぜひ、この議事録をごらんになる方、あるいはお聞きになつていらっしゃる議員の方々にもそのことの大切さをわかつていただきたいなというふうに私の真情を吐露したいと思ひます。

さて、その文春問題のところで、大臣から、その後、全国の記者クラブに対して出入り禁止措置を役所の方からしている実態はないのかということとを私から質したところ、大臣は、調査をしますというふうにお約束をいただきました。大臣、どのように調査が進んでいるのか、ぜひ現在の進捗状況を御説明いただきたいと思ひます。

○野沢国務大臣 前回、委員からの御注文もございまして、早速調べていただいておりますが、これまででわかつたところについて御報告を申し上げたいと思ひます。

法務本省におきましては、特定の報道機関を出入り禁止にするようなことはなかつたというふうに入知承知をいたしておりますが、東京地検等におきましては、従来より、司法記者クラブとの間で、報道の自由と捜査の秘密及び適正な遂行との調和を図るために、互いに意見を交換し、検察庁側から、捜査妨害その他信義関係著しく損なうような取材、報道等は差し控えられたこと、及びそのような取材、報道がなされた場合は不本意ながら取材に対応しない場合があることを要望するなどとして、両者の間ではいわば紳士協定的な一定のルールができておつて、同地検、高検等では、このルールにのつとつて適切に対応しているものと承知をいたしております。

○永田委員 法務本省の調査について、その調査

期間はいつからいつまでを対象にしたんですか。そして、東京地検の話では、適切な対応をするというふうな表現がされましたけれども、実際にこれはもう取材に対応しないというふうな判断をして措置をしたケースはどれぐらい見つかつていますか。

○野沢国務大臣 法務本省は私の在任中についてのお話でございますが、東京地検の方では、昨年の、十五年六月からことしの三月末まで、こういうことでございます。

○永田委員 私の在任中だけでは済まないものであつて、私が指摘をした坂井隆憲衆議院議員の逮捕にまつる事件というのは、多分大臣の在任期間から外れているのではないかとこのように思つておりますので、そのところで私から指摘をしていくわけですから、出入り禁止措置がとられたかどうかは確認しないと私の依頼にこたえたことにはならないと思ひますが、そこは御調べいただけますか。

○樋渡政府参考人 御指摘を踏まえまして、検察が報道機関の取材に協力しなかつたケースについて、東京地検、高検等から報告を受けましたが、いずれも検察の捜査活動についての報道に関するものでございました。

これらの具体的な内容につきましては、検察における個別具体的な捜査内容にかかわることとなりますのでお答えは差し控えてさせていただきますが、いずれにしても、検察としましては、先ほど大臣からお答えがありましたルールにのつとつて適切に対処をしているものと承知しております。

○永田委員 昨年の衆議院総選挙の間に民主党が発表した、民主党が政権をとつた場合にどのような関係を持てるかというふうな報道がニュースチャンネルで流れまして、これが不当に民主党を持ち上げるような報道であるというふうな判断が自民党の方でなされてまして、自民党はそれからしばらくの間、自民党幹部のテレビ朝日への出演を拒否するというふうな事態に至つたというふう

承知しております。

果たして、政党助成金も多額にもらつていて、そして法的な位置づけもしっかりしている天下の公党が、特定のメディアに対して出演拒否をするというふうなやり方が、報道、言論の自由の確保をして、そして民主主義を健全に育成していくという立場から望ましいことかどうかということ、を、私、その自民党の議員である大臣以下にもお伺いしたいと思ひます。御答弁をお願いいたします。御答弁をお願いします。(発言する者あり)

○柳本委員長 答弁がないようでございますので、継続して質問をお願いいたします。

○永田委員 与党の理事から答える必要がないという発言があつて、それを受けて、受けたかどうか分かりませんが、答弁がありません。

実は、こういうことが問題なんです。あらゆる議論をする、それが言論の府の仕事であります。質問が適切なものであるかないかは、私たち立法府のメンバーが決めるのではなくて、国民が決めることです。理事が決めることではありません。国民が決めることです。歴史が決めることなんです。それを理事会で話せばいいというふうな姿勢で質疑を中断するというのは、まことにゆゆしき問題であります。あらゆる議論をする、それが我々の仕事ではないのですか。

実は、つい最近まで、野党は、国会のあらゆる質疑に応じないという姿勢をとつておりました。この間、約一週間の間、与党だけで開かれていた委員会や本会議などでたびたび出てきたのは、国会議員は議論をするのが仕事であるから、議論をしないのは、それは職務怠慢であるというふうな評価をなされております。

冗談ではありません。いいですか、我々がなぜ質疑に応じなかつたかといえば、もともと総理が答弁を拒否したからであります。我々の質問に対して、本会議の質問に対して答弁をしなかつたからであります。質問をすることが国会議員の仕事である、そして質問をしないのは国会議員の仕事

事をサボっているのに等しいというのであれば、答弁をするのも総理の仕事であって、答弁をしないのもこれまた総理の仕事の怠慢だというのが、それが公平な姿勢というものであります。

加えて、最近の法案審議を見ていても、一日この裁判員制度の法案審議を見ていても、大臣、副大臣、政務官の方々が答弁に立つ回数には実に少ない。もともと司法制度改革というのは、本部長たる内閣総理大臣小泉純一郎さんが出なくなって答弁をするのが、それが私は正しい道だと思えますけれども、その代理として法務大臣が出なくなっている。出てくるのは、発言の回数からいえば、専ら事務局長が答える回数が多いわけですよ。一体、これはだれとだれの議論なんだという話なんです。これでは、国会の議論は全く成り立っていない。

加えて、私の先ほどの、自民党の出演拒否問題について取り上げたときに、与党の理事から、それは理事会で取り上げるべきだというお話がありました。冗談ではありません。理事会というのは、公開されてない、議事録も残らないようなものです。そんなところで幾ら議論をしたって、歴史の評価にはさらされないわけですね。

国会議員の仕事というのは、国会で議論することなんです。議論をするということは、議事録に残すということなんです。そして、歴史の評価にさらされるという重要なチェック機能が働かないことになってしまう。そういうことはよくないんですよ。

ですから、そういう意味でいえば、幾ら委員会に出席をしたって、議事録に残らないような議員活動をしているようでは、出てこないのと全く同じなんです。そういう意味で、ぜひ、議論の大切さ、議事録に残すことの大切さを考えて直していただきたいというふうに思います。

では次に、質問をしたいんですけども、国民年金の保険料の問題であります。

最近、年金の法案がおりてきて、国民の関心事は本当に年金のこと、非常に重大な関心を持って

います。ですから、大臣、副大臣、そして政務官は国民年金の保険料を払っておられるのかどうか、質問の通告をしておりますので、ぜひ御答弁をいただきたいと思えます。

○野沢国務大臣 当法務委員会で年金問題について答えることがふさわしいかどうか、私は、考えますと、ここでプライバシーにわたることを申し上げることは差し控えたいと思えます。

○実川副大臣 大臣と同じような答弁で申しわけないんですが、プライバシーの問題もありますので、答弁は差し控えたいと思えます。

○中野大臣政務官 大臣、副大臣と同じでございしますが、プライバシーの問題がありますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○永田委員 大臣に代表して御答弁いただきたいんですが、国民年金の保険料を払うことは国民の義務ですよ。

○野沢国務大臣 これは当然、義務でございしますが、それも、しかし年金の各種法令の定めに従って払うべきことと考えております。

○永田委員 公職の立場にある方が、年金の保険料を払うという国民の義務を果たしているかどうかという質問に対して答えられないというのは、私は全く理解ができません。

プライバシーといいますが、公職者のプライバシーというのは一般人のプライバシーとは大分意味合いが違うというふうに私は理解しています。やはり、国民の最低限の義務であるところの年金保険料を払っているかどうか、これを質問して、プライバシーを理由にして答弁を拒否するというのは、私は許されな姿勢だと思えます。

もう一度、国民の義務をちゃんと果たしていますか、そういう観点で質問をしますので、国民の義務であるところの年金保険料の支払い、これはされているかどうか、お三方、御答弁ください。

○野沢国務大臣 国民の義務は当然果たしておりますが、年金の詳細については、プライバシーにわたりますので、差し控えさせていただきます。

○実川副大臣 今の大臣の答えと全く同じでござ

います。

○中野大臣政務官 今の大臣の答弁と同じでございします。

○永田委員 国民の関心事であるこの年金保険料の支払い問題です。これに対して答弁を拒否するというのは、国民に対してどういうふうに説明するんですか。今、内閣が本当に全力をかけてお出しになった法案ですよ。そして、我が野党も全力をかけてこれに対して質疑をしている。しかし、そんな中で、なぜその提出者たる内閣の方々が、払っているかどうか、それを答弁できないのか。国民にわかる形でもう一度説明をしていただきたい。

加えて、与党理事が、先ほど理事会で反論しろというお話がありましたが、それは違うんですね。理事会で反論をするのではなく、議事録に残るこの委員会の場であなたが反論をなさるのが正しい道だというふうに思います。理事会で幾ら議論をしたって、議事録には残らないんですよ。ですから、ぜひ皆様には、この委員会の議事録に残る形で反論をしていただきたいとお願いをした上で、改めて、なぜ年金保険料の支払いが説明できないのか、もう一度国民にわかる形で、プライバシーだけじゃ通らないですよ。それはどういうことなのか、もう一度御答弁ください。

○野沢国務大臣 この貴重な法務委員会のこの場をかりてお話しするにふさわしい話題と考えておりません。年金の問題につきましては、お答えを差し控えさせていただきます。

○永田委員 そんなことでは済まない話だということは大変も重々承知だと思えますので、これは厚生労働委員会に多分場が移ると思えますけれども、ちゃんとお答えいただけるように準備をしていただきたいというふうに思います。

もう一つ、大臣、先日、我が党の山内議員が、裁判官が居眠りをしているのが見られるんじゃないかという質問をしたことがあると思えますが、それは覚えていらっしゃいますか。

○野沢国務大臣 覚えております。

○永田委員 そのときに、大臣が、それは沈黙を考えているんだというふうに答弁されたのも御記憶されていますか。

○野沢国務大臣 私は、そういったことは知らないというのをまず申し上げたはずでございします。

その後で、沈黙を考えているのではないかと思われますというところは申し上げました。

○永田委員 それは、知らないというのはよくないことなんじゃないでしょうか。

刑事裁判を一度も傍聴されたことがないということでもありますけれども、裁判官がちゃんとした職務を果たしているかどうかというのを把握しているというのは、やはり法務省の大臣としては大切なことだと思いますが、いかがでしょうか。

○野沢国務大臣 私も、法務の仕事は今回初めてなものですから、この点につきましては、また機会を見まして刑事裁判の現場を拝見させていただきますつもりでございます。

○永田委員 裁判員の制度を導入しようとする。そこで、裁判をつかさどる裁判体の中心メンバーである裁判官たちがどのような職務態度であるというのを把握せずに、裁判員制度をつくらうとしているんですか。それは、裁判官、あるいは裁判員をこれからつくるわけですが、裁判員の方々の職場環境、職務環境というものが一体どういうものなのかということと全く想定せずに法案を出しているということになるんじゃないですか。

それは大臣、法案の提出者として恥ずかしい姿勢だというふうに思いませんか。

○野沢国務大臣 もうこの問題につきましては、私のみならず、それぞれの立場におきます専門家の皆さん、学識経験者の皆さん、国民の皆様様の声を聞いた上で法案提出でございしますので、この点についてはいささかも問題ないと考えております。

○永田委員 では、靖国参拝問題に移りたいと思

います。

先日、福岡の地裁ですが、靖国神社に小泉総理

が参拝するのは違憲であるというふうな判断がなされたというふうに考えています。この判断の重みについて、法務大臣の、それは国務大臣たる法務大臣の見解を聞きたいと思ひます。

○野沢国務大臣 本件は、小泉総理の平成十三年八月十三日の靖国神社参拝により、精神的損害を受けたとする原告ら二百十一名が、国に対し、国家賠償法一条一項に基づく損害賠償を求めたものと承つておりますが、この判決につきましては、原告らの請求はいずれも棄却ということでございます。国側の勝訴と受けとめております。

○永田委員 その中で、小泉総理の靖国参拝は違憲であるというふうな表現がなされていると思ひます。

この表現の重み、拘束力等々について御答弁いただきたいと思ひます。これは裁判所になるんですかね、大臣になるんですかね、どちらでも構いません。

○野沢国務大臣 この違憲判断ということでございますが、これは、総理はあくまで私人としての立場で行つたものと主張していらつしやいまして、この主張が認められなかったことは遺憾だと思ひております。

○永田委員 公人と私人というのは分けることができるんでしょうか。週刊文春の出版差しとめ事案で、田中眞紀子前外務大臣の娘さんが公人であるか私人であるかという議論も激しくなされたところでありまして、私は、公人と私人をうまいこと使い分けるというのはできない話だと思ひて思つています。

私たち政治家も公人です。ですから、今は公人、都合の悪いときは私人というふうな切りかえというの、許されなれないものと思つています。公人は、二十四時間公人です。ですから、そのような私人であるという主張が認められないのは、これは当然なんです。

それに対して遺憾だというふうに思われる大臣の考え方を聞きたいと思ひます。

○野沢国務大臣 いかなる個人であろうとも、公

人あるいは私人、これは、やはり憲法で認められた基本的権利であると私は考えております。

○永田委員 憲法のどの規定によつて認められている権利なんですか。

○野沢国務大臣 人権条項でございます。

○永田委員 よろしければ、委員長の席にある六法全書をとつていただいて、どの文言なのか、はつきりとお示しをいただきたいと思ひます。

○野沢国務大臣 後ほど検討しまして御連絡します。

○永田委員 お待ちいたしておりますが、憲法に、公人と私人を分けることができるのは個人の権利だなどということが書いてあるなどというのは、全くの珍説でありまして、私は聞いたことがありませんので、ぜひ御教示をいただきたいというふうに思つています。

一方で、この国賠訴訟の弁護を法務省の検事が担当したというふうに聞いていますが、そのことについて、どうして法務省の検事が弁護することになったのか、教えていただきたいと思ひます。

○野沢国務大臣 これは先ほども、冒頭申しましたように、国家賠償法に基づく訴訟ということでございまして、法務省が窓口になることは当然であると思ひております。

○永田委員 その弁護の過程の中でどのような論陣を張つて、これは国賠には当たらないというふうな弁護活動をされたのか、教えていただきたいと思ひます。

○野沢国務大臣 この詳細は、私、存じておりません。

○永田委員 しかし、総理が私人だという主張をみずからしているのに、法務省の役人の方が、もちろんこれは税金から給料をもらつていて役人です、すね、その方が弁護するというのはおかしい話だと思ふんですが、なぜそのようなことになったのか、教えていただきたいと思ひます。

○野沢国務大臣 これは、総理が神社に参拝する、こういったことは、私的参拝としてこれまでも行われてきたことございまして、既に慣行として

定着しているものと考えております。

○永田委員 慣行として定着しているというのは、どういふような事例を見てそのように判断されているのか、教えてください。

○野沢国務大臣 例えば、お正月にお伊勢参りに行く、こういったことも一つの例でございます。

○永田委員 私は靖国の話をしているんであつて、靖国に参拝することが慣例として定着しているというところは、それはあれですか、慣例として定着するということは、ほとんど大多数の内閣総理大臣がそれをやるということですか。

○野沢国務大臣 詳しく申しますと、昭和五十三年十月十七日の参議院内閣委員会におきまして、「神社、仏閣等への参拝は、宗教心のあらわれとして、すぐれて私的な性格を有するものであり、特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されるとき、玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは私人の立場での行動と見るべきものと考えられる」との内閣総理大臣等の靖国神社参拝についての政府の見解がなされております。

国は、この政府見解に基づいて、本件参拝を私的参拝であると位置づけておるところでございます。

○永田委員 答弁がすれ違つてゐるんですけれども、私は、どうしてこれが慣例として定着したというふうな判断されたのかという話をしているんであつて、政府見解に従つてやつているという答弁をしても、全く納得はできないわけですね。

そして加えて、政府見解に従つてやるというのは、それは単なる独善なんですね。政府が政府見解に従つて行動するのは、これは当たり前前の話です。それを周りの人が判断をする。例えば、国民の代表である国会議員がそれはいいことなの、悪いことなのというふうに議論をし、そして判断をする。あるいは裁判所が、これは法律に照らし合わせていいことか悪いことかという判断をする。そういうものに耳を傾けながら、みずからの行動を律していくことが求められるのであつて、

自分は正しいと思つてゐるから正しいんだというふうな、そういう姿勢というのは、単なる独善、ひとりよがりの世界なんですね。

これは、内閣全体の姿勢に見られるところでありまして。

私は構造改革が進んでいないとは思つておりませんという総理の繰り返しの答弁、これは、自分で自分は正しいと思つてゐるということを表明しているにすぎなくて、それは単なる独善なんですね。

あるいは、最近のイラクにおける人質三人の誘拐事件についても、これは、その民間人三人の方々、だからそんな人を誘拐するのは筋違いだという政府の見解があります。

あるいは、総理は、自衛隊はいいことをやつてゐるんだ、イラクの国民のためにやつてゐるんだということを主張している。そして官房長官は、撤退する理由は見当たらないという発言をしてゐる。

しかし、そうじゃないんですよ。我々は善意でやつてゐる、いいことをやつてゐるつもりだというふうな思つても、現地のイラク人の人たちは、そうは思わない可能性もあるわけですね。そういう誤解をされた場合に、誤解をされたのは、それは誤解をする方が悪いんだという姿勢というのは、これは単なる独善であつて、そういう姿勢で外交をやられたら、全くたまらないわけですね。

ですから、ぜひ、国民の声、あるいはイラク人の声、そして裁判所の声にも耳を傾けながら政治をやつていきたいなというふうにお願ひをしまして、私からの質問、これにて時間ですから切りたいと思ひます。

大臣、副大臣、政務官、本当に耳ざわりなこと、もあつたかもしれませんが、やはり、国民に対してちゃんと説明をするということは大事なことです。ぜひ、最後に、国民年金の保険料の支払いについて事実関係をしっかりと御説明いただきたいと、私からの気持ちを繰り返させてい

ただきまして、質問を終わりたいと思います。

○柳本委員長 松野信夫君。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫でございます。長時間の御審議、大変御苦勞さまでございます。永田さんみたいにべらべらとなかなか上手にはしゃべれないかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

私の方からは、犯罪被害者に対する支援、この問題について御質問をさせていただきたいと思っております。

近時、犯罪被害者をしっかりと援助していかなくやならない、どちらかというと、刑事被告人の方の弁護というのが非常に強調されてきた向きもございますが、一方で犯罪の被害者がそのまま放置されていくということにはならないわけでありまして、次第に犯罪被害者に対する支援というものを強めていこう、こういうふうになつてきているのではないだろうか、このように思います。

ここに平成十五年版の犯罪白書がございますが、ここにも犯罪被害者の配慮というようない項目が設けられておりまして、「第二章 刑事司法における被害者への配慮」ということで取り上げられるに至っております。従来、こういうようなことは犯罪白書の中になかったのではないかと。近時、こういうような形でも取り上げられてきているわけでございます。

ところが、全体として犯罪被害者をどういうふうに支援していくかという、国としての全体的な総合的な仕組みというものが必ずしもうまくかみ合っていないのではないかな、こういう気もしております。

実は、警察庁の方においてパンフレットをいただきましたら、「警察による犯罪被害者支援」ということで、これは専らいわゆる犯給法のことがこのパンフレットではうたわれております。そして、他方、検察庁の方からパンフレットをいただきましたら、「犯罪被害者の方々へ 被害者保

護と支援のための制度について」ということであつたのであるんですが、しかし肝心な犯給法については何ら触れていない。

それは、犯給法は警察庁の所管で、検察庁の方では違ふからといへばそれまでかもしれません。被害者から見ると、警察庁なのかそれとも検察庁なのかという区別というのは、なかなかそう簡単につくものでもないだろうというふうに思っています。

この辺の統一的な対策というのをやはりとていかなきゃいけないだろう、こういうふうに私自身は考えておりますが、この点についての大臣の御所見をいただければと思います。

○野沢国務大臣 確かに、犯罪被害者の皆様に対する救援措置、支援措置、これが十分でないということは私も重々感じておるところでございますが、これまで、今委員御指摘のような救済措置にかかわる警察庁あるいは検察庁の手当てにつきましては、この制度を逐次改善しながら取り組んでいておるところでございます。これから今後のこの新しい裁判制度の導入等に伴いまして、一層この分野、被害者の救済の分野についてもこれから意を用いていかなければならないものと思つておるところでございます。

委員の積極的なまた御発言、御提言をお待ちしているわけでございます。

○松野(信)委員 それでは、具体的な点について質問をさせていただきたいと思ひますが、警察庁の方の被害者支援という点では、このパンフレットにもありますように、被害者支援員制度というのが設けられております。他方、警察庁の方では、指定被害者支援要員制度というのが設けられておるようでございます。

それで、まず警察庁の方の犯罪被害者支援員制度というものの趣旨と、実際どういうような方が被害者の支援に当たつておられるのか、具体的な実績がどういふものか、この辺について教えていただければと思います。

○樋渡政府参考人 刑事手続におきまして犯罪被害

害者の方々の保護を図りますことは、刑事司法に課せられた重要な課題でございます。警察庁としましては、被害者等通知制度を実施するなど、被害者の方々に一層配慮するよう努めておるところでございます。

もつとも、被害者に対する支援のあり方は多岐にわたります。そのすべてを検察官または検察事務官に担当させることは困難な面がございます。

そこで、犯罪被害者保護の一環として、各地方検察庁に被害者支援員を配置し、被害者の方々への支援業務に従事させ、被害者の方々に對し、よりきめ細やかな配慮を行うことを目的といたしまして、被害者支援員制度を実施することとしたものでございます。

その被害者支援員にどのような者を充てているかということでございますが、被害者の方々に對し、犯罪被害に関する相談の対応、捜査、公判に関する各種情報の提供などの業務を行う必要がございますことから、検察の業務に精通している副検事や検察事務官などの検察庁職員であつた者が被害者支援員になっております。

そして、その具体的な活動といたしましては、被害者の方々からのさまざまな相談への対応、捜査、公判に関する各種情報の提供、法廷への案内、付き添い、刑事確定訴訟記録閲覧等の支援、さらに被害者支援機関、団体との連絡調整等の各種被害者支援業務に従事しております。

それで、最後の御質問がこれまでの活動の実績ということでございますが、特に毎年統計をとつておるわけではございませんが、たまたま平成十四年一年間でのような活動をしたかのアンケートをとりましたところ、来庁された被害者の方々に對して支援を行った件数が全国で約三千件余り、電話やファクシミリによる対応を合わせますと一万一千件以上の支援活動を行つております。

○松野(信)委員 ありがとうございます。それに似たようなのに警察庁でやつておられる指定被害者支援要員制度というのがあるよ

うですが、これは、今の検察庁がやつておる被害者支援員制度と具体的にどういふふうになつておるのか、あるいはその実績がどういふふうになつておるのか、おわかりでしたらお答えいただきたいと思ひます。

○安藤政府参考人 お答えします。犯罪の被害者、特に凶悪事件や交通事故等の被害者や遺族は、犯罪による直接的な被害だけでなく、精神的にも大きな打撃を受けております。こうした被害者に対して最初に接するのが警察でありまして、その対応いかんが被害者の以後の立ち直りに大きくかわつておりますことから、警察では、現在、組織を挙げて被害者支援に取り組んでおります。

その一環として、事件発生直後から被害者と接し、事件捜査の上でも被害者と密接に関係を持つ警察署におきましては、捜査員とは別の被害者支援担当者をおらかじめ指定しまして、精神的被害が大きい事件の被害者に対して事件発生直後から付き添い、被害者のニーズにこたえた支援を推進します指定被害者支援要員の導入を推進して

いるところでありまして、具体的な活動内容としては、被害者に対します情報提供とか、事情聴取等の立ち会い、あるいは病院の手配、送迎、家族への連絡、さらには被害者からの相談への対応などの支援を行うこととしております。

こうした支援要員制度は、現在千二百六十九署、これは全警察署にほぼ該当しますが、その中で、全体で数としては二万一千以上の者が担当して、指定されているというところでございます。

○松野(信)委員 それぞれ似たような制度になつておるのかなというふうに思ひます。

それでは次に、被害者の人の刑事訴訟での意見陳述の制度、これは刑事訴訟法の改正で取り入れられておるわけですが、これがどの程度実績を上げておられるのか、この点について教えていただければと思います。

○大野最高裁判所長官代理者 この被害者の意見陳述制度が施行されたのは、平成十二年の十

一月からということでございます。

十二年の十一月からことしの二月までの間に、意見陳述を行いました被害者等の数は合計で千四百四十三名、また意見陳述にかえて意見を記載した書面を提出することとした被害者等は三百四十一名となっております。また、年度別に見てみますと、意見陳述を行った被害者の数は、平成十三年には二百三十二名、平成十四年には四百五十七名、平成十五年には五百八十五名、また、意見を記載した書面を提出した被害者等の数も、平成十三年には五十八人、十四年には百十人、平成十五年には百四十四人というふうに年々増加しているという状況にあります。

○松野(信)委員 この被害者の意見陳述の制度というのは、基本的には被害者本人が陳述をするというふうな、法律の条文上はそういうふうにとらえているんですが、しかし被害者の方もさまざま、いろいろな精神的な負担もあるわけですので、場合によっては弁護士がかわりにその被害者の代理人として意見陳述をするということも、これは十分考えているべきではないかというふうに思います。この点についてはいかがでしょうか。

○樋渡政府参考人 意見陳述の制度は、犯罪被害の当事者でございまして被害者やその遺族自身に被害に関する心情その他の被害事件に関するみずからの意見を直接陳述せよとするものでございまして、その趣旨に照らせば、本人が直接公判廷で陳述することが適当でありまして、その性質上、代理のように、本人以外の者がかわって行うことに親しまない面があるものと思います。

また、法廷における陳述についての精神的な負担を軽減するため、証人の場合と同様に、付き添い、遮へいまたはビデオリンクの措置を講ずることができるとされております上、審理の状況その他の事情を考慮いたしまして相当でないと認めるときは、意見の陳述にかえて意見を記載した書面を提出させることができるとされておりますことから、弁護士による代理を認めなくとも十分にその意見を陳述することができると考えられます。

○松野(信)委員 意見として承っておりますが、私の方は、やはりさまざまな事情を抱えている被害者の方もおられる。ビデオリンクなどの話もありますけれども、これは余りむやみに使うというのはいかがなものかなという気もしておりますので、ぜひこれは弁護士が代理人として被害者にかわってその思いを訴えるというような機会、制度、こういうのをやはり認めていくべきではなからうか。これは私の意見を申し上げさせていただきます。

それから、刑事事件の中でもいわゆる刑事和解、これが近時認められているわけですが、この実績はどの程度あるのか、これについて明らかにしたいだけだと思います。

○大野最高裁判所長官代理者 この制度も平成十二年の十一月から施行されております。

被告人と被害者等の間における民事上の争いについて成立した合意の和解調書への記載がなされたのは、平成十六年の二月までの間に、合計で百七十九件となっております。平成十三年に五十五件、十四年に六十件、平成十五年には五十四件というふうになっております。

○松野(信)委員 次に、この犯罪被害者の人たちに對する支援というものは、近時、いわゆる民間のNPOを初めとする民間団体がかなり活発にされてきているというふうにも私も認識をしております。具体的に、どの程度の団体がこの犯罪被害者支援活動を行って、警察あるいは検察庁との協力がどういうふうになされているのか、概要をお話しただけだと思います。

(委員長退席、漆原委員長代理着席)

○安藤政府参考人 お答えします。

民間被害者支援団体の設立が近年各地で進んでおりまして、現在、全国で三十五団体が設立されております。これらの支援団体は、警察などの関係機関との連携を図りながら、被害者からの電話相談や面接相談、あるいは病院や裁判所への付き添いとか被害者支援に関する広報啓発、さらにはボランティア相談員の育成及び研修などを行っている

おります。

そして、これらの民間団体のうち、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正にかつ確実に行うことができると認められる団体としまして、都道府県公安委員会から指定される、いわゆる犯罪被害者等早期援助団体につきましては、全国で東京都、茨城等、五団体が指定されております。

○松野(信)委員 こういうような犯罪被害者等早期援助団体に指定されると、税制上の優遇措置、この辺は実際どういうふうになっているのでしょうか。

○安藤政府参考人 お尋ねの早期援助団体に対しまして税制上の優遇措置に關しましては、指定された民法法人が、寄附金控除等の対象となる特定公益増進法人及び相続財産を贈与した場合に相続税が非課税となります法人の範囲に加えられております。ちなみに、これまでこうした特定公益増進法人の認定を受けているのは、社団法人被害者支援都民センター一団体でございまして、

○松野(信)委員 残された時間につきまして、犯罪被害者給付金、これに關する御質問をさせていただけますかと思いますが、その前に、この犯罪白書の中にもうたわれているんですが、証人等、刑事事件の証人とか参考人が、その供述、出頭に関する他人から身体、生命に害を加えられたというようなことの場合に、証人等の被害についての給付に關する法律ということで、国が一定の給付を行うというふうな規定があるようです。この実態が現在どういう状況になっているか、教えてください。

○樋渡政府参考人 これまでの実績というところで申し上げますと、それはございませんでして、昭和三十六年に療養給付が二件、休業給付が一件、昭和三十九年に遺族給付が一件、葬祭給付が一件、昭和四十四年に療養給付が一件、休業給付が一件、昭和五十八年に療養給付が一件という実績でございまして。

○松野(信)委員 そうすると、この平成十五年版

の犯罪白書に割合大きく証人等の被害についての給付に關する法律で国が給付を行うというふうになってはいますが、最近そうすると二十年ぐらいいは余りこの適用がないということではよろしいんですか。

○樋渡政府参考人 実績としては、おっしゃるとおりでございます。

○松野(信)委員 それでは次に、犯罪被害者給付金の点です。

これについては、私も民主党の方は、せめて給付額というものを自賠責並みに引き上げるべきではないか、こういうような意見を持って、私もそういう考えでございまして。

というのは、例えば、交通事故でひき逃げに遭った、あるいは無保険車にはねられて死亡した、こういう場合には国が全額出して、死亡の場合は三千万出るようになっていくわけですね。ところが、犯給法の場合はせいぜい千数百万円のレベルしか出てこない、こういう状況であります。

一方では、自賠責の中でも、特にひき逃げあるいは無保険車というふうなもの、ある意味では過失的な形ですね、過失によって亡くなりました。一方の犯給金の場合には、これは犯罪行為、まさに故意で殺害されたということで、考え方が異なるならば、むしろ故意で殺害された人の方が大変気の毒だ、こういうふうにも思えるわけです。

例えば、生命保険などを見ましても、犯罪で殺されたというふうな場合には、大体生命保険はおおりないといえます。一方、過失の場合にはおおり、犯給金については、故意で殺害された人には余り有利でない、こういうふうになっているわけですね。こういうふうな実態について、大臣、率直に御所見をいただけますか。

(漆原委員長代理退席、委員長着席)

○野沢国務大臣 確かに委員おっしゃいますように、交通事故と犯罪の被害者で大変な給付に格差があるということは、事実あるかと思っております。これらの対応につきましては、今後の御議論の

中で、どのような姿が最も適切であるか、また救済として効果があるのか、各方面の御議論をちょうだいしながら、またそれぞれのお立場の皆さん方の将来得べかりし利益その他といった算定方法もございしますので、そういった客観的なルールも取り込みながら研究すべき課題と考えております。

○松野(信)委員 今は自賠責との比較を申し上げて、犯給金の方が少ないのではないかと、こういう御指摘をさせていただいたんですが、どうもこの犯給金の趣旨というものは、損害の一部補てんの要素を含む見舞金だ、こういうふうな性格でとらえられているようであります。

逆に言うならば、見舞金だから安くても仕方がないのではないかと、こういうような側面がいささかあるのではないかと、こういうふうに思いますが、率直に言つてこの点はどうでしょうか。

○野沢国務大臣 犯罪被害者の補償については、本来これは加害者に責任を持たせるのが一義的に重要かと思いますが、その加害者が賠償能力あるいは支払い能力がない場合にさあどうするか、こういう問題だろうと思えます。その意味で、国がどこまで責任を持つべきか、あるいは持っているのか、こういったこともあわせて、さらなる検討が必要かと思っております。

○松野(信)委員 制度論から見ますと、見舞金だというふうに言うのであれば、ほかからお金も補てんされたかどうかにかかわらず一定の金額、亡くなったときには幾ら、どの程度の障害のときには幾らというふうに決めるのが本来の見舞金だろうというふうに思います。

しかし、実際、犯給金は、給付される金額の算定に当たっては被害者の人の収入を一つ参考にもしている、そして例えば労災保険などほかの給付があればその分は減額される、こういうような仕組みになっているわけで、どうもこの仕組みから見ても単純な見舞金ではない、このように言わざるを得ないかと思えます。

そうだとすると、被害者の損害を補てんとすると

いう、補てんあるいは補償的な側面というのが犯罪給付金の性格としてはかなり強いのではないかと、このように私は理解しておりますが、いかがでしょうか。

○安藤政府参考人 お答えします。

若干経緯を申し上げますと、この犯罪被害給付制度につきましては、実は昭和四十九年に発生しました過激派による三菱重工ビル爆発事件の発生を契機として、当時は労災等何らの救済を受けられないまま放置されているお気の毒な被害者、遺族に対する支援の必要性が認識されまして、昭和五十五年でございしますが、制度の性格、あり方などにつきましてさまざまな議論を経まして、今先生御指摘のように、現在のその性格としましては、被害者等に対し社会全体として一定の配慮を示そうとする趣旨で支給される見舞金的性格を有する制度として創設されて、今日までそのような制度として運用してまいっております。

○松野(信)委員 見舞金であれば、もう出しっぱなしで、犯人、加害者に対する求償というのは出てこないはずなんです。

ところが、実際、犯給法では、加害者、犯人に対する求償は国ができるようになっていまして、法律上、というところ、どうも、見舞金的な性格だというふうにおっしゃるけれども、実際の法の仕組みは必ずしもそうではない。

そうすると、国が立てかえて被害者に払っているというところになるので、国が犯人、加害者に対する立てかえ、これは実際のところどういうふうなされているんでしょうか。

○安藤政府参考人 お答えします。

確かに犯給法の制度におきましても、加害者に対する求償という制度はありますが、実際、私が承知している限り、加害者に対して求償した事例はございませんかと思えます。

○松野(信)委員 恐らく犯人の方が例えば無職、無収入というふうな形で、現実に国が求償するというのはなかなか困難な場合もそれはあろうかと思えます。

しかし、本来は犯人、加害者が負担すべきもので、それをある意味では国が被害者に対する立てかえ的なことでやっていると、これは、これはやはり徹底して、加害者から求償できる、取り上げることであれば、法律に定めている以上、加害者に対する求償権、これを実施していくべきだ、こういうふうには私は意見を申し上げます。

時間が参りましたので、最後に、先ほど申し上げたように、犯罪の被害者に対するいろいろな支援というの、検察庁は検察庁でやる、警察庁は警察庁でやる、またどうも厚労省は厚労省でやるというふうな形で、いささかばらばらな形で被害者に対する支援というのがなされている。

ところが、被害者というのは一人いるわけですから、あつちに行つたりこつちに行つたり行かなきゃならないというのいささかどうかなと。むしろやはり総合的な観点に立つて犯罪被害者に対する基本的な姿勢を示す、そういう意味でも、犯罪被害者基本法、これをぜひ制定する方向で検討していただきたい、このように思っております。

私も民主党の方、私も提出者の一人になっておりますが、去る四月十二日には犯罪被害者基本法案も提出させていただきました。この中には、支援の基本計画をしっかりと立て、そして対策審議会あたりもしっかり設けるということで総合的に対応すべきだ、こういうふうな提案もさせていただいておりますので、ぜひ、これもあわせていただきたい審議させていただくことになるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございます。

○柳本委員長 次回は、来る十六日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時散会

総合法律支援法案
総合法律支援法

第一章 総則(第一条)	
第二章 総合法律支援の実施及び体制の整備(第二条―第十二条)	
第三章 日本司法支援センター	
第一節 総則	
第一款 通則(第十三条―第十八条)	
第二款 日本司法支援センター評価委員会(第十九条)	
第三款 設立(第二十条・第二十一条)	
第二節 組織	
第一款 役員及び職員(第二十二條―第二十八條)	
第二款 審査委員会(第二十九条)	
第三款 業務運営	
第一款 業務(第三十条―第三十九条)	
第二款 中期目標等(第四十条―第四十二条)	
第四節 財務及び会計(第四十三条―第四十七条)	
第五節 雑則(第四十八条―第五十一条)	
第四章 罰則(第五十二条―第五十五条)	
附則	
第一章 総則	
(目的)	
第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者(弁護士及び弁護士法人以外の者であつて、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることが出来る者をいう。以下同じ。)のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援(以下「総合法律支援」という。)の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について	

定め、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。

第二章 総合法律支援の実施及び体制の整備

(基本理念)

第二条 総合法律支援の実施及び体制の整備は、次条から第七条までの規定に定めるところにより、民事、刑事を問わず、あまなく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとする。

(情報提供の充実強化)

第三条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、法による紛争の迅速かつ適切な解決に資するよう、裁判その他の法による紛争の解決のための制度を有効に利用するための情報及び資料のほか、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体（隣接法律専門職者が法律により設立を義務付けられている法人及びその法人が法律により設立を義務付けられている法人をいう。以下同じ。）の活動に関する情報及び資料が提供される態勢の充実強化を図られなければならない。

(民事法律扶助事業の整備発展)

第四条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、資力の乏しい者にも民事裁判等手続（裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続をいう。以下同じ。）の利用をより容易にする民事法律扶助事業が公共性の高いものであることにかんがみ、その適切な整備及び発展が図られなければならない。

(国選弁護人の選任態勢の確保)

第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、迅速かつ確実に国選弁護人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護士をいう。以下同じ。）の選任が行われる態勢の確保が図られなければならない。

ければならない。

(被害者等の援助等に係る態勢の充実)

第六条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、被害者等（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）が刑事手続に適切に関与するとともに、被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度を十分に利用することのできる態勢の充実が図られなければならない。

(連携の確保強化)

第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法による紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びにその他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第二条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のつとめ、総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、総合法律支援の実施及び体制の整備が住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域における総合法律支援の実施及び体制の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、必要な措置を講ずる責務を有する。

(日本弁護士連合会等の責務)

第十条 日本弁護士連合会及び弁護士会は、総合法律支援の意義並びに弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、会員である弁護士又は弁護士法人による協力体制の充実を図る等総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な支援をするよう努めるものとする。

備のために必要な支援をするよう努めるものとする。

2 弁護士及び弁護士法人は、総合法律支援の意義及び自らの職責にかんがみ、基本理念にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努めるものとする。

3 隣接法律専門職者及び隣接法律専門職者団体は、総合法律支援の意義及び自らの職責にかんがみ、基本理念にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、第八条の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(職務の特性への配慮)

第十二条 この法律の運用に当たっては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならない。

第三章 日本司法支援センター

第一節 総則

第一款 通則

第十三条 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の組織及び運営については、この章の定めるところによる。

(支援センターの目的)

第十四条 支援センターは、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。

(法人格)

第十五条 支援センターは、法人とする。

(事務所)

第十六条 支援センターは、主たる事務所を東京都に置く。

2 支援センターは、前項の主たる事務所のほか、地域の実情、業務の効率性その他の事情を勘案して必要な地に、事務所を置くことができる。（資本金）

第十七条 支援センターの資本金は、設立に際し、政府が出資する金額とする。

2 支援センターは、必要があるときは、法務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体（以下「政府等」という。）は、前項の規定により支援センターがその資本金を増加するときは、支援センターに出資することができる。

4 政府等は、前項の規定により支援センターに出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物（以下「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 政府等以外の者は、支援センターに出資することができない。

(名称の使用制限)

第十八条 支援センターでない者は、日本司法支援センターという名称を用いてはならない。

第二款 日本司法支援センター評価委員会

(日本司法支援センター評価委員会)

第十九条 法務省に、支援センターに関する事務を処理させるため、日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 支援センターの業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会の委員には、少なくとも最高裁判所の推薦する裁判官一人以上が含まれるようにしなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価

委員会に關し必要な事項については、政令で定める。

第三款 設立

(理事長及び監事となるべき者)

第二十条 法務大臣は、支援センターの長である理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 法務大臣は、前項の規定により理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定により理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならぬ。

4 第一項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、支援センターの成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

5 第二十四条第一項の規定は、第一項の理事長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第二十一条 法務大臣及び最高裁判所は、それぞれ設立委員を命じて、支援センターの設立に關する事務を処理させる。

2 最高裁判所の命ずる設立委員は、裁判官でなければならぬ。

3 設立委員は、支援センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣及び最高裁判所に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第二節 組織

第一款 役員及び職員

(役員)

第二十二条 支援センターに、役員として、理事長及び監事二人を置く。

2 支援センターに、役員として、理事三人以内

を置くことができる。

3 支援センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事一人を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第二十三条 理事長は、支援センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して支援センターの業務を掌理する。

3 監事は、支援センターの業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は法務大臣に意見を提出することができる。

5 法務大臣は、前項の規定による監事の意見の提出があつたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。

6 理事長は、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

7 前項ただし書の場合において、同項本文の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任命)

第二十四条 理事長は、支援センターが行う事務及び事業に關して高度な知識を有し、適切、公正かつ中立な業務の運営を行うことができる者(裁判官若しくは検察官又は任命前二年間にこれらであつた者を除く)のうちから、法務大臣が任命する。

2 監事は、法務大臣が任命する。

3 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

4 理事は、第一項に規定する者のうちから、理事長が任命する。

5 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、法務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

6 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

(役員の任期)

第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第二十六条 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が準用通則法(第四十八条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)をいう。以下同じ。)第二十二條の規定により役員となるべきでない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く)の職務の執行が適当でないため支援センターの業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を解任しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

5 法務大臣は、第一項から第三項までの規定により理事長又は監事を解任したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

6 理事長は、第二項又は第三項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、法務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第二十七条 支援センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第二十八条 支援センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二款 審査委員会

第二十九条 支援センターに、その業務の運営に關し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。

2 審査委員会の委員(以下この条において「委員」という)は、次に掲げる者(支援センターの役員及び職員以外の者に限る)につき理事長が任命する。

一 最高裁判所の推薦する裁判官 一人

二 検事総長の推薦する検察官 一人

三 日本弁護士連合会の会長の推薦する弁護士 二人

四 優れた識見を有する者 五人

3 委員の任期は、二年とする。

4 第二十五条第一項ただし書及び第二項、第二十六條第二項並びに前二條の規定は、委員について準用する。

5 理事長は、委員が支援センターの役員若しくは職員となつたときは第二項第一号から第三号までに規定する資格を失つたときは、当該委員を解任しなければならない。

6 理事長は、第四項において準用する第二十六條第二項の規定により裁判官、検察官又は弁護士である委員を解任しようとするときは、あら

はじめ、それぞれ最高裁判所、検事総長又は日本弁護士連合会の会長の意見を聴かなければならない。

7 理事長は、第四項において準用する第二十六条第二項の規定により裁判官、検察官又は弁護士である委員を解任したときは、遅滞なく、その旨をそれぞれ最高裁判所、検事総長又は日本弁護士連合会の会長に通知しなければならぬ。

8 理事長は、次に掲げる事項について決定をしようとするときは、審査委員会の議決を経なければならない。

一 契約弁護士等（支援センターとの間で、次条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者をいう。以下同じ。）の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置（懲戒を含む。）に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く。）

二 第三十五条第一項に規定する法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項

9 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

10 委員長は、審査委員会を主宰する。

第三節 業務運営

第一款 業務

（業務の範囲）

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一 次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。

イ 裁判その他の法による紛争の解決のため

の制度の有効な利用に資するもの

ロ 弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関するもの

二 民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力が無い国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下「国民等」という。）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務

イ 民事裁判等手続の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること

ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にイの代理人が行う事務を取り扱わせること

ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができ、その者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること

二 ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にハに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること

ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができ、その者による法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施すること

三 国の委託に基づく国選弁護人の選任に関する次に掲げる業務

イ 裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約をして

いる弁護士（以下「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること

ロ イの通知に基づき国選弁護人に選任され、国選弁護人契約弁護士にその事務を取り扱わせること

四 弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること

五 被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること

イ 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの

ロ 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの

六 国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法による紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びにその他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること

七 支援センターの業務に関し、講習又は研修を実施すること

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと

2 支援センターは、前項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四

条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人その他の営利を目的としない法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、次の業務を行うことができる。

一 その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと

3 支援センターが前二項の業務として契約弁護士等に取り扱わせる事務については、支援センターがこれを取り扱うことができるものと解してはならない。

（業務の目的性）

第三十一条 前条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号の各業務並びに同条第二項第一号の業務は、その利益を得る者の権利を実現することとに資すると認められる限りにおいて行うものとする。

（支援センター等の義務等）

第三十二条 支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとつて利用しやすきものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号及び第三号の各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならない。

2 支援センターは、第三十条第一項第一号、第四号及び第五号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法による紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びにその他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

3 支援センターは、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地

域の実情に応じた運営に努めなければならない。

4 地方公共団体は、支援センターに対して、その地域において行われる第三十条に規定する業務に必要の協力を行うことができる。

5 支援センターは、業務の運営に当たり、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体に対して、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(契約弁護士等の職務の独立性)

第三十三条 契約弁護士等は、支援センターが第三十条第一項又は第二項の業務として取り扱った事務について、独立してその職務を行う。

2 支援センター及び契約弁護士等は、その法律事務の取扱いを受ける者に対し、前項に規定する契約弁護士等の職務の独立性について、分かりやすく説明しなければならない。

(業務方法書)

第三十四条 支援センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

一 第三十条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務(以下「民事法律扶助事業」という。)

一 民事法律扶助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、同号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項並びに同号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項。この場合において、当該報酬は、民事法律扶助事業が同号に規定する国民等を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならない。

二 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関し、弁護士との契約に関する

事項、国選弁護人の候補の指名及び裁判所に對する通知に関する事項、第三十九条第四項に規定する協力に関する事項並びに第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

三 第三十条第二項の業務に関し、委託を受けて行う業務の内容に関する事項

3 法務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

5 支援センターは、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

6 法務大臣は、第一項の認可をした業務方法書が業務の適正かつ確実な遂行上不適当となつたと認めるときは、その業務方法書を変更すべきことを命ずることができる。

(法律事務取扱規程)

第三十五条 支援センターは、第三十条に規定する業務の開始前に、契約弁護士等に取り扱わせる法律事務の処理に関する規程(以下「法律事務取扱規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 法律事務取扱規程には、契約弁護士等による法律事務の取扱いの基準に関する事項、契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置(懲戒を含む。)に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 前条第三項から第六項までの規定は、法律事務取扱規程について準用する。

(国選弁護人の事務に関する契約約款)

第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護人の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の契約約款には、国選弁護人の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護人の候補の指名及び裁判所に對する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 前項に規定する報酬及び費用の算定の基準を定めるため必要な事項は、法務省令で定める。

4 第三十四条第三項から第六項までの規定は、第一項の契約約款について準用する。

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならない。

(国選弁護人契約弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務に関し、国選弁護人契約弁護士の氏名及び事務所所在地その他法務省令で定める事項を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

(国選弁護人の候補の指名及び通知等)

第三十八条 裁判所若しくは裁判長又は裁判官は、刑事訴訟法の規定により国選弁護人を付すべきときは、支援センターに対し、国選弁護人の候補を指名して通知するよう求めるものとする。

2 支援センターは、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士のうちから、国選弁護人の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知しなければならない。

3 支援センターは、国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、その契約の定めるところにより、当該国選弁護人契約弁護士に国選弁護人の事務を取り扱わせるものとする。

(報酬等請求権の特則等)

第三十九条 国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)第二条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者が国選弁護人に選任されたときは、当該国選弁護人に係る当該各号に定める費用も刑事の手続における訴訟費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護人契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人契約弁護士以外の国選弁護人契約弁護士 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 前項第二号に掲げる国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された場合において、訴訟費用の負担を命ずる裁判に同号に定める費用の額が表示されていないときは、刑事訴訟法第八十八条の規定にかかわらず、執行の指揮をすべき検察官の申立てにより、裁判所がその額を算定する。この場合において、その算定に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 裁判所又は検察官は、第一項の場合において、国選弁護人に係る訴訟費用の額の算定又は概算に関し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

5 支援センターは、第一項の場合において、刑事訴訟法第五百条の二の規定により訴訟費用の概算額の予納をしようとする被告人又は被疑者の求めがあるときは、国選弁護人に係る訴訟費用の見込額を告げなければならない。

第二款 中期目標等

第四十条 法務大臣は、三年以上五年以下の期間において支援センターが達成すべき業務運営に

関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを支援センターに指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

五 財務内容の改善に関する事項

六 その他業務運営に関する重要事項

3 法務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣は、第一項の規定により中期目標を定め又は変更したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

（中期計画）

第四十一条 支援センターは、前条第一項の指示を受けたときは、当該中期目標に基づき、法務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとするべき措置

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

三 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

四 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画

及び資金計画

五 短期借入金金の限度額

六 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 剰余金の使途

八 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

3 法務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

5 法務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

6 支援センターは、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第四十二条 法務大臣は、支援センターの中期目標の期間の終了時において、その業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 法務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえるものとする。

3 法務大臣は、第一項の規定による検討を行うに当たっては、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 準用通則法第三十二条第三項に規定する審議会は、支援センターの中期目標の期間の終了時において、その主要な事務及び事業の改廃に関し、法務大臣に勧告することができる。

5 法務大臣は、前項の勧告を受けたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなけれ

ばならない。

第四節 財務及び会計

（区分経理）

第四十三条 支援センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務

二 前号に掲げる業務以外の業務

（財務諸表等）

第四十四条 支援センターは、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他法務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に法務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支援センターは、前項の規定により財務諸表を法務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付なければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 支援センターは、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、法務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第四十五条 支援センターは、第四十三条に掲げるそれぞれの勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があると

きは、その残余の額は、積立金として整理しななければならない。ただし、同条第二号に掲げる

業務に係る勘定において、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 支援センターは、第四十三条に掲げるそれぞれの勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、その残余の額の一部又は全部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第七号の剰余金の使途に充てることができる。

4 法務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（積立金の処分）

第四十六条 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち法務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第三十条に規定する業務のうち同条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務以外の業務の財源に充てることができる。

2 支援センターは、第四十三条第一号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の第三十条第一

項第三号の業務及びこれに附帯する業務の財源に充てなければならぬ。

3 法務大臣は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 支援センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(借入金等)

第四十七条 支援センターは、中期計画の第四十一条第二項第五号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして法務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、法務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 法務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 支援センターは、長期借入金及び債券発行を行うことができない。

第五節 雑則

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十八条 独立行政法人通則法第三、第八、第九、第九、第十一、第十六、第十七、第二十二、第二十四から第二十六、第三十一から第三十四、第三十六、第三十七、第三十九から第四十三、第四十六から第五十、第五十二、第五十三、第六十一及び第六十三から第六十六までの規定は、支援センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と、「主務省令」とあるのは「法務省令」と、「評価委員会」とあるのは「法務省令」と、「評価委員会」とあるのは「日本司法支援センター評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第三項	個別法	総合法律支援法(平成十六年法律第号)
第十六条	第十四条第一項	総合法律支援法第二十条第一項
	法人の長	理事長
	前条第二項	同法第二十一条第三項
第二十四条から第二十六条まで	法人の長	理事長

第三十一条第一項	前条第一項	総合法律支援法第四十一条第一項
第三十一条第二項	中期計画	同項に規定する中期計画(以下「中期計画」という。)
	毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた	毎事業年度の開始前に、総合法律支援法第四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する
	前条第一項の認可を受けた後	総合法律支援法第四十一条第一項の認可を受けた後
第三十三条	中期目標の期間	総合法律支援法第四十条第一項に規定する中期目標(以下「中期目標」という。の期間(同項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)
第三十九条	独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)	日本司法支援センター
第四十一条	財務諸表	総合法律支援法第四十四条第一項に規定する財務諸表(以下「財務諸表」という。)
第四十二条	独立行政法人通則法第三十九条	総合法律支援法第四十八条において準用する独立行政法人通則法第三十九条
第四十二条	第三十八条第一項	総合法律支援法第四十四条第一項
第四十八条第一項	中期計画	総合法律支援法第四十五条第三項に規定する中期計画(以下単に「中期計画」という。)
第五十条	第三十条第二項第五号	同法第四十一条第二項第六号
第五十二条第三項	この法律及びこれ	この法律及び総合法律支援法並びにこれら実績
	実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の件費の見積り	実績
第六十四条第一項	この法律	総合法律支援法
第六十五条第一項	この法律、個別法	総合法律支援法

(法務大臣との協議)

第四十九条 法務大臣は、次の場合には、法務大臣に協議しなければならない。

一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は準用通則法第四十八条第一項の認可

二 この法律又は準用通則法の規定により法務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をした

第五十一条を除く。)、第四章(第五十四条第四号及び第五十五条を除く。)並びに附則第十四条から第十五条まで、第十七条(法務省設

別表日本自転車振興会の項の次に次のように
日本司法支援センター
総合法律支援法

（平成十六年法律第 号）

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一一号の表日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター

総合法律支援法(平成十六年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一一号の表日本下水道事業団の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター

総合法律支援法(平成十六年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二日本下水道事業団の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター

総合法律支援法(平成十六年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二日本下水道事業団の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター

総合法律支援法(平成十六年法律第 号)

(消費税法の一部改正)

第十五条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号の表日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター

総合法律支援法(平成十六年法律第 号)

(総務省設置法の一部改正)

第十六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第十三号中「及び大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。及び日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第 号)第十三条に規定する日本司法支援センター)に改め、同条第十四号中「及び国立大学法人法」を「国立大学法人法及び総合法律支援法」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第十七条 法務省設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第四条第三十号中「法律扶助」を「総合法律支援」に改める。

第五条中「中央更生保護審査会」を「中央更生保護審査会 法支援センター評価委員会」に改める。

第三章第一節中第七条の次に次の一条を加える。

については、総合法律支援法(平成十六年法律第 号)これに基づく命令を含む。)の

定めるところによる。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第十八条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター

総合法律支援法(平成十六年法律第 号)

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第十九条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター

総合法律支援法(平成十六年法律第 号)

理由

内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年六月二十一日印刷

平成十六年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F